昭和十八年四月一日發行（一・四・七・十月各一日發行）　季刊　第五十六卷　第二號

刑政

第五十六卷

第二號

論說

純日本行刑の一體制……正木亮…一
刑務所死亡に關する一考察……大津正雄…一五

資料

刑務所結核に關する若干の文獻……一〇五
一九四〇年ドイツ統一行刑規程（六）……一一九
刑政年報・刑事關係文獻……一二六

財團法人 刑務協會發行

矯正図書館所蔵

前號内容（第五十六巻第一號）

論說

我が國の豫防拘禁制度に就て……正木亮
新流刑への展望……中尾文策
トマス・アクィナスの刑罰思想……齊藤金作
法醫解剖から見た犯罪の統計……古畑種基

資料

ドイツにおける犯罪生物學的事務
一九四〇年ドイツ統一行刑規程（五）

刑政年報・刑事關係文獻

論說

純日本行刑の一體制

——特に行刑奉公隊の誕生に就て——

正木亮

目次

一 行刑奉公隊の組織經過
二 行刑奉公隊の機構
三 行刑奉公隊の基本精神
四 行刑奉公隊の信任制度
五 行刑奉公隊と善時制度の活用
六 行刑奉公隊員の希望心と責任心
七 行刑奉公隊員の司法保護
八 結論

一 行刑奉公隊の組織經過

昭和十七年十一月八日わが國の行刑の中に造船奉公隊が生れた。それより今日まで未だ四箇月を經過したるに過ぎないが、各地より此の種奉公隊の組織が要望されて昭和十八年二月二十日までには造船奉公隊、造機挺身隊及少年造船奉公隊等合計七奉公隊が結成されて居る。此等奉公隊の實狀に就ては、此處に詳述する自由が與へられないから、遺憾ながら之を他日に讓り、ここには主として此等行刑奉公隊の生れるに至つた動機と經過とを述べ、次てその機構、隊の精神に及んで最後に行刑奉公隊の刑事政策的價値を批判して置かう。

行刑奉公隊が生れる動機は決して今日ではなかつた。回顧すれば、昭和六年滿洲事變勃發に際して私達は日本の行

矯正図書館所蔵

刑を擧げて軍需作業に轉囘し、一には以て囚人敎化に資し、二には行刑の官用主義を徹底しようといふことを意圖したのであつた。その時、囚人たちは全力を擧げて之に從事し、甚しきは流感高熱の裁斷工が徹宵裁斷のことに當り、竟に戰死にも等しい絶命を遂げたものさへあつた。日本の多數囚人の戰爭時代に於ける心理狀態は概ね斯くの通りである。

昭和十二年以降に於ける支那事變に際しては益々軍需作業に囚人が使役されるやうになつた。そして之に從事したいといふことは殆んど總ての囚人の熱望となつた。此の間に於ても樣々の美談はあつたが、ここには發表の自由を持たないから之を省略する。しかし、此の間を通じて認められる囚人心理といふものが軍需作業に從事することこそ國に盡すせめてもの心やりであり、罪障消滅の方法であり、名譽であるといふ感じで一杯であるといふことは否定の出來ない事實である。

大東亞戰爭が勃發して、その事情や戰勝のニュースが雜誌「人」を通じ、ラヂオを通じて知らされた。囚人たちは自分が囚はれの身で戰爭に關與出來ぬことを悲しみ、せめても軍需作業の一端にでも關與出來るやうにと切願する者は殆んど全囚といつてもよい狀態になつた。さういふ心理狀態は構外作業への出役者選定の場合にも明にあらはれて來るし又日頃は業種に非常なる關心を持つ受刑者が軍需作業であれば文句なしに命ぜられるが儘に就業する等の點であらはれて居る。

かういふ囚人心理の上に立つて決死隊を作りあげることは困難でない、といふことを私は確信した。せめてもそれ等の囚人の中で優秀な者を集めて、逃走をしないこと、全力を擧げて働くこと等々を誓ひ合ひ結盟の下に軍國の爲に働かせることの可能であることを私は確信して居た。私はその確信を確める爲に、この一年間、各構外作業場を巡視して囚人たちに一年間の無事故を求めその完成の日に彰表の旗を送ることを約束した。昨年の秋までに二箇所も全く無事故の構外作業場が出來、約束の旗を贈ることが出來た。

彼等に對する私の信任は益々度を强めた。戒器・捕繩・聯鎖等の代りに信賴といふ見えざる心の繩でしばりつけて

自由に働かせ出來るだけの能力を發揮し得る機會の來ることを心待にした。

昨年の後半期に於て、わが國に造船の急なることが叫ばれるやうになつた。大東亞戰を勝ち抜く爲にはどうしても鐵と油とボーキサイド等を積んで來る船を急速に澤山作り上げる必要があると叫ばれるやうになつた。私はわれ等の行刑を此の面に轉囘し、人のいやがるやうな職場やむつかしい職場こそ行刑で担當すべきであるといふ確信の下に、局員をして造船事業の中でどの面に囚人を使役し得るかの調査に當らしめたのである。

全く偶然的に、その直後海軍からその管理工場に於て囚人を使用したいといふ交涉がもたらされた。しかし、ここに非常なる障害となることは大會社に於ては前科者を雇傭せざる鐵則のあることであつた。この鐵則のある限り假釋放又は滿期後に於て切角仕立上げた熟練工を逸散せしめ行刑の目的はいふも更なり造船增强の目的すらも水泡に歸する處れがあるからであつた。私はその爲に各造船造機會社の社長・重役に會見して從來の司法保護事業家が登り得なかつたところのこの鐵壁の取りはらひを條件として囚人の出役を應ずることにしたのである。

かくして、竟に、最も信賴するに足るべき優秀受刑者○○名を以て第一造船奉公隊が結成せられ、その結成式が昭和十七年十一月八日○○刑務所に於て擧げられたのであつた。私は彼等を絶對に信じ、戒具を撤して自由職工として働くことを許すが故に、皇國の爲に全力を盡せよと命じた。實に此の日はわが國前代未聞の無戒護行刑の誕生した記念すべき日となつたのである。囚人たちは全く感激して居た。中には絶えず涙して居る者さへあつた。私たちから信任を受けたことと、自由の與へられたことと、そして軍國の一端に觸れせしめられた喜びとが交錯しての涙であると私は感じたのであつた。

第一造船奉公隊活動の狀況に就いては、活動開始後一箇月にして勞政時報第七九六號「海軍管理工場へ進出せる囚人勞働」と題して詳細に報告されて居る。

矯正図書館所蔵

二　行刑奉公隊の機構

行刑奉公隊の機構は昭和十七年十月十五日司法省行刑局行甲第一八〇六號による司法次官の「造船作業ニ對スル受刑者出業ニ關スル依命通牒」に基く。此の通牒こそわが行刑が始めて無戒護外役を許した通牒であり、始めての自治外役制の是認であり、そして善時制度を應用したる假釋放運用法の是認であつたのである。わが國自由刑を公役的性質に轉回せしめ、人的戒護を全幅に認めたる非常に意義深い通牒であるから、ここにその全文を掲げて置かう。

現下ノ諸狀勢ニ照シ造船業ノ擴充强化ハ國策トシテ極メテ緊要ノコトト思料セラレ候處行刑ニ於テモ受刑者ヲシテ直接此ノ國策ニ協力セシムル目的ヲ以テ今般左記「造船作業ニ對スル受刑者出業要綱」決定施行候ニ付テハ各所ニ於テモ能ク其ノ趣意ヲ體シ十分ノ熱意ヲ以テ本計畫ニ協力相成度候

記

造船作業ニ對スル受刑者出業要綱

第一條　造船作業ニ對スル受刑者ノ出業ハ計畫造船ニ直接協力スル爲之ニ受刑者ノ勞力ヲ供給シ併テ受刑者ヲシテ造船作業ニ必要ナル技術ヲ習得セシメ釋放後ノ授職ニ資セシムルコトヲ以テ其ノ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲左ニ依リ受刑者ヲ出業セシム（昭和十七年十二月十二日行甲第二二九一號依命通牒ニ依リ名稱變更）

名稱　第一造船奉公隊

出業受刑者選定範圍　○○控訴院管內

施行刑務所　○○刑務所

指定造船所　○○○○○

第三條　出業受刑者ハ懲役男受刑者ニシテ左ノ各號ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選定ス

一　改悛ノ狀著シク假釋放ノ見込アル者

二　造船作業ニ必要ナル業種（金屬取付、孔明、撓鐵、鋲打、塡隙、塗裝、艤裝等）若ハ之ニ類スル業種ニ就キタルコトアル者

三　身體强壯ナル者

第四條　拘置所長刑務所長又ハ少年刑務所長第三條ニ該當スル者アリト認メタルトキハ別記樣式ニ依リ司法省行刑局長ニ報告スベシ

第五條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ他ノ受刑者ト拘禁ヲ別異スベシ

第六條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ行刑ノ規律ニ反セザル範圍ニ於テ自治ヲ許スコトヲ得

第七條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ監獄法施行規則第九十一條第四項ノ衣類（普通衣）ヲ着用セシムベシ

第八條　本作業ニ出業スル受刑者ノ指導ニ從事スル職員ハ私服ヲ着用スベシ

第九條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ其ノ氏名ヲ呼稱スベシ

第十條　前五條ニ規定スルモノヲ除クノ外施行刑務所長本作業ニ出業スル受刑者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ特別處遇ヲ爲スコトヲ得

第十一條　本作業ニ出業スル受刑者ニシテ行狀善良且勤勉ナル者ニ對シテハ少クトモ勤勞日一日ヲ三日ニ換算シテ殘刑期ノ計算ヲ爲シ假釋放上申ノ基礎ト爲スベシ

第十二條　第六條及第十條ノ場合ニ於テハ施行刑務所長ハ其ノ細則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

右通牒に基きわが國行刑に於ては造船職工として訓練可能なる者、而して假釋放の見込ある者を選定して玆に造船奉公隊を組織することになつたのである。そしてこの奉公隊に對して新たに認められたる處遇方法は次の諸點であつた。

一　自治を認めたること

二　普通衣（小倉霜降作業衣、各工場制帽、日ノ丸腕章）を許されたること

三　本名の呼稱が許されたること

四　戒護者の代りに指導者がつけられ、此等指導員は必ず私服（國民服）を着用することとされたこと

五　工場就業中は善時制度に基き必ず刑期の短縮計算をなし假釋放が約束されるに至つたこと之を要約すれば、行刑奉公隊への加入者に對してはその時より彼を信じ、彼等を普通人として待遇し、その信任に對しては彼等に必死の勤勞奉公の誠を盡さしめようといふにあるのである。即ち刑務官の信賴と囚人の責任とを以てこの奉公隊の機構の核心とされたのである。而して、この制度の確立によつてわが國行刑は改めて一般受刑期、假釋放準備期、假釋放期といふ三大時期に劃され一般受刑期の者は一日も速に假釋放準備期即ち奉公隊に加入せられんこ

矯正図書館所蔵

とを切望するやうに誘導されることになつたのである。

しかし、奉公隊の運營の成否は一にかかつて指導者の良否にあることはいふまでもない。指導者が若し舊來の嚴重なる戒護方法により隊員を信ずることが出來なければ、その指導者の下にある奉公隊は既にその點に於て失敗の第一歩に入ることになるのである。受刑者出業要綱第八條に「本作業ニ出業スル受刑者ノ指導ニ從事スル職員ハ私服ヲ着用スヘシ」とされて居るのは全く刑務官に官服をぬぎ捨て德を以て指導すべきことを要求したるに外ならないのである。細かな點ではあるが結成式のときに指導者たちが私服を着て隊の前列に列んだとき、從來後方からのみ看視を受けて居る受刑者たちは實に感慨無量であつたと述べて居る。

かくして、わが國行刑の中には完全なる自治勤勞部隊が生れ出た。それが卽ち行刑奉公隊であるのである。

三　行刑奉公隊の基本精神

行刑奉公隊の基本精神は一言にして盡せば日本精神の上に組み立てられて居る。隊の精神は學者の紙上論では決して期待出來るものではない。理論でもなければ、事務でもない。只指導者の實際の言行に俟つのみである。その意味に於て、今日の行刑に於ては、行刑の上に立つ者が率先して、模範的言行に出づる外に方法がないといふことに不知不識の中に目標を置いて、我々はお互に自戒し何かしら善行と思はれる行動に出でるやうに努力を拂ふやうになつた。そして、その心持を以て私は行刑奉公隊が結成される毎に、その所に行つて行刑奉公隊の基本精神となるべき點五つを力說したのである。卽ち

第一は、此の隊は誓善團體であるといふことを意識する必要のあることを說いた。誓善團體とはこの團體に屬する限り各人が善を行ふことを誓ひ合ひ、お互の惡を戒め、相互の善行を奬めることを隊の本心とするものである。どの奉公隊もがその結成式に於て善を誓つたのはその意味に於てであつた。

第二は、上命下從の精神を說いた。私が今日行刑上に上命下從の精神を高揚しつつある所以のものは眞の日本人に更生せしめる爲には、殊に滿一軍務にでも從事するが如き場合に於て必要なる根本の精神は上命下從の精神であるといふまでもないからである。聖德太子の十七條憲法、三曰。承レ詔必謹。君則レ天之。臣則レ地之。天覆地載。四時順行。萬氣得レ通。地欲レ覆レ天。則到レ壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承レ詔必愼。不レ謹自敗。之れ所謂承詔必謹の日本精神の出發點である。孝經に君難レ不レ君。臣不レ可レ不レ臣。父難レ不レ父。子不レ可レ不レ子といふことがあるがわが日本の萬邦に無比なる精神は臣下が君に絕對服從であり、子が親に絕對從順であるところに存する。その精神こそが敢然と死につき、所謂醜の御楯となる臣民の精神がわき出でるのである。私は大東亞戰爭時代の行刑はその時代に適する日本人を作る必要があると考へて居る。從つて今日の行刑の敎育の大精神をここに置き奉公隊の精神をここに置いてわが國造船の爲に寄與せしめやうとして居るのである。

第三に、私は卽斷卽決の精神が此の隊の精神であることを說いた。之はひとり受刑者のみならず萬人の處世訓である。爲すべきことを卽決するといふことは要するに人の責任を完ふする所以である。私は從來事を翌日に遷延することがあつてはならぬことを强調して居る。三日の期限を二日に仕上げ、五日の期限を四日に仕上げることを理想として進むことが行刑の最後の目的に導く一番よい方法であると考へて居るのである。然るに、從來の行刑の面を見るに行刑の作業が約束日より遲れることはむしろ當然とされて居た。之を矯めるに非ずしては到底更生誘導の目的を達し得らるるものではないのである。私が奉公隊の精神として卽決卽斷主義を採り容れたのは行刑の傳統的弱點の是正を是非とも必要であると感じたからである。況んや造船のことが一刻も猶豫出來ない大東亞戰下の今日に於てをやである。

第四に、私は奉公隊精神として和の精神を說いた。私は嘗て行刑の基本精神として和の精神を說いたことがあるが、和の精神は、奉公隊の如く私に背き公に向はねばならぬ國家的事業に從事するときは特にその必要を感ずるので

矯正図書館所蔵

ある。十七條憲法一に以レ和爲レ貴。無レ忤爲レ宗。といふことに付て、十五に曰く、背レ私向レ公。是臣之道矣。凡有レ私必有レ恨。有レ憾必非レ同。非レ同則以レ私妨レ公。憾起則違レ制害レ法。故初章云。上和下諧。其亦是情歟。と。苟くも奉公隊員の如く國家緊急のことに當り一日一時も速かに造船の目的に添はんとする時に於て同囚相せめぎ、役人と囚人との間に不和を生ずるが如きことがあつては決してその目的を徹し得るものではないのである。百の刑事政策理論よりも、千の行刑理論よりも和の精神を徹することが行刑の根本であるといふことを私は言ひきかせたのである。

第五に、私は奉公隊員に職域死守の精神を命じた。それはどんな汚い仕事でも、どんな苦しい仕筆でも一度定められたなら之を死守せよと私はいふのである。之を死守する氣持のない以上その者は承詔必謹の精神がなく、背私向公の精神がなく、結局に於て日本人としての適格性を欠ぐことになるのである。その精神のない者はアリューシャンに軍務に服することも出來なければ、ガタルカナルを死守することも出來まい。要するに、囚人を眞の日本人に更生せしめる指導精神方法として私はこの職域死守を採り上げることを忘れないのである。しかし、此の五大精神を以て只單に奉公隊の精神に局限して理解さるべきものではない。それは今日わが國の行刑全體の精神であること勿論なのである。

四　行刑奉公隊の信任制度

行刑奉公隊は完全に役人が囚人を信任して隊務を運行する制度である。行刑に於て役人が囚人を信任するといふことは机上に於ては可能である。しかし、現實の問題として容易なる業ではない。モツト・オスボーンが囚人自治制といふ信任制度を確立した。而もそれが容易に一般の是認を受け得なかつた所以のものは、オスボーンは現實に囚人の長所を經驗し、一般がそれを經驗しなかつた點にもあるのである。行刑累進處遇令に於て囚人に對する信任制度を用ゐ得べき餘地が認められて居り乍ら今日まで眞の無戒護行刑が一度として行はれなかつた主たる原因もかやうな實情にあると思ふ。机上でこそ信任制度を認めたが實際には竟に行はれなかつたのである。

かういふ經驗と未經驗との對立の解決は只斷の一字によつて決するより外に道はない。私はこの度の行刑奉公隊の無戒護信任制度も斷行する以外に道がないと考へ、竟に上述の如く徹底したる信任制度を組織したのである。

アメリカの囚人すらオスボーンの爲に逃走しなかつたのである。況んや日本の囚人に於てをやである。この大東亞戰下に於て銃後の軍務の一翼に參加せしめらるるに際り一人として逃走などを爲すものがあらうか。私はさういう事情を述べて彼等に信任に答ふべきの所以を說いたのである。

信任制度が奉公隊員の感激をそそり、その勞働能率を彌が上にも增嵩さして居ることは各奉公隊成績に關する各所の報告書等によつて明かである。勿論その能率增嵩の主たる原因が無拘束假釋放への希望といふ點にあることは明かであるけれども、同時に信任に對する報謝の念の手傳つて居ることをも看過してはならないのである。

この信任制度即ち奉公隊は目下成年受刑者五隊少年受刑者二隊であるが、最近の結成になる少年奉公隊を除き他の五隊の成績に付いて見るに逃走事故は未だ一件もない。物品包藏の反則により隊員たる資格を剝奪されたる者一人。之に對し、第二造船奉公隊員中には煙草の誘惑を拒絶し、之が動機となりその造船所職工全體間に禁煙運動が起されて居る。又第一造船奉公隊員は就業、罷業時間を短縮し、爲に勞働時間が一般職工間に於ても延長するの結果に導くに至つたことさへ報告されて居る。

短期間の經驗ではあるけれども、私は之によつて更に一層信任制度の用ふべきものなることを確信するに至つたのである。故に今後は各隊に於て大にこの制度を活用し、戒護看守、技手等の補助につくことを認め彼等に自尊心の發揚の機會を與へ併せて人員の節約に資するやうにすべきであると思ふ。

矯正図書館所蔵

五　行刑奉公隊と善時制度の活用

造船作業に對する受刑者出業要綱第十一條に「本作業ニ出業スル受刑者ニシテ行狀善良且勤勉ナル者ニ對シテハ少クトモ勤勞日二日ヲ三日ニ換算シテ殘刑期ノ計算ヲ爲シ假釋放上申ノ基礎ト爲スベシ」と規定された。假釋放の上申は從來刑務所長の自由裁量であるに拘らず、此の規定に於て造船出業後は必ず少くとも二日を三日に換算すべきことが命ぜられたのである。之を詳しく說明すれば、早きは刑期三分の一に至ると同時に、假釋放の出來るやうに一日を三日にも計算し得る途が開かれたのである。されば、造船奉公隊に參加させられたる者はその行狀の如何により、又勤勉の如何によつては必ず速かに假釋放を許されることが約束されたのである。普通職工が勤勉に應じて賃金の增加を受けると同樣に奉公隊員は自由への近途が與へられたのである。

かやうに、自己の努力によつて刑期の短縮せらるる方法を從來善時制度と命けられて居た。

善時制度といふ刑の短縮法は一八六八年ニューヨークの法律に於て始めて認められ、次で一八九一年にオハイオ州に實施せられたる制度である。此の制度は囚人が自分の改悛努力によつて刑の短縮をかち得る制度であつて、假釋放とはその趣を異にするが、少くとも囚人に改悛自新を促すには最も合理的制度であるに拘らずアメリカに於ては假釋放制度の採用と共に姿を消したのである。

しかし、改悛自新の點を强調する刑事政策に於ては寧ろ官吏の裁量によつて決する假釋放よりも有效適切なる制度と考へられ、一九二四年のソヴイエト勞働改善法に於ては特に此の制度の採用を見るに至つたのである。私も亦囚人の改悛自新は今日の如き假釋放よりも積極的なる善時制度を採用することの必要なることを屢々論じたのであつたが（拙著行刑上の諸問題第三三頁、增訂版刑事政策汎論第三〇六以下）、此の度の奉公隊に於ては假釋放測定の方法

として、此の善時制度が織り込まれたのである。卽ち此の奉公隊員は、假釋放は刑期三分の一を過ぎることによつて許されるけれども、三分の一で許されるか二分の一で許されるかといふことは自己の改悛の努力、勤勉の努力によつて決せらるるのである。之を往時のアメリカ及び近時のソヴイエト改善制度に比し全く異りたる獨自の改悛自新の方法がとられたわけである。上述したやうに、一方に於ては信任の制度を採り他方に於て善時制度といふ刑期の自力短縮方法を認めたるところに行刑奉公隊が從來の刑事政策に見ざる特色を持つに至つて居るのである。

六　行刑奉公隊員の希望心と責任心

行刑奉公隊員は上述の如く從來嘗て見ざるところの自由への希望が示されたのである。從來の取扱によれば假釋放は只刑期三分の一經過によつて許されるといふことが示されるのみで全く拔き打ち的の假釋放であつた。假釋放に付ての心の準備もなく只投機的の喜びであるといふ性質を持つて居るのである。然るに奉公隊の組織は正に假釋放の準備時代を劃したのである。卽ち奉公隊に編入されることはやがて假釋放を保證されることであり、然もその勤勉努力の如何によつてより速かに自由生活が與へられるといふ希望が明白に示されたのである。換言すれば、行刑奉公隊は假釋放準備期として誕生したことになつたのである。

このことは一面に於て一般受刑者に非常なる希望心を繫ぐこととなつた。卽ち彼等は一日も早くこの隊に編入されんことを熱望して居る。而して、隊員はその勤勉努力によつて一日も速かに自由生活に入らむことを希ひ、その希望に滿ち〳〵て居るのである。期せずして行刑の初期時代、假釋放準備時代及假釋放といふ累進方法が完成するに至つたのである。

しかし、之等の累進の爲に特に重要視されたのは責任心である。若も受刑者が只單に假釋放を期念するの餘りに勤

矯正図書館所蔵

勉努力をしたりとしてもそれは決して奉公隊參加の資格たる善行と認めることは出來ない。奉公隊員は彼等の前途に光明が與へられる代りに、お互の生活間には互に惡を戒め善を勸める責任が課せられて居るのである。先日某少年奉公隊員にして反則を行つたものがあつた。之に對して同僚隊員は敢然自首すべきことを勸告した。又少年奉公隊結成式の時凍傷の爲に擧式に參列出來ない僚友を友囚たちが援け背負つて式に參列せしめた。かやうにお互に戒め善を行ふところにこの隊の重要なる生命があるのである。犯罪人の獨得ともいふべき利己心を打破すべき爲に此の隊に於ては特に責任心が金科として示されて居るのである。

各奉公隊の結成式に於て私は必ず「お前たちはわが國造船の緊急に參加する爲にこの信任を受け、此の自由を與へられるのである。この信任を裏切つてはいけない。そして、お前たちが假釋放になつた曉には少くとも假釋放期間中をその教えられた技能を以て造船の御禮奉公をして貰ひ度い」と訓示をして居る。

かくして行刑奉公隊員は協同生活の美點と自尊心と責任心とを訓練せられつつあるのである。而も彼等は造船の技能者として力を捧げつつ更生といふ教化道を歩まされつつあるのである。

七　行刑奉公隊員の司法保護

行刑奉公隊は上述の如く假釋放の見込ある者を以て組織せられ且假釋放は善時制度の方法を以て許されるのであるから、遲かれ速かれ奉公隊員は一人殘らず假釋放に付せられるのである。此の場合に於て假釋放者を如何に處置するかといふ問題は全く司法保護の職責に屬する。しかし、今回の如く造船の技能者を養成し以て行刑授職の目的を達しようとする場合に於て假釋放期間中の行刑監督を無視して司法保護を行ふといふことは造船奉公隊の窮局の目的を破壞するに至るのである。その點に於て私は假釋放者の繼續就業を監督することはむしろ行刑の司るべき司法保護事業であることを確信したのである。此の點に於て私は行刑と保護の不可分なることを痛切に感じたのである。

偕その見解の下に奉公隊の就業すべき會社の社則を見るに何れも前科者の不採用が堅持されて居た。その社則は必然に奉公隊員の前途を暗澹たらしめるものがあつた。私は奉公隊の結成に先立て會社重役にこの鐵則の撤去を强要したのである。その結果先づ〇〇〇造船所に於てその鐵則が取りはらはれ愈々奉公隊が結成されることになつたのである。私は此の大會社に於ける前科者不採用の鐵則取拂がわが國刑事政策の一大進歩であることを斷言してはゞからないのである。思へば、司法保護事業家が或は前科抹消の法律を絶叫し、或は復權の擴大を希ふ所以のものは何か。全く釋放者の生活安定に他ならないのである。而もそのことは全く百年河清を待つの感があつた。かくの如き絶望狀態が實に行刑奉公隊の結成と共に竟に解結されるに至つたのである。〇〇〇造船所以外の〇會社はその後何れも釋放後の就職を保障しようと何れも社長自らの口より約言せられたのである。從つて今後の奉公隊員に對する保護事業は會社自らの手になり、行刑中の職業がそのまま釋放後に續けられることになつてきたのである。司法保護に於ける一大革新であることを私は信じて疑はない。恐らくこのことによつてわが國保護制度に一變革の來さるべきこと期して待つべきものがあるのではないかと思ふのである。

八　結　論

行刑奉公隊の組織及職域は極めて小さい。一隊の最小人員五十人、その最も大きな部隊でも百五十人に過ぎない。從つて今日四萬の受刑者數に比すれば極めて小人數の處置に過ぎないのである。しかし、組織及職域は小さくともその運營の價値に至つては實に大きいのである。

第一にこの奉公隊運動が盡忠報國を旨とする勞働運動の擴がりであることを忘れてはならない。自由主義經濟の餘弊を藏して居る今日賃金勞働に代るに敎化的勞働として而も能率向上が報國の誠と正比例すべく仕組まれて居る勞働機構であることを看過してはならないのである。

矯正図書館所蔵

第二の奉公隊運動は行刑の舊殻をいろ〳〵の面に於て脫がしめた。行刑官吏の囚人に對する心持を變へたことがその一つ、囚人に人間性を復活せしめたことがその二つ、社會人に自由刑の觀念を變更せしめたことがその三つである。奉公隊員は贖罪感を被害者に向ける代りに專ら盡忠報國の念を全ふすれば足りるといふ國家的倫理觀を完成することに導かれるやうになつたのである。その點に於て奉公隊の誕生は私の主張になる倫理刑が一層明かにされたことになるのである。

第三に奉公隊運動は此の人力不足の時に際り人手を減殺するといふ自由刑の不合理なる刑罰作用を調和する唯一の方法として役立つた。惟ふに、今日の裁判に於て言渡される一年間の自由刑者は實に約二萬八千人に上りつつあるのである。此等の人人を應報威嚇の下に空役を課さんか、戰時國家の蒙る損害は實に筆紙に盡し難いものがある。古い刑罰觀を全ふするが是か、國家の生命を全ふするが是か、私の行刑觀は勿論後者に從ふのである。その意味に於て作られた行刑奉公隊は現實によつて刑罰制度上不用とさるべき人間を有用に使役して以て刑罰の戰時的性格と反する點を調和するに役立つたのである。

第四に行刑奉公隊は自らにして司法保護の方法に百八十度の轉回をもたらしたのである。司法保護なるものは第三者の慈善事業よりも本人自身の働きによつて解決すべきものであるといふことを如實に示したのである。從來の保護事業家が自己の慈善心と第三者の同情と理解を得ることによつて保護事業に旋風が卷き起るであらうことは火を睹るよりも明かであるのである。

釋放者の自力こそが保護事業解決の鍵であるといふことを如實に示したのである。恐らく此の傾向が擴がつて保護事業に旋風が卷き起るであらうことは火を睹るよりも明かであるのである。

この四つの問題を考へ歸納するとき行刑奉公隊の誕生は世界刑事政策に前代未聞の事象を卷き起したことになるのである。これこそ純粹なる日本刑事政策、日本行刑の一體制といはれ得べきものであると私は深く信じて居る次第である。

——昭和十八年二月廿七日夕——

刑務所死亡に關する一考察

大津正雄

目次

一 序說
二 我國刑務所死亡の實際
三 昭和十六年死亡者の分析
四 結論

一、序說

戰時下に於ける人口問題は最も端的に國力を表現するものとして又戰力を基礎づけるものとして今や重要なる問題と化してゐる。現在の日本は一人でも餘計に働ける人間の欲しい時であり、强健なる者は强健なりに、弱い者は弱いなりに老も若きもあげて國家に盡すべきの時と云はねばならない。人口を增やすには出生を增加せしむるか、死亡を減ずるかこの二つの方法しかない。從つて當面の人口政策の目標もこの二つの方法を出でないのである。其の死亡減少方策の一環として死亡現象が從來の消極的立場からではなく新しい積極的見地から改めて檢討される必要が生じて來てゐる。死亡現象を窮明する事によつて一人でも死亡を少くし一人でも長く活かして勤勞の道を進ませねばならない、之が今後の課題なのである。勿論此處に云う生命の保持とは曾つての如き個人的悅樂を目的とした生命の助長であつてはならず、國家の要請にこたへて如何なる勤勞にも進んで耐へ得る精神を持つた生命の爲のものと考へるべきである。健兵健民の趣旨もとよりしかりと考へる。死亡も亦死亡の直接原因である疾病も共に民族の敵であるが、同時に我々が當面する犯罪も民族の敵と云はねばならない。死亡も疾病も犯罪も是を根絶すると云ふ事は至難或は不可能であるにしても是を抑制し減少する事は努力次第によつては可能な事は論をまたない。先づそれらのよつて來る處

矯正図書館所蔵

を検討する事が必要なる所以である。

死亡現象は國により環境により其他様々の條件によりそれ〴〵異つた形であらはれてくる事は當然である。然しいづれにしても構成人口の生命の總決算をあらはすものであり衞生狀態の適否を指示するものである事には違ひはない。犯罪も死亡も違つた意味で文化のバロメーターと云はれてゐる。從つて特に刑務所收容者の死亡の問題は社會の表面にあらはれるべき問題ではないにしても、文化の眞實なる面を暗示するものとして非常に興味の深い題材と云う事が出來よう。此處に各國の死亡或は刑務所死亡の大略を述べてその意味について考へて見たいと思うのである。

死亡現象を簡單にあらはすものとして普通構成人口千に對する一年の死亡者數をあげた死亡率を用ひる（粗死亡率）。衞生狀態を改善すれば必ず死亡率は下つてくる。各國共この死亡を減らす即ち死亡率を下げる事には相當の苦心を拂つてゐるのであつて、文明國程低率を示してゐるのは決して理由のない事ではないのである。我國の死亡率は殘念ながら他の文明國に比べて著しく死亡率が高い現狀にあるが之が努力によつてはどの程度にまで下げ得るかは、先進諸國の經驗のあとを顧みる事によつて明らかになるであらう。

試みに明治三十三年（一九〇〇年）以來の各國死亡率を表示すれば第一表の如くであるが是により了解される事は、獨逸の死亡率減少が最も著明であり我國のは最も緩漫な下り方をしてゐる事である。獨逸も始めは我國と同様に高率であつたが衞生改良の努力により漸次遲減し殊に大正末期にはその傾向が著るしく既に一一‰になつてしまつた。我國は現在でも依然として一七乃至一八‰に止つてゐるのである。丁度英米の今から四十年前の率と同じなのである。遺憾な事と云はねばならない。戰爭との關係から云へば大正三年より七年にいたる第一次大戰に於ては各國とも多少の增加が見られ殊に交戰國獨伊英には甚だしくあらはれ大正七年にはインフルエンザの世界的流行に伴つて各國共驚異的高率を示した。

この表によつて考へられる事は我國の現在の高率も衞生改善の努力によつては各國並に一〇‰臺にまで引下げる事

が容易であると云う事である。それが又當然健民國策の目標でなければならないのである。卽ち文明國にあつては人口百に付略一人の死亡者を出すのが普通であり、平均して一人半或は二人もの數を出す事はどこかに不合理がある爲だと考へられる。しからば我國の高率の原因は何であるか又不合理はどこにあるかと云へば、種々の點が考へられるが、先づ原因別比較から見て歷然と多いのは第一に結核であり（各國との比較は人口萬に付約二〇‰對七‰）第二に乳兒死亡を含む下痢腸炎であり（一六‰對八‰）之に腦溢血（一七‰對八‰）肺炎（一六‰對八‰）等がつづいてゐる。反對に著るしく少いのは心臟病（六‰對一五‰）等である　是等の病名に付ては國により多少病名決定の際の慣習の偏差が考へられはするが、結核と乳兒死亡の斷然多い事だけははつきりと日本死亡率の特徵をなしてゐる。各國に於ては既に數十年以前に解決濟の是等の問題がひとり我國に於てのみ未だに解決されず益々焦眉の問題となつてゐるのは一に我國衞生の、ひいては我國文化の立遲れを示すものと云つて差支ない。

從來伊太利が急性傳染病發生其他の狀態から見て我國と獨英米の間をしめてゐた事は注目に値する現象であつた。卽ち伊太利は死亡率に於ても又その原因別死亡の分析から見ても我國と獨英米との間にあつて丁度移行型を示してゐるのである。從つて極く概觀的に云うならば我國の文化と衞生がより以上に進んで行けば、おそらくやがては伊太利の數字に近づき次には更に獨英米の數字に近づいて行くのではないかと云う事が推測されるのである。言葉を換へて云うならば事衞生狀態に關する限り英米が最も早く發達し一番進歩し、獨逸は少し遲れたが既に之に追付いてをり、伊太利ははるか遲れ、日本は更にそのあとを歩んでゐるとも考へられるのである。勿論氣候、國情、人口構成其他の相違によりあらゆる國々が全く同じ死亡現象を呈するものとは思はれないが、少くも大體の傾向としては以上の様な趨勢に近似的な歩みを見せるのではないかと豫想されるものがある。此處でも現實の國家の動向と同じ様な追うものと追はれるものの姿が見られる。善惡に解すれば追はれる英米の數字はある意味の極限に達した行詰りとも見られ、追う日獨伊には現在か未完成なだけに、將來への餘力と展開が期待されるのである。

矯正図書館所蔵

第一表　各國死亡率並本邦刑務所死亡率（人口千ニ付）

		日本	獨	英	米	伊	刑務所死亡率	日本結核	刑務所結核
明治三三年	一九〇〇	二一・三	一八・四	一七・六	二三・八	二〇・二	一・六	六・七	
〃三四年	一	二〇・四	一七・一	一六・五	二三・〇	一九・三	一・七	六・〇	
〃三五年	二	二〇・九	一九・四	一五・九	二二・二	一八・三	一・八	四・六	
〃三六年	三	二〇・〇	一九・六	一六・〇	二三・四	一八・二	一・九	四・九	
〃三七年	四	二〇・三	一九・六	一六・五	二一・二	一七・六	一・九	六・六	
〃三八年	五	二一・一	一九・八	一五・七	二〇・九	一七・四	二・〇	七・六	
〃三九年	六	一九・八	一八・二	一五・五	二〇・九	一七・四	二・〇	六・四	
〃四〇年	七	二〇・九	一八・〇	一五・三	二〇・九	一七・四	二・〇	五・九	
〃四一年	八	二一・九	一七・二	一五・〇	二一・七	一八・二	二・〇	五・四	
〃四二年	九	二一・一	一六・二	一四・八	二一・九	一九・〇	二・〇	五・〇	
〃四三年	一九一〇	二〇・三	一七・三	一四・〇	二一・四	一九・二	二・〇	四・八	
〃四四年	一一	一九・九	一五・六	一三・九	二一・九	一八・七	一・九	四・九	
大正元年	一二	一九・四	一五・〇	一四・一	二一・七	一七・九	一・九	四・六	
〃二年	一三	二〇・〇五	一九・〇	一四・一	二一・八	一七・九	一・九	四・五	
〃三年	一四	二〇・一	一六・二	一四・一	二一・六	一八・〇	一・九	四・五	
〃四年	一五	二一・五	一九・二	一四・〇	二一・九	一八・五	一・九	四・五	
〃五年	一六	二一・〇	一九・四	一四・二	二一・四	一九・二	一・九	四・五	
〃六年	一七	二一・四	二〇・六	一四・八	二一・四	一九・二	一・九	四・五	
〃七年	一八	二四・八	一五・六	一三・八	二五・四	一九・二	一・九	四・五	
〃八年	一九	二五・四	一五・一	一三・九	二三・九	一九・二	一・九	四・五	
〃九年	一九二〇	二三・七	一三・九	一二・七	二二・七	一九・二	一・九	四・五	

以上簡單に我國死亡率の特徴に付て記したが次に我々の對象とする我國刑務所死亡率が如何なる數字を示してゐるかに付て一瞥して見たい。二十世紀以前の監獄死亡が驚異的に高かつたのは各國共通であるが、少くも獨英米に於て

		日本	獨	英	米	伊	刑務所死亡率	日本結核	刑務所結核
〃一一年	三	二一・三	一四・四	一二・一	一八・四	一七・六	二・二	三・〇	九・九
〃一二年	四	二一・八	一三・九	一二・三	一七・一	一六・五	二・〇	二・七	七・一
〃一三年	五	二二・三	一二・九	一二・六	一七・四	一六・〇	二・〇	二・七	七・一
大正一四年	六	二〇・三	一一・八	一一・九	一六・五	一五・九	一・九	二・七	六・八
昭和元年	七	一九・八	一一・七	一二・〇	一六・〇	一五・八	一・九	二・七	六・八
〃二年	八	一九・二	一一・七	一二・〇	一六・〇	一五・七	一・九	二・七	六・八
〃三年	九	一七・九	一一・六	一一・九	一五・七	一五・五	一・九	二・七	六・八
〃四年	一〇	一七・四	一一・二	一一・八	一五・六	一五・三	一・九	二・七	六・八
〃五年	一一	一七・四	一一・九	一一・八	一五・五	一五・二	一・九	二・七	六・八
〃六年	一二	一七・〇	一一・八	一二・〇	一五・四	一五・〇	一・九	二・七	六・八
〃七年	一三	一七・四	一一・九	一二・〇	一五・四	一五・〇	一・九	二・七	六・八
〃八年	一四	一六・八	一一・八	一二・〇	一五・三	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃九年	一五	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一〇年	一六	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一一年	一七	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一二年	一八	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一三年	一九	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一四年	二〇	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一五年	二一	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八
〃一六年	二二	一六・八	一一・七	一二・〇	一五・二	一四・九	一・九	二・七	六・八

單なる數字にすぎない死亡率に於てすら、かくも國力其他の投影又は表現が切實にあらはれる事を思はねばならない。

矯正図書館所蔵

は十九世紀半ばには五〇‰以下に低下してゐたとみられる。その頃の我國は明治以前の事であつて、もとより統計數字は求むべくもない。各國の監獄死亡が二〇‰代になつた明治二十年には我國のそれは九〇‰と云はれ、漸く其の後遞減して明治二十九年には五〇‰となり、本表の示す如く明治三十三年には二〇‰に落着いたのである。是までにした先人の努力の跡が偲ばれるものがあらう。各國の監獄死亡の低下のあとを追つた我國の監獄死亡はこの様にして、二十世紀の始めには一般社會の死亡率と表面上は同率を示すに至つたのである。其後一般死亡は大正後期にかけ寧ろ僅かながら增加の勢ひを見せたが、刑務所死亡は反對に一路減少の經過をたどり一時は社會死亡率の半ば以下にまで低くなつた。大正十二年の社會死亡率は二二・八‰であり刑務所死亡は一〇・四‰である。まことに行刑衞生の進展見るべきものがあつたと云はねばならない。大正十四年には實に七・四‰の最低率を示し本邦刑務所死亡率の記念すべき極小値をなしたのである。因に同年の社會に於ける率は二〇・三‰であり、米國の刑務所死亡率は八‰であり、我國は始めて外國のそれに匹敵するかに見えた。然し未だ同年に於ける英國刑務所の三・七‰、獨逸の二・五‰には及ばなかつたのである。

然るに大正十二年より昭和十年まで續いた此の低率現象は昭和十一年以後俄かに平衡を破り、逆に上昇の傾向を示すに至り、昭和十六年に至つては二〇・五‰となり、明治年間をのぞき大正二年及び七年以外には曾つて見られなかつた高率を示し來つたのである。明治以來の刑務所死亡率の消長に付ては亦稿を改めて具體的分析にあたるつもりであるが斯く一旦低下した死亡率が何故に最近昇つて來たか其の原因の窮明こそ今直ちに我々に課せられた問題でなければならないと思うのである。

此處で結論だけ先に云うならば最近に於ける我國刑務所死亡上昇の原因の大半は結核に歸せられるのであるが、しからば社會に於ける結核死亡は如何なる變化をしてゐるかに付て先づ檢討してみる必要がある。その累年の變化を第一表に併せて揭げてをいたが、之を見てもわかる樣に社會の結核死亡は刑務所と比べて率も低く各年を通じ二‰を前

後し著るしき動搖は見られない。昭和十四年以後の數字は發表の自由はないがしばゝ首相や厚相の言明にある如く一般死亡と共に殆んど增加らしい增加は認められないと云はれてゐる。之に比して刑務所結核は非常な動搖を示し明治時代の六‰、七‰が一旦次第に下つて大正十四年には二・三‰の最低値に至り略社會の數字に近づいたのであるが、昭和九年頃より反對に增加し來つて、遂に昭和十六年の九・九‰の未曾有の高率に達した。今や刑務所結核の問題は焦眉の急を告げてゐる現狀と云はねばならないのである。

抑も社會死亡と刑務所死亡の內容には如何なる相違が見られるか、それを知る爲にはお互ひの死亡原因を比較すればすぐ解る筈である。昭和十三年の兩者を對照したのが第二表である。刑務所に於て特に多いのは結核（殊に呼吸器結核）であり、之につぐものは腦溢血である。反對に社會では乳幼兒或は老衰死が相當に多く見られる。社會に於て肺炎死亡の多いのは或は結核が病名を嫌はれて此處へ逃げこんでゐるのではないかと云う事が想像されないでもない。刑務所とは違つて社會の結核統計は實際よりはかなり少く表はれてゐる筈である。ある意味では刑務所結核の消長が寧ろ社會の實際の結核の動向を示唆してゐるとも見られるのである。刑務所結核の檢討の意義の重大さが此點にある事を考へねばならない。

刑務所死亡の大半は結核と腦出血である事を我々は見たが、腦出血は社會に於ても刑務所程ではないがかなりにあり、特に刑務所死亡を本質づけるものとは考へられない。何故結核のみが斷然多いのであるか、それに付ては又稿を改めて論ずる機會があるであらう。

死亡率を論ずる場合、勿論社會と刑務所との構成人口の差異を忘れる事は許されない。社會にあつては乳幼兒或は老年死亡が相當に多く、之を刑務所と同樣の人口構成にして計算するならば、その死亡率は當然少しく低くなるのである。更に考へねばならぬ事は刑務所で死すべき重症患者が未治出所、假釋放、或は刑の執行停止等により外部に出所してから死亡する者が少くない點である。之を一々正確に修正するのは仲々困難ではあるが、若し是等の數を死亡

矯正図書館所蔵

第二表

昭和十三年（一九三八）原因別死亡率比較表

（人口一萬ニ付）

死亡原因名	日本	刑務所
腸チフス及パラチフス	一・一三	二・〇九
痲疹	〇・六九	
猩紅熱	〇・〇六	
百日咳	一・二三	
ヂフテリア	〇・一七	
流行性感冒	一・〇六	
呼吸器の結核	一四・八八〇	五・四八
その他の結核	五・七三	四・九四
腸	〇・六一	〇・一九
毒	〇・〇三	
マラリア	〇・〇三	
その他の傳染病及寄生虫病	五・八三	一・三三
癌	六・九八	二・〇九
その他の悪性腫瘍	〇・四二	〇・一九
良性腫瘍及悪性良性別不明の腫瘍	〇・一六	
慢性レウマチス及痛風	〇・四三	〇・一六
病		
糖尿	〇・〇四	
慢性及急性アルコール中毒	二・七五	一・三五
その他の全身病及慢性中毒	〇・五五	三・四三
脊髄癆及痲痺性癡呆	一七・七七〇	二四・三三
腦出血腦栓塞及腦血栓	七・七三	五・七〇
その他の神經系及感覺器の疾患		
心臟の疾患	六・五七	六・〇八
その他の血行器の疾患	〇・九九	〇・七六
氣管支炎	三・六二	一・一四
肺炎	一六・三六	七・四一
その他の呼吸器の疾患（結核性ヲ除ク）	五・一五	五・一三
下痢及腸炎	一六・一九	一・五三
虫様突起炎	〇・七七	〇・六七
肝臟及膽道の疾患	一・八八	一・三〇
その他の消化器の疾患	八・三八	七・七九
腎臟炎	八・五六	三・四三
その他の泌尿生殖器の疾患	〇・八一	〇・六七
熱褥	〇・一五	
産	〇・五三	
その他の妊娠分娩及産褥の疾患	〇・七三	〇・三八
皮膚皮下結締組織骨及運動器の疾患	〇・九七	
先天性弱質畸形早産	一〇・六八	〇・七六
老衰	一三・六八	一・七二
自殺	一・六九	
他殺	〇・〇六	
外因死又不慮の死（自殺及他殺ヲ除ク）	四・三八	四・五六
不明の診斷及不詳の原因	五・〇四	一・九〇
計	一七四・四五	一四六・八八

の内に加へるとすれば、死亡率は當然かなり高くなる事は自明の理である。曾つて芥川博士は大正年間、一見所謂受刑者死亡率が社會のそれより低く見えた頃、此の訂正死亡率を比較する事により眞の男子受刑者死亡率が、社會の十五歳以上男子死亡率に比べ事實に於て遙か高い事を證明された。眞の刑務所死亡率とは所内死亡數に、疾病による刑執行停止數を加へ、それより執行停止取消による復監人員を減じたものを基礎とするのである。昭和十年及び十三年の訂正死亡率の例を次にあげてみよう。

昭和十年

社會死亡率	一六・八‰	十五歳以上男子死亡率
刑務所死亡率	九・六〃	實際死亡率
男受刑者死亡率	一〇・七〃	〃
	一二・〇‰	
	一二・七〃	
	一四・三〃	

昭和十三年

社會死亡率	一七・四‰	十五歳以上男子死亡率
刑務所死亡率	一四・七〃	實際死亡率
男受刑者死亡率	一六・〇〃	〃
	一三・〇‰	
	一八・八〃	
	二〇・六〃	

之を見ても解る様に、粗死亡率に於て見かけは社會より低い様に見えても事實は之を凌駕してゐる事が見られるのである。この様な二重の修正をなさずして尚且つ、始めから粗死亡率に於て社會より高いとするならば是は完全に高いのであると云う意味を忘れてはならないのである。

我國刑務所死亡率の概略は以上の通りであるが、次にしばらく諸外國に於ける刑務所死亡率の實狀に付て觸れてみたい。只遺憾な事は充分な資料が得られないのでほんの概觀をするに止めるつもりである。

各國共十九世紀初頭にあつては五〇乃至一〇〇‰に近い刑務所死亡を示してゐた事は敢て稀ではなかつた。十九世

矯正図書館所蔵

紀前半に於ける死亡率は大體五〇內外の數字を示してゐる。

フランス	五七‰
ベルギー	三〇〃
ヒラデルヒヤ（米）	四七〃
ミルバンク（英）	三五〃

十九世紀の半ば既に英米では世界にさきがけて左の如き低率を示した。いづれも一八四〇年の統計である。

英國刑務所平均		一九‰（結核死亡率 七‰）
米	アウバン	一九 （〃 九）
	イースタン懲治監	二一 （〃 一〇）

之等の數字は將に現在の我國刑務所のそれと略似たものである事を銘記されたい。今から百年も前に英米の實際衞生が此處まで進んだ事は確に特記すべき事なのである。英國の刑務所死亡は其後續いて激減し十九世紀後半には八‰臺となり（一八七七年八・三‰）最近に於ては三‰より五‰の間を上下してゐる現狀である。

一九二七	ロカールプリズン	三・七‰
〃	〃	三・六〃
一九三二	コンビクトプリズン	四・九〃

ロカールプリズンとは地方の輕罪刑務所であり、コンビクトプリズンは國立の重罪刑務所であり、その性質上後者の方が死亡率が高いのは當然である。英國に於ける刑務所結核死亡は一八四六年には四・二‰であつたが、一九〇三年には一・二‰となり、一九三二年には僅に〇・五‰に過ぎず社會の〇・八‰よりも低く之を同じ年の我國の率と比較すれば遙かのへだたりが看取されるのである。

一九三二（昭和七年）

		英國	日本
〃	社會死亡	一二・三‰	一七・七‰
〃	結核	〇・八	一・八
刑務所死亡		四・九	八・七
〃	結核	〇・五	三・一

しかも昭和七年は我國刑務所死亡が近年最も低かつた年なのである。我國の社會結核死亡が英國の二倍程度であるのに對し刑務所結核死亡は英國のそれに比し六倍であり現在では恐らくより以上の差があると考へられるのである。殊に英國では刑務所結核が社會結核より低いのに對し、我國では反對に著るしく高い事を注意する必要がある。

註 英國の刑務所死亡に關する統計は Criminal Statistics にはのつておらず已むを得ず East の近著 Medical Aspects of Crime 1933 に據つた。イーストは多年英國の實際の行刑衞生にあたり後には司法省衞生官として多大の功績を殘した人であり此の著には英國に於ける行刑衞生進展の經過があますなく說かれてゐる。

米國の刑務所死亡率は十九世紀に於て既に二〇‰代を割り現在では七‰乃至八‰の數字を示してゐる。獨英の率よりはいくらか高いがそれでも、我國よりは低い。第三表にあげたのは聯邦刑務所即ち國立のものと、州立刑務所との統計であり、地方の郡立のジェールの如きは含まれてゐない。一九三三年のジェールの人口は四六二九二人で一年の死亡者は一七四人、此の死亡率は三・七‰にあたる。一方聯邦刑務所の一日平均人員は一四八五九人で死亡者は九〇人、州立刑務所の人員は一〇八九九八人で死亡者は九四四人、以上の材料により推測するに州立刑務所が最も死亡率が高い事になる。

ジェール（地方刑務所）	三・七‰
聯邦刑務所	六・〇
州立刑務所	八・六

米國の刑務所死亡が獨英より比較的高いのは興味のある問題であり、この死亡の內容が知りたいのであるが、手元

矯正図書館所蔵

の資料では詳にしゐないのは遺憾である。以上の數字はアメリカ統計局發表の Prisoners in State and Federal Prisons and Reformatories (Statistics of Prisoners Received and Discharged during the Year for State and Federal Penal Institutions) 及び County and City Jails. Prisoners in jails and other penal institutions under county or municipal jurisdiction. の各年より引いたものである。今やアメリカ十八萬の受刑者の動向並に狀態の注視は今後と雖も必要な事はいふまでもない事であらう。高度の文化國を自稱するアメリカの實相は監獄暴動やリンチによつて有名となつた行刑の面を通じて、又その死亡現象の批判を通じて曝露されねばならないからである。彼、刑務所統計の如きも單に Receive と Discharge の二に大別し後者の一欄にわづかに Died 或は Death とのみ記されてゐる有樣で少くも統計を通して見たアメリカ行刑は眞の科學性の缺如を如實に示してゐると思はれるのである。

それと反對に獨逸の行刑統計は恐らく最も誠實な確かさを持つてゐるものと考へられる。その示す刑務所死亡の經過をたどるならば、十九世紀の後半に於てプロイセンでは三三‰より一九‰に下り、結核死亡は一八‰より八‰に減じ、バイエルンでは最高五〇‰のものが三〇‰に下り結核死亡は二〇‰より一二‰に低下した事が見られる。二十世紀以後に於ては內務省所管の重罪刑務所 Zuchthaus が一〇‰臺、司法省所管の一般の刑務所が五‰代を示し、一九二三年兩者の統合以降は三‰或は二‰の驚くべき低率となるに至つた。例へば一九二九年の統計によれば平均收容人員三〇二九五人に對し死亡者は六三人、その內結核は一人もゐないのである。將に隔世の感がある。之を同年の我國と比較すれば左の如くになる。

第三表　米國刑務所統計

	一日平均收容人員	死亡	死亡率
一九三二	一七、三四二	九六二	八・三‰
一九三三	一九、二六六	八八〇	七・三
一九二四	一七、九三六	九四三	七・九
一九三五	一三、八二一	九〇二	七・三
一九三六	一三、八七七	一〇二四	八・三

	獨逸	日本
社會死亡	一二・六‰	二〇・〇‰
〃 結核	〇・九	二・〇
刑務所死亡	二・一	九・〇
〃 結核	〇	二・四

しかも同年の我國刑務所死亡及び結核のそれは近年に於ける最も低率とも云うべき數字である事に注意されたい。此處に他山の石として、獨逸が曾つてのすさまじかつた刑務所結核と如何に戰ひ如何によく之を克服したかに付て少しく駄足を附け加へて見たいのである。第二次世界大戰勃發後の各國行刑の事情は之を詳知する術はないが、少くもそれまでの獨逸の刑務所に於ては結核死亡の如きは殆んど無きにも等しい寥々たるものであつた。總死亡に於ても百人たらずであり、或る意味で行刑衞生の極限に達したかの感がするのである。もとより死亡率の減少のみが行刑衞生の目標ではない。犯罪者そのものの醫學的究明或はこの拘禁と云ふ特殊環境における身體的精神的變化の本質的檢討即ち行刑醫學なる獨特のものの建設又は人間の最も簡素なる生活樣式の科學的確立等が今後の命題となつてくるのであるが、何よりも先づそれらの出發點となるのは行刑の實體としての被拘禁者の生命の維持である事は餘りにも明白な事である。彼等の身體、彼等の健康、此の實體なくして行刑はない。死亡の問題は從つて最初の問題であり又最後の問題でもあるのである。

扨十九世紀末より二十世紀はじめにかけての各國刑務所の結核死亡率は次の樣であつた。

英　國（一八九八―一九〇三）	二・〇‰
プロイセン（一九〇一―一一）	五・五
バイエルン　〃	八・五
サクソニー　〃	九・〇

矯正図書館所蔵

ベルギー（一八九四―九八）　二・七‰
フランス（一九〇二）　一二・〇
オーストリー（一八九八―九）　一六・〇
ハンガリー（一八九四―一九〇三）　一九・一
日　本（一九〇〇）　六・七

此の時、獨逸は既に衞生改善によつて立直りつつあつたのであるが、獨逸に於て最も刑務所結核死亡の高かつたのは一八八〇年頃であり、それは驚くべき數を示してゐた。

一八七一―八〇　バイエルン　一九・七‰
一八七八―八二　プロイセン　一八・四

此の刑務所結核死亡増大の傾向に鑑みて獨逸の行刑當局は直ちに對策に努め一八八四年以後、患者隔離と消毒に付ての活潑なる努力が續けられ、殊に一八九五年からはコルネ教授の指導のもとに貴重なる調査が行はれた。そして最初に取上げられた問題は、かかる結核死亡増大の原因は果して所内に於ける感染機會の多い爲か、それとも拘禁生活による身體抵抗力減弱の爲罹病素質がた　まる爲かと云う原因に關する論究であつた。ベール等は若し所内感染が刑務所結核の主因をなすとすれば、獨居拘禁者にあつては雜居拘禁者に於けるよりも結核患者が少い筈である、然るに事實は全く異ると云つて所内感染説に反對した。結局數多い論議の結果考へられたのは、刑務所結核の原因は所内感染には歸せられないと云ふ事であつた。勿論所内感染の機會も多少はあるにはあるが、それよりも寧ろ既感染者が入所の後不適當なる生活條件の影響のもとに發病する場合が多いと考へられる。其の結核素因を有するものをして發病せしめ増惡せしむるものとしては閉ざされた監房への嚴重な拘禁、不潔なる空氣の呼吸、新鮮なる外氣日光に觸れて運動する機會の缺乏、不自然な作業、最後に粗惡なる榮養、又それ以上に大きな役割を持つ精神上の壓迫等があげられた。考へ樣によれば同じ醫療を施し、同じ榮養を假に與へたとしても外部の療養所では治癒しても、刑務所内に

於ては寧ろ増惡するのは一に患者自身の精神沈滯の爲と（卽ち彼等には何よりも重要な心の希望がない）それに加うるに適切な看護の手がない爲である。キスカルト教授はその「監獄衞生」に於てかかる點を賢明にも指摘した。以上によつて全く健康な人間が、刑務所へ入つてから結核に感染し患者になるのではなく、既に感染した者が入所し發病する、或は入所時ある程度の病變を有する者がたま〳〵入所後増惡する事が說かれたのである。入所時の結核は多くの場合見逃され易い。更に立入つて考察するならば結核患者は身體的に精神的に常人より劣つた立場にあり、社會に於て健康者に伍して生計を維持する事が難かしい。その爲生計に困つて犯罪に陷り易い。それは單に勞働能力の不足ばかりでなしに精神的に云つても常人よりは意志に於て劣り、より刺戟され易く、又公的秩序も破壞しやすい事が考へられ、場合によつては結核の爲異常にた　まつた性欲がその種の犯罪に陷る誘因を爲す事も考へられた。この樣な結核と犯罪の結びつけは勿論簡單には決定し得ない大きな問題であるが、それは兎も角として獨逸の統計によれば確に入所時發病が多い樣に見られた。例へば近年の一九二九年の全國刑務所の結核患者の内譯を見ても次の如き數をあらはしてゐる。實に患者の八四％は入所時既に結核と診定されたものである。

	入所時診定	入所後一年内發病	一年後發病
男	八五二八	七〇五　八四	六三
女	八九	八七　二	一
計	九四一	七九二　八六	六三

統計は凡て之を作る際又見る際に必ず多少の主觀が混入するからその眞の客觀的價値を判斷するのは困難な場合が多い。それと同樣に獨逸に於ても刑務所結核の原因を所内に求める側と、外部に求める側とは自らその材料が異つた數字を示してゐる。獨逸の行刑當局は兎も角右の樣な數字を示して其の結核の原因を外部に定めたのである。之はあながち責任の回避とは見られず、反つて結核の眞相を穿つてゐるものと我々も亦認めるに吝かでない次第である。いづれにしても是等原因の探究と對策の實施によつて獨逸の刑務所結核死亡は次第に減少して行つた。その概略は第

矯正図書館所蔵

四表を參照されたい。社會衛生の發達なくして行刑内部のみの改良は成立ち得ない。單獨に切離された行刑衛生はないのである。外部に於ける衛生と内部に於けるそれと一致して始めて効果があがる事は勿論である。刑務所内に於ては期し得られるものではない。凡ゆる點て行刑の動向は常に社會の狀態に依存する事がよく了解されるのである。如何に衛生狀態をたかめても、社會から次から次と、あとをついで結核患者其他が入つて來るのでは到底衛生の完璧

獨逸に於ても英國のコンビクトプリズンが他の一般刑務所より斷然死亡率の高い事は表の示す如くである。從つて内務省所管の方が司法省所管よりは、ずつと高率を示してゐる。此處に興味の探いのは兩者の併合以前、第一次世界大戰の始まつた一九一四年と次の一九一六

第四表　プロイセン　刑務所死亡（重刑務所）

	刑務所				刑務所結核死亡				二〇歳以上ノ一般人口結核死亡率			
	男		女		男		女		男		女	
一九〇〇年	三・八	一五・三	二六・九	九・八	五・〇	五・五	一三・二	三・四	三・二	二・四	一・九	
一九〇一年	三・八	一五・三	二六・九	九・八	五・〇	五・五	一三・二	三・四	三・二	二・四	一・九	
一九〇二年	一七・九	一四・六	一〇・八	七・九	五・一	五・二	三・五	三・四	三・一	二・五	二・一	
一九〇三年	一七・九	一五・三	一〇・四	八・二	五・一	五・二	三・五	三・四	三・一	二・五	二・一	
一九〇四年	一八・二	一五・六	一〇・四	八・二	七・〇	五・五	四・二	三・四	三・一	二・五	二・一	
一九〇五年	一八・二	一三・二	一八・三	八・二	五・五	五・七	六・四	一・八	三・一	二・五	二・一	
一九〇六年	一七・九	一〇・七	一三・三	八・二	四・七	五・四	九・〇	三・一	二・六	二・五	二・一	
一九〇七年	一六・三	一二・七	一三・九	七・四	五・四	三・九	四・四	二・六	二・三	二・五	二・一	
一九〇八年	一六・二	九・八	一五・三	七・四	五・〇	三・〇	五・九	二・三	二・三	二・四	一・九	

ドイツ内務省所管刑務所統計

		一日平均收容者	死亡	結核死亡
一九〇四年	重刑務所 男	一三、九一三	二〇一（一五・六‰）	九一（七・〇‰）
	重刑務所 女	一、四三一	二九（二〇・四〃）	六（四・二〃）
	輕刑務所 男	八、六七一	六八（七・八〃）	二四（二・八〃）
	輕刑務所 女	一、〇三九	七（六・七〃）	一（一・〇〃）
	計	二四、〇四四	三〇五（一二・七〃）	三三（一三・九〃）
一九一四年	重刑務所 男	二、一四五	三二一（一〇・九〃）	三八（三・四〃）
	重刑務所 女	六九四	八（一一・五〃）	三（四・三〃）
	輕刑務所 男	八、六四六	六〇（六・九〃）	二六（三・〇〃）
	輕刑務所 女	九五九	四（四・二〃）	一（一・〇〃）
	計	二一、四四四	一九四（九・〇〃）	六八（三・二〃）
一九一六年	重刑務所 男	二三、七四八	四三九（三四・四三〃）	八一（六・三〃）
	重刑務所 女	一、〇三五	二三（二二・四三〃）	六（五・八〃）
	輕刑務所 男	七、九二五	二八八（三六・三六〃）	三三（四・一〃）
	輕刑務所 女	一、六一三	二一（一三・〇一〃）	
	計	三三、三一一	七七一（二三・一〃）	一一〇（五・一〃）

ドイツ司法省所管刑務所統計

	一日平均收容人員	死亡	結核死亡
一九〇九年	二六、〇九五	一四一（五・四‰）	一八（〇・七‰）
一九一〇年	二六、一三	一三五（四・八〃）	一三（〇・九〃）
一九一一年	二五、三一七	一二六（五・四〃）	一九（〇・八〃）
一九一二年	二六、〇〇六	一〇三（四・〇〃）	一九（〇・七〃）

内務省所管刑務所併合後

	一日平均收容人員	死亡	結核死亡
一九一五年	五四、一三五	一六三（三・〇‰）	一〇〇（一・八‰）
一九一六年	四六、〇三〇	一二五（二・五〃）	四〇（〇・八〃）
一九一七年	六六、二六五	一九三（二・九〃）	三〇（〇・四五〃）
一九一九年	三〇、二九五	六三（二・一〃）	一九（〇・七〃）

矯正図書館所蔵

年に於ける死亡率の變動である。大戰の影響として刑務所死亡は飛躍的に増大した事が見られる。

	ドイツ社會死亡	重刑務所	ドイツ社會結核	重刑務所結核
一九一四年	一九・〇‰	一〇・九‰	一・四‰	三・四‰
一九一六年	一九・二〃	三四・四〃	一・六〃	六・三〃

戰爭が始つたのは一九一四年の夏である。その翌々年の一九一六年には社會死亡及び結核死亡は未だ些したる動きを示してゐない。それにもかかはらず刑務所死亡率は二倍から三倍に跳上つてゐるのは何故であらうか。卽ち戰爭の直接間接の影響は一般社會よりも先づ刑務所に最も速に最も深刻にあらはれてくる事が考へられるのである。社會人にあつては生命を維持する生活標準が種々の方面からカバーされてをり、その彈力性の故にさして極端には破綻はあらはれて來ない。然るに平常時に於てさへ餘裕のない、ぎり〳〵の最低條件の上に辛うじて營まれてゐる刑務所生活は戰爭による已むを得ざる制限（最も重要なる問題は食糧である）によつて瞬時にして平衡を破られ健康を破壞する事が見られるのである。その制限は社會人の生活には左程ひびかない程度のものであつても、受刑者の生活には直ちにひびくのである。彈力性のあるとないとでは大變な違ひである事を知るべきである。我國刑務所死亡の最近の動向もこの觀點から見るならば、人間生活の最低標準のありどころを無言の內に示す信號とも見られるのである。社會にあつては發病せずにすんだ者が刑務所內に於ては發病し、社會にあつては死なずにすんだ者が刑務所內では不幸死亡すると云う樣な最惡の現象が萬一おこるとするならば、それはもとより刑罰自體の目的ではなく、かの「人たるに値する原則」「庶民に至るまで各其の志を遂げ人心をして倦まざらしめむことを要す」の原理に背馳するものと云はれねばならない。已むを得ざる制限を斷行するにあたつて特に戒心すべきは此の事であり飽くまでも眞摯にして愼重なる決斷が望まれる所以である。

註 ドイツの統計數字は重に各年の Statistik über die Gefangenenstalten der justiz verwaltung in Preuszen 及び Statistik der zum Ressort des königlich Preuszischen Ministeriums des innern gehörden Strafanstalten und Gefängnisse und der

Korrigenden に據つた。

以上によつて我々は死亡率そのものは單に人口千中の死亡者數を示すにすぎないが、之を深く觀察する時は一國の文化並に衞生の狀態を端的に表徵するものであり、ひいては國力の趨勢を暗々裡に反映するものである事を見た。又同時にその事は刑務所死亡率にもあてはまり、場合によつては此處には寧ろ社會に於けるよりもはつきりと、種々の影響が敏感に深刻に眞實にあらはれて來る事を見た。死亡率遞減の過程より見るならば、殘念ながら米英に比し獨逸は少し遲れたが遂に追付き、我國は未だそこまで進んでゐない事がわかつた。社會死亡率に於てしかり、刑務所死亡率に於て又しかりである。社會死亡率は各國の一〇—一一‰に比し我國は一七‰であり、刑務所死亡に於ては獨英は五‰以下であり、米國は八‰であるがひとり我國は一〇‰を越え最近では種々の影響を受けて遙かに高くなつてゐる。我國の社會死亡及び結核がさして上昇を見せてゐないにも拘らず刑務所のそれのみが增大してゐるのは一に生活標準の差の爲であり、カバーするもののない最低の生活にあつては、如何なる小い切下げでも痛切に影響を與へずにはゐなく、常人以上の注意と養護を加へるに非ずんばこの影響は阻止する事が困難と思はれる。我々は凡ゆる苦難にも耐えて大東亞戰爭に捷たねばならないが、特に行刑にあたる人達にとつては、常に社會の動向と平行して最低生活標準のありどころを明確に把んでゆく事が何よりも必要になつて來るのである。是だけの事を前提として次に我國刑務所死亡の實際に論を進めてゆきたい。（入所時患者の增加に付ては後述する）

二、我國刑務所死亡の實際

刑務所人口をあらはすものとして普通一日平均收容人員が用ひられる。現在は約四萬三千人程である。この最高の記錄は明治二十七年に約八萬人と云はれ、大正には六萬から四萬に下り、一時大正十三年には四萬代を割つて三萬九千となり、其後昭和に至り稍增加し、昭和十一年五萬七十を現として再び事變後の減少を續けてゐる。

矯正図書館所蔵

死亡者數はどうかと云へば之亦明治時代は多く、明治二十九年には三八六四人と記錄された。丁度現代の滿洲行刑を偲ばせる數字である。因に第一回監獄統計のなつた明治三十二年の總死亡は一七三一人であり、その內には肺結核四二一、胃加答兒一一九、營養消耗六七等の尨大なる數字が見られる。其後大正に入り千臺を割り、大正十四年には最少の三四三人となり、昭和となつてからは再び增加し來つて昭和十五年の七二三人、昭和十六年の八八六人に達してゐる。是等の死亡數には每年五〇人以下の變死、刑死、自殺等が含まれてゐるが、是は勿論死亡數には入れないのを普通とする。第五表には昭和七年以後の死亡數と之を曩に述べた方法によつて訂正した眞の死亡率をあげて見た。訂正したものは當然粗死亡率よりは、かなりに高くなつてゐる。近頃は一時程の執行停止がないのは、引受人のない患者が多くなつた爲と云はれるが、恐らく眞實であらう。こう云う事も所內死

第五表　昭和七年以降死亡數

	總死亡	平均收容人員ニ對スル死亡率 ‰	疾病ニヨル刑ノ執行停止	刑執行停止取消ニヨル復監	實際死亡數	實際死亡率 ‰	變死ヲ除ク病死數	結核死	病死數ニ對スル結核死ノ百分比 %
昭和七年	四二五	八・六	二一一	四三	五九三	一二・九	四一二	一五〇	三六・五
〃八年	五二一	九・四	二一七	二九	七〇九	一三・八	四六九	一六六	三五・三
〃九年	五九八	一〇・三	二四七	五〇	七五五	一三・八	四九五	一八一	三六・五
〃十年	五七七	九・六	二三五	四七	七二五	一三・七	四九四	一五九	四三・六
十一年	六三五	一一・一	二九三	四三	八八六	一五・四	五九三	二六九	四四・三
十二年	六五三	一一・八	二七七	五五	八七八	一五・八	六〇六	二八八	四三・六
十三年	七七四	一四・七	二七一	五三	九四〇	一七・三	七四五	三一八	四二・一
十四年	七〇一	一四・三	一八五	三九	八四七	一七・三	六六三	三〇四	四五・七
十五年	七三三	一六・八	一七五	二八	八七〇	一七・三	六八二	三〇四	四四・五

第六表　病名別死亡率

	結核	腦出血	精神病	血行器疾患	肺炎	肋膜炎	泌尿器疾患	結核以外ノ全疾患
昭和六年	二・八	一・七	〇・二	〇・七	〇・五	〇・四	〇・四	六・七
〃七年	三・一	一・五	〇・二	〇・四	〇・四	〇・二	〇・三	五・五
〃八年	三・〇	一・三	〇・三	〇・五	〇・三	〇・二	〇・六	六・四
〃九年	三・三	一・四	〇・三	〇・五	〇・五	〇・三	〇・四	五・九
一〇年	三・七	一・五	〇・二	〇・六	〇・二	〇・二	〇・五	五・九
一一年	四・五	一・五	〇・三	〇・七	〇・三	〇・三	〇・五	六・六
一二年	四・八	一・五	〇・四	〇・九	〇・四	〇・三	〇・六	七・〇
一三年	六・〇	二・四	〇・六	〇・七	〇・七	〇・四	〇・六	八・七
一四年	六・二	一・七	〇・七	〇・九	〇・五	〇・五	〇・八	八・一
一五年	七・二	二・五	〇・五	〇・八	〇・六	〇・五	〇・八	九・七
一六年	九・九	一・九	〇・八	一・〇	〇・四	〇・七	〇・九	一〇・六

亡を高めてゐる原因の一つとも考へられるが之を細密に數的に追求する事は困難である。病死數に對する結核死の割合を見ると三五%から四五%に增えてゐる。肋膜炎或は慢性氣管支炎死亡等は先づ實際は結核と考へられるから之を加へるならば刑務所死亡の半數は結核と見て差支ない。結核死は昭和七年の一五〇から十五年の三〇四になつてゐるが、十年から十三年までは一年に五〇人宛增加してゐる。之が十五年から十六年にかけては一擧に一〇〇人以上增えてゐるのが見られるのである。

第六表には收容人員に對する病名別死亡千分比をあげて見た。但し〇・五‰以下のものは省略し大體に於て如何なる病名の增減があるかを見る事にする。明瞭に增えてゐるのは結核だけである。次には腦出血（腦軟化症を含む）が少しく增えてゐるのが見られる。單獨なる疾患としては次に肺炎、肋膜炎がつづいてゐるが之等の增加は殆んど取る

矯正図書館所蔵

に足らない。その他の疾患もしかりである。精神病も泌尿器疾患も僅かではあるが増えてゐる。結核死と結核以外死亡率とを比較すれば、曾つては全死亡の五分一或は四分一だつた結核が昭和になつてからは三分一となり、現在では殆んど二分一となつてゐるのが見られる。即ち昭和六年には結核が二・八‰其以外のものが六・七‰で二倍だつたのが十六年には結核が九・九‰と昇り、其以外のものは殆んどパーの一〇・六‰の數字を示してゐるのである。結核の増大まことに由々しきものと云はねばなるまい。現在では年に收容者百人に付一人は結核で死亡し、あと一人は其以外の疾病で倒れる、つまり百人の内二人が死ぬ計算になる。結核だけで優に其以外の全疾病に匹敵してゐる有様なのである。結核以外の全疾病も種類によつては多少増加してゐるのは前に見た通りであるが、其の全部を加へてもひとり結核の急激な増加には較ぶべくもない事は表の示す如くである。

結核が増えた事實は斯くして明瞭であるが、しばらく此の問題を離れて凡ゆる收容者の中に如何なる年齢層の罹病者又死亡者が増減してゐるかに付て論じて見たい。先づ收容者の年齢構成はどうなつてゐるかと云うに此の細密な分析統計は今の行刑統計では得られない。已むを得ず毎年の新受刑者の百分比をとる事にする。（第七表）之で大體事實に近い事と思う外ない。年齢別分布を見ると二〇歳以上三〇歳未満が最も多く約四割を占め、四〇歳未満が之につぎ約三割、五〇歳未満が一割五分と云ふ數を示してゐる。此の表により興味をひかれるのは二〇歳以上三〇歳未満の最も多い年齢層が近年著るしく減少し（約六%減）從つてその減つた分が三〇歳以上の各層にばら〳〵に増加して行つてる事實である。何故に受刑者人口の三〇歳未満の層が斯くはつきりと減つたか其の原因は私にはよく解らない。刑事統計を瞥見しても特に此の年齢層のどの犯罪が減つたかは明瞭でないのである。或は戰爭の影響等によつたものか、即ち青壯年層の出征等の爲該年齢層の犯人が減つたのかそれとも全く偶然的の意味のない現象なのか、犯罪統計にたづさはる人々の研究に俟ちたい點である。既に多くの人により說かれた如く犯罪現象は社會現象であり、又その時々の檢擧方針其の他によつても容易に變量しうる複雜な對象であり、之を行刑の內部からの材料で判斷する事は甚

だしい矛盾を來す場合もあるであらうが、反對に刑務所へ入る程の犯罪は選擇をうけた相當に悪質のものであり、自ら社會の犯罪現象の一つのメルクマルを爲すものとも考へられる。內務省の警察統計と司法省の刑事行刑兩統計との有機的連絡が必要とされる所以である。

次に在監人に對する患者の百分比（延人員による）を以て假に罹病者率とし之を見ると毎年五%內外で大きな變化はなく患者が特に増えたとも減つたとも見られない。刑務所に於ける患者とは醫療を受け休養したもの及び休養はしなくても三日以上投藥をうけたものと大體定めてある。毎年罹病者の年齢別分布を見ると第八表の如くになる。即ち罹病者の三割は二〇歳以上三〇歳未満であり同じく三割は四〇歳未満であり、兩者が多數をしめてゐる。この表に於ても受刑者年齢別と同じ様に近年三〇歳未満層が減少してゐる。兩表に共通なのは三〇歳未満者の高い山が近年段々低くなつてゆく事である。しからば全體の構成人口に對して、どの年齢層の罹病者が割合にして増減したかを見る爲に八表を七表で割つたのが第九表である。之によれば各年を通じどの年齢層の罹病傾向が特に増減したと云う著る

第七表　新受刑者ノ年齢別百分比累年比較

	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
一八歳未満	一・九	二・一	二・〇	一・八	一・八	一・六	一・七	一・八	一・八	二・〇
二〇歳〃	四・九	五・〇	四・七	四・四	四・三	三・七	三・九	四・二	四・八	四・七
三〇歳〃	四二・〇	四二・八	四二・一	四三・一	元・五	三八・二	三八・〇	三七・七	三五・九	三六・〇
四〇歳〃	二八・九	二八・七	二九・〇	二八・三	二九・九	二八・八	二八・九	三〇・一	三〇・七	三〇・四
五〇歳〃	一四・〇	一三・五	一四・〇	一四・一	一五・四	一七・〇	一七・〇	一六・五	一七・〇	一七・一
六〇歳〃	六・五	六・二	六・二	六・四	六・九	八・〇	七・六	七・二	七・二	七・〇
七〇歳〃	一・五	一・二	一・七	一・九	一・九	二・四	二・六	二・三	二・四	二・五
七〇歳以上	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・三

矯正図書館所蔵

第八表　罹病者ノ年齢別百分比累年比較

毎年罹病者率		昭和六年	同七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
四・七	一八歳未満	一・一四	一・一四	一・一三	〇・九	〇・九	一・一	一・一	一・一三	一・一四	一・一五
五・〇	二〇歳〃	三・三六	三・三五	三・〇	二・五	二・七	二・九	三・一	三・三	四・〇	三・七
四・九	三〇歳〃	三五・七	三七・二	三八・七	三八・六	三七・七	三六・五	三五・九	三三・九	三一・三	三〇・六
四・八	四〇歳〃	三〇・八	三〇・二	三〇・二	三〇・二	二九・九	二九・八	二九・六	三〇・六	三〇・八	三〇・六
四・九	五〇歳〃	一六・三	一五・五	一五・二	一五・七	一六・三	一六・四	一六・六	一七・三	一七・五	一七・九
五・三	六〇歳〃	八・六	八・六	八・〇	八・一	八・三	八・八	八・三	八・二	八・八	九・六
四・九	七〇歳〃	三・二	三・二	三・三	三・五	三・五	三・九	四・四	四・七	五・四	五・四
四・八	七〇歳以上	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・五	〇・七	〇・八	〇・八	〇・八	〇・七

第九表　罹病者ノ年齢別百分比（新受刑者ノ年齢別百分比

	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
一八歳未満	〇・七四	〇・六七	〇・六五	〇・五〇	〇・五〇	〇・六九	〇・六五	〇・七三	〇・七八	〇・七五
二〇歳〃	〇・七三	〇・七〇	〇・六四	〇・五七	〇・六三	〇・七八	〇・七九	〇・七九	〇・八三	〇・八五
三〇歳〃	〇・八五	〇・八七	〇・九二	〇・九〇	〇・九五	〇・九六	〇・九五	〇・九〇	〇・八七	〇・八五
四〇歳〃	一・〇七	一・〇五	一・〇四	一・〇七	一・〇〇	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇一	一・〇二
五〇歳〃	一・一六	一・一五	一・〇九	一・一二	一・〇六	一・〇九六	一・〇九八	一・〇五	一・〇三	一・〇五
六〇歳〃	一・一三	一・一八	一・一九	一・一七	一・一〇	一・一〇	一・〇九	一・一四	一・一四	一・一七
七〇歳〃	二・一三	二・九一	一・九四	一・八四	一・八四	一・六三	一・六九	一・六七	二・〇四	二・一六
七〇歳以上	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	七・〇〇	二・〇〇	二・六七	二・六七	二・三三

しい變化は見られない。罹病者のあらはれ方は一樣に平均して割合から云つても先にのべた絶對數から云つても大した變化は示されてゐないのである。強ひて云へば、四〇歳未滿と五〇歳未滿の罹病傾向がほんのいくらか減り、二〇歳未滿と七〇歳以上のそれが反對に僅かに增えた程度であり、それも決して著るしいものとは云へない。

各年共通に看取されるのは年齡が大になるにつれて罹病の割合が比例して多くなる事である。つまり年を取ればとる程病氣にかかりやすいと云う事が數字になつて明瞭に示されてゐる。斯くして罹病者に關する限り各年些したる變化は見られず、極く自然の數字を示してゐる事か了解されたっそれならば死亡者に付ては如何なる年齡別分布がとられてゐるか。此の問題に移つてゆく。病名別の詳はしい罹病者分析に付ては改めて說く機會もあらう。

死亡者の年齡別百分比は第十表にあげる。その罹病者のそれと異る點は高齡者の方に分布がずれてゐる事である。卽ち三〇歳未滿、四〇歳未滿は依然として多いがその高い山がかなり低くけづられて、そのけづられた分が五〇歳以上の方に移つてゐる事が了解される。各年の變化に付て見れば裏に收容者全般或は罹病者の際に注意された三〇歳未滿層の減少が死亡者にあつてははつきりとは見られない。此の變化を年齡人口割に修正すれば第九表と同樣の方法によつて第十一表を得る。此の數字は各年齡層に於ける死亡の傾向を示すものと考へていいであらう。

卽ち各年共通に示されてゐるのは、丁度罹病の場合にも見られた樣に年齡が大きくなるに伴つて死亡の割合が大きくなつてゐる事である。しかもその割合は罹病の場合よりも、はげしく大きくなつてゐる事がわかる。年をとればとる程、死亡が多いのは當然であるが、年齡增加に伴ひ罹病の增え方よりも死亡の方が大きな增え方をする點を注意すべきである。更に注目を要するのは近年それも昭和十二年からであるが、二〇歳未滿よりも一八歳未滿の方が死亡の傾向が大きくなつて來た事である。少年死亡の研究にあたつて、ゆるがせに出來ない傾向を此處に指摘して置きたい。

此の死亡傾向の各年の變化を見るに先づ目につくのは今述べた一八歳未滿者の率が著るしく上つて來た事である。

矯正図書館所蔵

第十表　死亡者ノ年齢別百分比累年比較

	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
一八歳未満	〇・三	一・三	〇・八	〇・九	〇・六	〇・六	一・四	一・九	二・四	一・八
二〇歳〃	三・一	二・六	二・五	二・五	一・九	二・二	二・九	二・七	三・三	二・六
三〇歳〃	二三・一	二八・七	二九・八	二九・〇	二六・〇	二九・八	三〇・九	二八・一	二五・一	二八・六
四〇歳〃	二四・六	二六・五	三三・三	二三・三	二六・六	二三・三	二一・七	二四・三	二七・四	三三・一
五〇歳〃	一八・三	一六・九	一六・八	一九・二	一八・八	一八・五	一七・四	一七・八	一三・八	一八・八
六〇歳〃	一八・九	一五・七	一六・六	一五・二	一四・九	一五・四	一五・一	一四・六	一三・三	一二・七
七〇歳〃	一〇・三	八・〇	七・六	八・二	九・七	六・九	七・三	九・三	一一・一	一〇・五
七〇歳以上	一・三	〇・二	二・一	一・六	一・九	二・八	三・一	一・二	三・二	一・八

第十一表　死亡者ノ年齢別百分比（新受刑者ノ年齢別百分比

	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
一八歳未満	〇・一二	〇・五七	〇・四〇	〇・五〇	〇・三三	〇・三八	〇・八二	一・〇六	一・三三	〇・九〇
二〇歳〃	〇・六三	〇・五三	〇・五三	〇・五七	〇・四四	〇・五九	〇・七四	〇・六四	〇・六九	〇・五五
三〇歳〃	〇・五五	〇・六七	〇・七二	〇・六七	〇・六六	〇・七八	〇・八一	〇・七五	〇・七〇	〇・七九
四〇歳〃	〇・八五	〇・九三	〇・七七	〇・八二	〇・八九	〇・九七	〇・七五	〇・八一	〇・八九	〇・七六
五〇歳〃	一・三二	一・二五	一・二〇	一・三六	一・三	一・〇九	一・〇三	一・〇八	一・〇八	一・一〇
六〇歳〃	二・九二	二・五三	二・六八	二・三八	二・一六	一・九三	一・九九	二・〇三	一・八七	一・八一
七〇歳〃	六・八七	七・二七	四・四七	四・三三	五・一六	二・八八	二・八一	四・〇四	四・六三	四・二〇
七〇歳以上	六・五〇	一・〇〇	一〇・五〇	八・〇〇	九・五〇	二八・〇〇	一〇・三三	四・〇〇	一〇・三三	六・〇〇

二〇歳未満は殆んど變化がない。三〇歳未満は少し上つてゐるが著しくはない。四〇歳未満も殆んど變化は見られない。五〇歳未満六〇歳未満、七〇歳未満は稍減少を見せてゐる。大體の傾向としては若い年齢層の死亡の傾向が增加し、四〇歳以上高齢者に至る年齢層の死亡の傾向が稍減つた様に見えるのである。然し前に述べた様に之は實數から割出した比率ではなく、年齢百分比から割出した比率であるが故に、一應傾向として考慮するに止るべきものであり、以上の事がそのまま現實上の眞なりと斷言するわけにはゆかない。實數から云へば、若い年齢層の死亡率が增えた事は事實であるが、年齢の高い層が特に死亡率が下つたと云う事實は認められない。そして若い年齢層の死亡傾向が增えた原因が結核である事は後に述べるところである。

以上により我々は各年齢層に於ける罹病及び死亡の變化とも云うべきものの姿を見て來た。しからば罹病者と死亡者との關係即ち致死率は如何に變化してゐるかを次に探究せねばならない。罹病者に對してどれだけの死亡數が見られるか、其の比率の各年の變化を調査したのが第十二表である。之は勿論實數から割出されたものである。全體の致死率は昭和七年の〇・八七%から昭和十五年の二・一〇%に上昇してゐるのが見られる。患者は增えてないのに、死亡數は增えるが故である。つまり現在では患者百人に付二人以上死亡する計算になる。斯く致死率の上昇した理由としては、それだけ患者の疾病が重くなつたとも見られるし、又患者の抵抗力減弱が考へられ、その他には醫療の手が量的にも質的にも充分でない事、滋養品其他の入手困難等の影響が考へられる。

各年を通じ共通なのは六〇歳未満、七〇歳未満の年齢層の致死率が最も高い事である。身體機能の老衰が自然に死亡を高めるのは敢て不思議ではない。只最近注意を要するのは若い年齢層の致死率が著しく高くなつて來た事である。高齢者にあつて患者百人の内四人死亡する事は不思議ではないが、一八歳未満の年齢に於て患者百人中、平均して二人も三人も死亡すると云ふ事は重大な問題である。

この原因も一に結核に因るものである事は後述するであらう。

矯正図書館所蔵

第十二表　致死率死亡者數一罹病者數

		一八歲未滿	二〇歲〃	三〇歲〃	四〇歲〃	五〇歲〃	六〇歲〃	七〇歲〃	七〇歲以上	計
昭和七年	罹病者	六六一	一、六八六	一八、〇六三	一四、六八一	一、九五四	四、一九五	一、五七一	一八三	四八、五八三
同	死亡	五	一一	一二三	一一三	一一	六七	三四	一	四三五
同八年		〇・七六%	〇・六五	〇・六八	〇・七七	〇・九五	一・六〇	二・一六	〇・五五	〇・八七
同		六九三	一、五七八	二〇、五七九	一六、〇六一	八、〇八四	四、二六四	一、七四〇	二〇五	五三、二三四
同		四	一三	一六一	一七	八八	八七	四〇	一一	五二一
同九年		〇・五八	〇・八二	〇・七八	〇・七三	一・〇九	二・〇三	二・三〇	〇・五四	〇・九八
同		四九八	一、三一六	二〇、八二二	一五、八四三	八、二五三	四、二七五	一、八三三	二三三	五二、五三三
同		五	一四	一六二	一三〇	一〇七	八五	四六	九	五五八
同一〇年		一・〇〇	一・〇六	一・八二	〇・八〇	一・二〇	一・九九	二・五一	〇・四〇	一・〇六
同		五〇四	一、五九三	一九、四三九	一五、四一二	八、四三二	四、二五八	一、八二〇	二七三	五二、五一一
同		三	九	一〇〇	九三	一〇一	八〇	五三	九	五三七
同		〇・六〇	〇・六五	〇・七二	〇・九二	一・二〇	一・八八	二・八六	〇・三三	一・〇四
同一一年		五九三	一、六〇八	二〇、二七一	一六、八六六	八、〇九九	四、一九九	二、〇一一	三七三	五二、〇九四
同		四	一四	一九〇	一四三	一〇八	八八	四四	一八	五三七
同		〇・六七	〇・八七	〇・九四	一・〇二	一・二四	一・九九	二・〇三	〇・四二	一・〇九
同一二年		五二三	一、四六八	二〇、五四二	一六、八六六	八、二五三	四、二五七	一、八三三	二三三	五二、五三三
同		九	一九	一七九	一三二	一〇七	八五	四六	九	五五八
同		一・七五	一・九九	一・九四	一・二〇	一・四四	一・九九	二・五一	〇・四〇	一・〇六
同一三年		五六八	一、四五三	一九、四三九	一五、〇四二	八、四三二	四、二七八	一、八二〇	二七三	五二、五一一
同		一五	一一	一〇〇	八二	一〇一	八〇	五三	九	五三七
同		二・六四	一・四五	一・四五	一・三五	二・〇九	一・八八	二・八六	〇・三三	一・〇四
同		五七〇	一、五六二	二〇、二七一	一六、八六六	八、〇九九	四、一九九	二、〇一一	三七三	五二、〇九四
同		一七	一三	一七七	一三二	九九	八八	四四	一八	五三七
同一四年		二・九八	一・四七	一・四三	一・四五	一・九三	一・四一	二・〇九	〇・七二	一・四五
同		五一六	一、二六五	二〇、五四三	一六、八六六	八、〇九九	四、一九九	二、〇一一	三七三	五二、〇九四
同		一三	一九	一七七	一三二	九九	八八	四四	一八	五三七
同一五年		二・五二	一・五〇	一・九六	一・四五	一・九六	一・四一	二・〇九	〇・七二	一・四五
同		一六六	一、二六五	二〇、五四三	一六、八六六	八、〇九九	四、一九九	二、〇一一	三七三	五二、〇九四
同		一三	一九	一七七	一三二	九九	八八	四四	一八	五三七

各年の致死率の變化を年齡別に見るならば、實數は少いにしても一八歲未滿のそれが急激な上昇を示し約三倍以上の數値になつてゐる。二〇歲未滿もやはり上昇し約二倍になつてゐる。三〇歲未滿も四〇歲未滿も二倍程度の數を示し、六〇歲未滿、七〇歲未滿では二倍とまでは行かず、七〇歲以上では殆んど變化が見られてゐない。致死率を年齡的に考察するならば罹病並に死亡の傾向の際述べたと同樣に年齡が高くなるに從つて平行的に高くなるのが普通であるべきである。現に昭和十年又は十一年に於ては、刑務所致死率に於ても年齡を追うて規則正しく高くなつて行くのが見られる。然るに昭和十二年以後急速にそのバランスは破壞され順序は亂れて、ちぐはぐな數値を示し十八歲未滿の率が五〇歲未滿より高くなり或は三〇歲未滿の率が四〇歲未滿を凌駕する等の逆的現象がおこつて來たのは、そも〳〵何の爲であるか。之亦檢討を要する問題であるのである。

我々は曩に結核死亡のみが急速に增大して來た事實を見た。そしてらば結核患者の致死率と其以外の患者の致死率とは如何なる對比にあるかを見なければならない。それを示したのが第十三表である。結核以外の患者致死率も增えてはゐるが結核のそれに較ぶべくもない事は表の示す通りである。患者百人に付て云へば結核以外の疾患では僅か一人しか死亡しない。然るに結核患者にあつては百人中、實に二三人の

第十三表

	昭和七年	同八年	同九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
結核以外ノ患者	四七、六三	五三、一二九	五一、二二六	五〇、一五四	五四、二〇四	四五、六四三	四三、〇二九	三八、〇七九	三三、〇九三
結核以外ノ死亡	二五五	三五五	三七七	三七九	三七六	三八四	四五六	三九七	四一九
	〇・五八%	〇・六八%	〇・七四%	〇・六六%	〇・六九%	〇・八四%	一・〇六%	一・〇四%	一・二七%
結核以外ノ罹病ニヨル致死率	一六・四八	一五・〇二	一四・〇七	一五・三三	一八・五七	一八・五六	二三・一二	二三・六四	三二・九三

*矯正図書館所蔵

死亡者を出してゐるのである。此の尨大なる數字の前には驚かざるを得ない。恐らくかかる尨大なる致死率は社會に於ても見られないのではないかと思はれる。刑務所に於て一旦結核と診斷がつけばその二三%は死亡すると云う事は考へ方によれば結核の診定か餘程遲れてゐる爲か、それとも治療方法に根本的不備があるのか、又は拘禁環境に伴ふ不可避的の影響なのか、深く省みる必要を感ずるのである。その內でも特に、拘禁のもたらす身體的及び精神的の影響が餘程强度に働いてゐるのではないかと云ふ疑問は當然何人にも考へられる事柄であらう。

結核患者致死率の年齡別各年變化を第十四表に揭げて見る。之を見ると各年齡層を通じて一樣に上つてゐる事がわかる。唯その上昇のしかたがやはり年齡が若ければ若い程急激の樣に見うけられる、そして結核致死率の特徵は昭和七年及び十年十一年の如きは普通の致死率と同樣に年齡が高くなるにつれ平行して高くなつてゆく形を示してゐるが他の年は、殊に十二年以後は著るしく若年者の方に高い山が出來てゐる事である。卽ち致死率から見れば普通の疾患では高齡の方に段々山をなしてゆくのが、結核にあつては若年の方により以上の山が生れて來たと云う事が見られる。特に十八歲未滿の結核では患者の三分一が死亡してゐる數字を示してゐるのである。

我々はかくして結核致死率が各年齡層を通じ一體に上昇しその內でも特に若年層にその傾向が甚だしい事を見た。次に各年齡人口に對する結核と結核以外の死亡率を比較檢討をして見たい。先づ結核以外の年齡別死亡率を第十五表にとる。この場合の年齡人口は前に述べた各年の新受刑者の年齡分布を在監者全部に割當てた推定人口である事を斷つておく。現在の處この方法以外に收容者全部の年齡構成を知り得ないからである。推定人口なるが故に實際とは少しくずれがあるかもしれないが大體に於て間違はないものと考へる。之を見てもよく解る事は結核以外の死亡率は年齡の高くなるに從つて段階的に、それに平行して高くなる事である。例へば二〇歲未滿の者では收容者千人に付二人しか死なないが、七〇歲以上の收容者では十人に付一人の割合で死亡する。卽ち死亡率の山が高齡の方に著るしく昇つてゐる。もしこの死亡の內から肋膜炎、慢性氣管支炎の如き結核に類する疾患を除外すれば尙更この傾向は、はつ

第十四表　結核致死率

	患者死亡	一八歲未滿	二〇歲〃	三〇歲〃	四〇歲〃	五〇歲〃	六〇歲〃	七〇歲〃	七〇歲以上
昭和七年	一	八・三〇%	一四・七一	一六・七八	一八・八二	一三・四六	七・六九	二八・五七	二
〃八年	二	二七・二七	一三・五一	一六・九九	一三・四八	一三・二九	八・三三	八・三三	一
〃九年	三	三五・〇〇	一七・二九	一三・九二	一二・六九	一一・六八	一三・〇三	三〇・七七	一三
〃一〇年	一八	五五・五六	七・八四	一五・二七	一六・四六	一五・〇〇	一八・五二	六・六七	一
〃一一年	二七	一一・一二	一四・二九	一九・〇四	二一・三三	二一・三四	二〇・〇〇	一四・二九	一
〃一二年	二九	二四・一四	一八・三一	一六・八一	一九・〇四	一六・四八	二〇・五一	二六・六七	一
〃一三年	二四	三三・三三	一四・二九	一五・二七	一六・四六	一九・四六	一三・三四	一五・〇〇	一
〃一四年	二〇	四三・三三	二四・二九	一三・九二	一三・六九	一九・四六	一七・五四	二五・〇〇	一
〃一五年	二一	三三・三三	二四・一四	一九・〇三	二二・三七	一九・六六	一七・八九	二五・〇〇	一

矯正図書館所蔵

第十五表　各年齢人口ニ對スル結核以外死亡ノ千分比

	人員	一八歳未満	二〇歳〃	三〇歳〃	四〇歳〃	五〇歳〃	六〇歳〃	七〇歳〃	七〇歳以上	計
昭和七年	死亡	一、〇四一	二、四七九	二、二六	一四、二三七	六、六九二	三、〇七三	五四五	九九	四九、五七〇
〃	同	三・八四‰	二・四二	二・二六	四・三六	八・六七	二〇・八三	五八・七一	一〇・一〇	五・五五
八年	同	一、〇一三	二、五九二	二、二〇	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	一・〇九	二・五九	二・〇八	四・六三	九・五八	二四・二七	四一・五八	一〇・〇〇	六・四四
九年	同	九七八	二、五九一	二、三四二	一五、三二七	七、六六四	三、四七九	一、〇三三	一〇九	五四、三二二
	同	二・〇四	二・五一	二・四	四・五八	八・〇四	二四・七〇	四二・〇六	一〇・九	六・九四
一〇年	同	一、〇一二	二、四二五	二、二五	一六、〇七四	八、〇九〇	三、四七九	一、〇六七	一一二	五六、一六七
	同	一・九八	二・〇七	二・一	四・五八	九・七八	二四・七〇	四三・八六	一一・二	五・八六
一一年	同	九一九	二、一六七	二、〇四三	一六、五四三	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一四	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一二年	同	九四六	二、一〇八	二、〇一五	一六、〇七四	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一七	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一三年	同	九四六	二、一〇八	二、〇一五	一六、〇七四	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一七	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一四年	同	八六二	二、〇四六	一九、八二三	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	四・五五	二・一六	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一五年	同	八六二	二、〇四六	一九、八二三	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	四・五五	二・一六	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六

第十六表　各年齢人口ニ對スル結核死亡ノ千分比

	人員	一八歳未満	二〇歳〃	三〇歳〃	四〇歳〃	五〇歳〃	六〇歳〃	七〇歳〃	七〇歳以上	計
昭和七年	死亡	一、〇四一	二、四七九	二、二六	一四、二三七	六、六九二	三、〇七三	五四五	九九	四九、五七〇
〃	同	〇・九六‰	二・〇二	二・四九	五・九二	一九・四五	五・九〇	二・〇五	〇・九九	一五・〇
八年	同	一、〇一三	二、五九二	二、二〇	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	一・〇九	二・五九	二・〇八	四・六三	九・五八	二四・二七	四一・五八	一〇・〇〇	六・四四
九年	同	九七八	二、五九一	二、三四二	一五、三二七	七、六六四	三、四七九	一、〇三三	一〇九	五四、三二二
	同	二・〇四	二・五一	二・四	四・五八	八・〇四	二四・七〇	四二・〇六	一〇・九	六・九四
一〇年	同	一、〇一二	二、四二五	二、二五	一六、〇七四	八、〇九〇	三、四七九	一、〇六七	一一二	五六、一六七
	同	一・九八	二・〇七	二・一	四・五八	九・七八	二四・七〇	四三・八六	一一・二	五・八六
一一年	同	九一九	二、一六七	二、〇四三	一六、五四三	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一四	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一二年	同	九四六	二、一〇八	二、〇一五	一六、〇七四	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一七	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一三年	同	九四六	二、一〇八	二、〇一五	一六、〇七四	八、〇四四	三、四七九	一、〇三三	一一四	五六、一六七
	同	一・〇九	二・一七	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一四年	同	八六二	二、〇四六	一九、八二三	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	四・五五	二・一六	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六
一五年	同	八六二	二、〇四六	一九、八二三	一五、九九五	七、七三三	三、四二〇	九三八	一〇一	五五、一五五
	同	四・五五	二・一六	二・一七	四・八二	九・七六五	二四・七二	四三・〇六	一一・四	五・八六

矯正図書館所蔵

きりするものと考へられる。

之に比して結核死亡率に於ては其の山は高齢者にはあらずして反對に若年者の方に昇つてゆくのが特徴をなしてゐる。（第十六表）例へば十八歳未満或は三〇歳未満者では收容者千人に付八人の割合で死亡するが、七〇歳未満の者では精々三人しか死亡しない。しかも各年の變化を見ても若い年齢層における率の増え方は顯著である。以上によつて刑務所死亡を分析すれば若い年齢層には結核による死亡が多く分布し、高年齢層には結核以外の死亡が多く分布されてゐる事が大體了解された事であらう。

此の若い年齢層を主として侵す結核死亡が近年猛威をたくましくするに至つたのは一に外部社會に於ける結核の青年侵襲の事實にてらして其の影響によるものと考へられるが、刑務所内に於ける結核患者は如何なる年齢別に分布されてゐるかを見るためにあげたのが第十八表である。絶對數から云つても年齢人口に對する百分比から云つても三〇歳未満の年齢階級の結核患者が最も多いのが見られる。罹病率は普通年齢と共にたかまるものであるが、結核では寧ろ反對に患者は老齢には少く若年者に多いのが普通である。此處でも患者率は年齢の低い方に多くなつてゐるのが見られるのである。又各年の變化を見ても一體に増えてはゐるが、やはりその増え方は若い年齢層に強い様にみとめられる。此の様に全體の罹病者は大體變化がないにもかかはらず、結核罹病者だけは逐年増加しつつある。しかも刑務所内で結核と診定されるものは大凡菌を檢出されるか、其他種々の方法で確認された者のみと云つて差支へなく、更に精細に檢出するならばより以上の患者が發見される事も想像されるのであつて、此の結核の早期診斷と其の對策こそは當面の急務であると云へるのである。

次に結核患者の轉歸について一言する。患者率が少しづつたかまり、又それ以上に死亡率が上昇しつつある事は前にも述べたが、結核による刑執行停止數を見ると、昭和十三年までは増えゐたが其後は著るしく減少してゐる。かく激減した理由は明らかではない。ある意味で引受人のゐない患者が多くなつたとも云へるかも知れないが、何故そん

第十七表　各年齢人口ニ對スル結核患者ノ百分比

	人員	一八歳未満	二〇歳〃	三〇歳〃	四〇歳〃	五〇歳〃	六〇歳〃	七〇歳〃	七〇歳以上	計
昭和七年	患者	一、〇四一	二、四七九	二、一二六	一四、三一七	六、六九二	三、〇七三	五四五	九九	四九、五七〇
	率	一・一五%	一・三七	二・〇八	一・九〇	一・五五	一・二七	一・二八	二・〇二	一・八四
〃八年	同	一、一〇三	二、五九二	二、三一〇	一五、九九五	七、二三二	三、四二〇	九三八	一一〇	五五、一五五
	同	一・〇〇	一・四三	二・四三	一・九九	一・四六	一・四〇	一・二八	一・九二	二・〇〇
〃九年	同	九七八	二、三九二	二、四二五	一五、三二七	六、六四一	三、四七九	一、〇三三	一〇九	五四、三五二
	同	一・二三	一・九二	二・六七	二・五七	一・七九	一・七〇	一・二六	一・九二	二・七五
〃一〇年	同	一、〇二一	二、四一五	二、八六六	一六、七九四	八、六五〇	三、八七六	一、〇六七	一一三	五六、一六七
	同	一・七八	二・一一	三・〇一	二・三九	一・八五	一・三九	一・四一	一・九二	二・三九
〃一一年	同	九一九	二、一三五	二、九四二	一六、五四三	七、〇五九	三、四七九	一、三七九	一一五	五七、四四〇
	同	二・〇四	二・六四	三・二三	二・三〇	一・六八	一・三五	一・〇九	一・〇九	二・四三
〃一二年	同	九四五	二、一六七	二、一一五	一六、〇五九	六、八六四	三、四七九	一、四四五	一六七	五五、五六六
	同	二・〇七	二・二八	二・二六	二・七二	一・六五	一・五六	一・四六	一・二七	二・六一
〃一三年	同	九四六	二、二〇八	二、一六七	一五、八二七	七、〇二七	三、四七九	一、四〇三	一五八	五二、五八一
	同	二・五四	二・一七	二・四九	二・〇七	一・八五	一・六〇	一・二六	二・一七	二・〇六
〃一四年	同	八六二	二、四五六	二、一七九	一五、一八八	八、〇三八	三、四七〇	一、一七三	一四七	四八、八七三
	同	三・四一	二・九八	三・〇一	三・〇七	二・〇六	一・七三	一・三六	二・七三	二・七五
〃一五年	同	八六二	二、四五八	二、一七九	一五、一八八	八、〇三八	三、四七〇	一、一七三	一四七	四八、八七三
	同	二・四四	二・八六	二・四九	三・二四	二・二九	一・七三	一・三六	二・七三	二・七五

矯正図書館所蔵

第十八表　結核患者轉歸數

	結核患者數	一日平均人員ニ對スル率	結核死亡	患者ニ對スル率	結核ニヨル刑ノ執行停止	率	未治出所	率	治癒	率
昭和七年	九一〇	一・八%	一五〇	一六・四八%	六八	七・四七%	一八一	一九・八九%	二五三	二七・六九%
〃八年	一、一〇五	二・〇	一六六	一五・〇三	八二	七・四二	二三〇	二〇・〇〇	三四七	三一・四〇
〃九年	一、二八六	二・四	一八二	一四・〇七	一〇三	八・〇〇	二三八	一七・七三	四五八	三五・六一
〃一〇年	一、三五七	二・四	二〇八	一五・三三	九四	六・八七	二五三	一八・五二	四九六	三六・二八
〃一一年	一、四四九	二・六	二五九	一八・五七	一四一	一〇・三三	二七九	二〇・〇〇	三二一	三三・八七
〃一二年	一、三七六	二・六	二六九	一九・五六	一四九	一〇・二八	三一〇	二二・四九	三二九	二七・六二
〃一三年	一、二四三	二・七	三〇四	二四・六六	一五六	一二・二四	二六四	一九・六六	三三三	二四・八〇
〃一四年	一、三一六	二・八	三〇四	二三・〇四	八六	六・四〇	二六三	一九・八五	三三九	二四・八〇
〃一五年	一、三二六	三・一	三〇四	二二・八四	九三	七・〇二	二三三	一七・五二	三一四	二三・五八

な患者が多くなつたのか。保護關係、家族關係の極度に悪い者で結核に感染し犯罪に陷り刑務所に入つてくる者が多くなつたのか、そこまでは推測出來ない、抑も結核の爲に犯罪に陷るのか或は犯罪環境の不攝生非衞生が結核をもたらすのかこの因果關係すら到底簡單には論斷出來ない問題であらふ。兎も角昭和十一、十二、十三年は執行停止が多かつたが其の後は激減してゐる現狀である。

未治出所は此の表では、はつきりしないかも知れないが傾向としては確に增えてゐる。昭和元年以後毎年の結核患者中の未治出所のパーセントを五年平均にして比較すると次の如き數字を示してゐる。

昭和　元年——五年平均　一八・三%
昭和　六年——十年平均　一八・七〃
昭和十一年——十五年平均　二〇・九〃

卽ち未治出所のパーセントは傾向として增えつつある。昭和十五年には患者の約二三%が未治出所してゐる有樣である。未治出所とは假釋放或は滿期釋放等により患者のまま社會へ送り出されるものであり、未治出所が增えると云う事は、それだけ刑務所から社會へ結核患者を多く送り出すと云う事なのである。それが故に刑務所と社會とは結核患者に付ては堂々めぐりをやつてるとも見られるのである。つまり近年、結核患者の入所が多くなつた。その反對に結核患者の出所も多くなつたと云へるのである。勿論この出所には前述の刑執行停止の分も加へて考へねばならぬが、一年に四百人の結核患者を社會へ送り出してゐると云う事は注意する必要がある。それに比して昭和十五年の結核新患者で入監前病者と記錄されてゐるのは一七五名にすぎず、あとの七七六名は入監後の發病者となつてゐるのである。卽ち昭和十五年には一七五名の患者が社會へ出て行つたと云う事になる。之によれば一見、刑務所側に責任があるが如く考へられるかもしれない。然しながら之を仔細に檢討すれば、例へば入監後發病の七七六名と雖もその內の相當の數は入監前發病と同樣に取扱うべきものが存する事がわかるのである。此の問題に關しては又詳はしく論ずるつもりである。

患者數に對する治癒者の割合は段々減じてゐるのが見られる。例へば昭和十年頃には患者の三六%が治つたのに對して十五年には二五%しが治癒者がゐない。そしてその代りに死亡が增えてゐる事になるのである。何故に治癒率が減つたのか。之に對しては幾度も述べる樣に、治療法が悪くなつたとは考へられず、それよりも受刑者の結核患者の抵抗力減弱を考へたい。此の事に付ても簡單には定め得ない複雜な事象が潛んでゐる事を思うべきである。又この治癒に付ては相當の疑問もあるのであつて、果して完全なる治癒であつたか或は見かけのものにすぎず間もなく再發病して新患者としてあげられたものがいくらかあるのではないか等の點がはつきり解つてゐない憾みがある。

斯の樣にして大體の事を云へば結核患者は毎年增えつつある。その轉歸狀況としては、治癒するものが減り未治出所が增え、又刑執行停止が減り所內死亡がおびただしく激增してゐる。昭和十五年にあつては結核患者の二三%が死

矯正図書館所蔵

第十九表　昭和十五年死亡者ノ年齢別百分比並ニ年齢別死亡率

	結核死	結核以外死亡	新受刑者ニ於ケル百分比	年齢人口千ニ對スル結核死亡率ノ	〃結核以外死亡率ノ	〃全死亡率	〃社會結核死亡率	〃社會ノ結核以外死亡率	〃社會死亡率
一八歳未滿	二・二%	一五%	二〇%	八・一‰	七・〇‰	一五・一‰	四・四‰	四・二‰	八・五%
二〇歳〃	四・六	一・二	四・七	六・九	二・五	九・四	五・〇	五・四	一〇・四
三〇歳〃	四三・六	一九・一	三六・〇	八・四	五・〇	一三・四	二・七	六・四	九・一
四〇歳〃	三三・一	一七・一	三〇・四	七・五	五・三	一二・八	一・八	九・五	一二・三
五〇歳〃	一二・五	二五・〇	一七・一	四・八	一三・七	一八・五	一・七	一九・九	二一・六
六〇歳〃	五・六	八・六	七・〇	五・六	二四・九	三〇・五	一・五	四六・八	四八・三
七〇歳〃	一・〇	一・八	二・五	二・八	六七・八	七〇・六	一・五	四六・八	四八・三
七〇歳以上	〇	三・二	〇・三	〇	一〇一・六	一〇一・六	〇・七	一三一・六	一三四・三

亡し、七%が刑の執行を停止され、二三%が未治出所し約二三%が治癒してゐる。以上の殘り二三%が後遺患者として翌年に繰越されてゆくわけである。

次に結核死と其以外の死亡の特徴的差異を示すために第十九表をあげておいた。死亡數から云へば結核死の山は三〇歳未滿にあり、結核以外の死亡の山は五〇歳未滿のところにある。之を當該年齢人口に對する死亡率から見るならば結核死は年齢が高くなるにつれ少くなり、其以外の死亡は逆に年齢が高い程多くなつてゆく。一般の疾病死は年齢に比例して多くなるのが普通であるが、此處の點に結核が所謂青年病と云はれる所以があるのである。社會に於ても勿論同じ現象が見られる。卽ち結核死と其以外の死とが全く對立的な形を示してゐるのは敢て刑務所死亡ばかりではなしに社會死亡に於ても同じ事が看取される。只社會死亡と刑務所死亡の異る點に付ては次の如き事があげられると思うのである。但し此の表に於ける社會の死亡者數は昭和十一年に取り年齢人口は昭和五年統計によつたが爲に、死亡率は實際よりは稍高くなつてゐる點を附記しておく。

(一) 刑務所に於ける結核死亡率はどの年齢に於ても一樣に社會よりも高い。近年の社會のそれは全體として二‰前後と認められるから刑務所結核死亡率の昭和十五年七・一‰、十六年九・九‰は實に社會の三倍、四倍の數字を示してゐる。社會の結核患者がどれだけあり又如何なる分布をしてゐるかは精確には解らないから患者の比較は出來ないが兎に角この死亡の特に多いのには何等かの理由が發見されねばならない。七〇歳以上が零になつてゐるのは刑務所人口構成の特殊な點で、七〇歳以上の者は非常に少くその爲、死亡者もなかつた爲で、たま〳〵例へば昭和十四年の如く一人の死亡者でもあれば、それだけで相當な高率となる。從つてこの年齢にあつては社會のそれと比較にはならないと思はれるのである。

(二) 結核以外死亡率では複雜な現象が見られる。卽ち四〇歳以下の者に於ては社會より低く、四〇歳以上七〇歳までは社會より確に高く、七〇歳以上では再び社會より低くなつてゐる。十八歳未滿では高い數字が見られてゐるが之は實數が少く標準にはならない。結核以外死亡率全體としては社會より低くなつてゐるのである。七〇歳以上の死亡では、社會では多く、刑務所では少いのは前に述べた通りである。

(三) 全死亡率に於ては凡ゆる年齢を通して刑務所の方が高い。

(四) 畢竟刑務所死亡率の高いのはその結核死亡率が高い爲であり、結核以外の死亡率に於ては寧ろ低い年齢層が見られるのである。

(五) 刑務所にあつては結核死亡率が結核以外の死亡率より高いのは一八歳未滿、二〇歳未滿は勿論であり更に三〇歳未滿、四〇歳未滿にあつても高い現象が見られ、四〇歳以上の年齢層になつてはじめて結核以外死亡率の方が結核死亡よりも高くなるのである。

然るに社會にあつては結核死亡率が結核以外の死亡率より高いのは僅に二〇歳未滿の者だけにすぎず、それも殆んど差の見られない程近接したものであり二〇歳以上の死亡にあつては常に結核以外死亡率の方が高いのが見られる。

抑も社會に於ては結核に因る死亡は全死亡の僅か十分の一にすぎない。然し刑務所に於ては全死亡の半數は結核である。刑務所死亡の特質は一に此の結核死亡のもたらすものと見て差支へない。何が故に結核のみ患者が增加し又特に若い年齢層に罹病も死亡も增加して來たか此の疑問の解決が卽ち刑務所死亡解明の一つの鍵ともなるのである。それに關して結核患者の發病の時期或ひは診定の時期が必ず問題となつてくる。卽ち所內感染による發病か、既感染者

矯正図書館所蔵

の入所後發病かの問題である。そして結論としては、既感染者が刑務所入所後短期間の内に、拘禁のもたらす影響によつて發病する場合が多いと考へられるものがある。從つてその拘禁影響が果して改善によつて止揚しうるものなりや、それとも拘禁そのものに伴ふ不可避のものなのか等に付檢討は進められねばならない。拘禁環境への適應は個人によつても異るが普通三ケ月乃至六ケ月と云はれる。だから新入時健康診査によつて要注意者として認められた者はこの期間の内に發病する事のない様に嚴重な視察を怠らない事が肝要となる。一口で云へば結核對策は早期診斷の徹底と隔離治療につくるのである。治癒が減り死亡が増えたと云う事は、保健技師其他第一線の醫療にあたる職員の手不足、藥品滋養品の充分に入手出來ない事情、或ひは榮養品の補給が困難等の爲によつておこる現象と考へられるが、結局發病し病勢を進行せしめてしまつた點に根本的缺陷があるのであらう。如何にして發病を食ひとめるか。行刑衞生の當面の課題は此處にあると考へる。精神的及び身體的に凡ゆる鍊成訓練もとより可である。然し周到なる醫師の監督下に之を行はざれば結核の發病は益々擴大するかもしれない。今後虛弱收容者の取扱にあたつて注意すべき事は此の點に存する。

我々は前にも刑務所の新入者に病人が多くなつたのではないかと云う點に觸れたが、此の問題に付て大體の標準となるべき入所時健康診査の體位が如何なる變化を示してゐるかを見たのが第二十表である。尤も之は直接毎年入所者の體位比較ではなくして、各年に於ける釋放された者の釋放時體位と、其の者の入所時の體位とを比較したものであるが、大體各年の標準にはなるものと思料する。此の釋放者の入所時體位を見れば、年を追うて入所者の甲が減じ丙が增加した事がわかる。乙は殆んど變化なく、丁は徐々に增加し戊は僅かに增えてゐる。入所時戊なる者は勿論休養を要する病人である。丁は不具廢疾及び非休養患者の程度、丙は虛弱者と見て差支ないであらう。

曾つては入所者の二九%が甲であつたのが、今は二二%しかない。曾つては一八%が丙であつたが今は二四%となつてゐる。丁は二・五%から四・二%へ、戊は〇・五%から〇・七%に增加した。卽ち近年甲が著るしく減つてその

代りに丙丁戊が增したのである。それだけ入所者の體位は劣弱化した事が了解出來よう。入所者に病人が增えた、半病人が增えたと云うのは事實だつたのである。

右の體位の者が拘禁影響をうけて釋放される時しからば如何なる體位になるかと云うに詳はしい記錄は略すが、この表を見ても解る様に各年を通じ先づ甲は一%程度增加し、乙は殆んど變化なく、丙は二%前後減り、丁も變化は見られず、戊は一乃至二%增加を見せてゐる。以上を要約すれば次の如くになるであらう。

(一) 入所時の甲が甚だしく減つて反對に丙丁戊の體位劣弱者が增加した。

(二) 拘禁によつて釋放時の甲が多少增加するがその增え方は各年殆んど一定してゐる。

釋放時の丙は減少するがその減り方は近年稍著るしい。

反對に釋放時の戊（死亡者を除く）は非常に增えてゐる。

第二十表　各年釋放者ノ入所時並ニ釋放時體位比較

	入所時體位					釋放時體位					人員
	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	
昭和七年釋放者	二九・一八%	四九・五〇%	一八・二七%	二・五三%	〇・五〇%	二七・二五	五〇・五三	一九・〇四	二・六二	〇・五六	二八、三一〇
〃八年〃	二五・八六	四九・九一	二〇・四五	三・二〇	〇・五五	二六・九八	四九・四八	二〇・四五	三・二〇	〇・五五	二九、二〇四
〃九年〃	二四・三八	四九・四八	二一・三三	三・二二	〇・五八	二五・三七	四八・六九	二一・四三	三・一七	〇・六〇	三五、三七
〃一〇年〃	二三・八三	五〇・〇〇	二三・六〇	二・九七	〇・六〇	二四・七五	四九・六九	二一・〇六	二・八三	〇・六七	一・六四	二九、〇八六
〃一一年〃	二三・五八	四九・六五	二三・六三	四・一三	〇・六二	二三・一七	四九・四五	二一・九一	三・五三	〇・六七	一・八六	四〇、九二四
〃一二年〃	二一・八四	四九・二〇	二四・一八	四・三六	〇・六九	二二・五八	四九・一〇	二二・二六	三・八六	一・一九	二六、三七
〃一三年〃	二一・五八	四九・二一	二四・一三	四・二〇	〇・六二	二二・四五	四九・一九	二二・一一	四・一七	二・〇六	三一、六四一
〃一四年〃	二三・一八	四九・六二	二三・四四	四・二〇	〇・五五	二三・一三	四九・七二	二二・〇七	三・九三	二・一四	二四、四三二
〃一五年〃	二三・六六	四八・九二	二三・五六	四・一九	〇・六五	二三・六四	四九・〇八	二三・九八	三・九〇	二・二八	二九、七〇四
〃一六年〃											

矯正図書館所蔵

第二十一表　少年受刑者釋放者體位比較

	入所時體位 甲	乙	丙	丁	戊	釋放時體位 甲	乙	丙	丁	戊	人員
昭和七年釋放者	二三・四六%	五六・八一%	一七・二一%	二・二五%	〇・二八%	三八・二〇%	四九・四五%	九・四〇%	二・六七%	一・六二%	一、四二四
〃八年〃	二五・〇三	五八・二〇	一四・四九	一・九二	〇・三七	三七・四三	四九・四五	八・八八	二・一〇	一・六三	一、六二三
〃九年〃	二六・〇四	五六・〇二	一六・〇四	一・五八	〇・三四	三六・一四	四九・八三	一〇・二九	一・六八	二・〇六	二、〇八九
〃一〇年〃	二四・六八	五七・〇六	一五・九三	二・一〇	〇・三三	三五・四七	四八・八三	一一・〇三	一・八七	二・八〇	一、七一四
〃一一年〃	二五・六六	五五・三四	一七・〇二	一・六六	〇・三五	三四・七三	五〇・六九	一一・〇七	一・三一	二・二二	一、四四六
〃一二年〃	二四・五三	五四・九九	一八・二〇	一・八五	〇・四四	三三・二六	五二・三三	一〇・〇三	一・〇九	一・八三五	一、八三五
〃一三年〃	二二・二〇	五五・八七	二一・三二	一・五二	〇・一二	三一・三二	四九・五四	一三・〇九	一・〇三	一・八四九	
〃一四年〃	二三・七八	五三・〇二	二一・九四	一・七三	〇・五四	三三・五七	四八・一八	一三・〇〇	一・〇七	一、六七七	
〃一五年〃	二三・二六	五二・六四	二一・九八	一・四七	〇・六四	三三・四三	四七・七七	一二・七八	一・三三	二、一七五	
〃一六年〃	二三・七三	五一・〇三	二四・四八	一・二六	〇・五八	三四・三三	四四・四三	一三・九八	一・一〇	一、五四四	

斯くして收容者の入所時體位は年々惡化しつつある。そして一部分の者は體位が入所時以上に增强されつつあるが又反對に一部分の者は明らかに健康を損ねつつある。實數を以て示せば昭和七年には釋放時甲が入所時甲より三八〇名增加し、戊は二六五名增加してゐるが、昭和十六年には甲の增加は二九三名となり之に比し戊の增加は實に五一二名に達してゐる。卽ち曾つては甲の增加の方が多かつたのが現在では戊の增加の方が多くなつた事が認められるのである。

次に少年受刑者と成年受刑者の體位について述べて見たい。第二十一表を見れば少年の特殊性がそのまま體位の上にもあらはれてゐるのが了解せられるであらう。卽ち昭和十六年釋放者にあつては入所時甲は二三%であつたのが釋放時には三四%に減り丙も二四%から一四%に減つてゐる。是は取りもなほさず少年の身體的生長を意味するものであつて、それだけ丙だつたものが乙になり、乙だつた者が甲に發育したのだと考へるべきであらう。甲の增加は各年を通じ全體の一〇%程度であり、是によつて先に述べた甲の增加とは主に少年の發育によるものである事が理解されるのである。

もう一つ注意すべきは近年釋放時戊の增加が增えた事である。少年にあつても新入時甲は逐年減つてはゐるが僅かである。寧ろ乙が著明に減りその代りに丙が增加して來たと見られるわけである。何れにしても甲乙が減じてゐるのであるから、入所時の少年の體位が惡くなつた事は確實と云はねばならない。

入所時體位甲が激減したのは成年受刑者の方に顯著なる事は第二十二表の示す通りである。かかる體位の標準は勿論健康診查規程に基いてなされるものであるが、場合によつては各所に於て之に當つた醫師又は醫務職員による判定

第二十二表　成年受刑者釋放者體位此較

	入所時體位 甲	乙	丙	丁	戊	釋放時體位 甲	乙	丙	丁	戊	人員
昭和七年釋放者	二九・四八%	四九・一〇%	一八・三三%	二・五五%	〇・五一%	三〇・一二%	四八・七二%	一七・二三%	二・五〇%	一・四三%	二六、八六六
〃八年〃	二七・三七	五〇・一三	一九・二九	二・六五	〇・五七	二八・一五	四九・四七	一八・六三	二・五三	一・二四	二〇、二五七
〃九年〃	二五・八六	四九・五八	二〇・七〇	三・三〇	〇・五七	二六・四七	四九・〇四	二〇・〇〇	三・一六	一・三四	二七、一二五
〃一〇年〃	二四・五七	四九・〇九	二三・六六	三・二七	〇・六二	二四・八六	四八・六九	二一・九七	三・二四	一・二四	三三、六一三
〃一一年〃	二三・七五	四九・八〇	二三・八三	三・〇三	〇・六八	二四・二七	四九・六六	二一・四五	二・八九	一・六三	三七、六四〇
〃一二年〃	二三・四九	四九・四〇	二三・八九	三・五三	〇・六八	二三・七五	四九・三九	二三・四七	三・六五	一・七五	三九、〇八九
〃一三年〃	二一・八八	四八・八四	二四・二四	四・二九	〇・六五	二三・一一	四九・〇八	二三・七五	四・〇二	二・〇四	三四、四八八
〃一四年〃	二一・五三	四九・〇二	二四・二六	四・五三	〇・七〇	二一・八四	四九・二六	二三・六三	四・三五	一・九四	二九、九六四
〃一五年〃	二三・一一	四九・四二	二三・五四	四・二八	〇・五四	二三・四三	四九・八五	二一・六三	四・一〇	一・九六	三三、三七〇
〃一六年〃	二三・六五	四八・八二	二三・五二	四・三六	〇・六六	二三・〇六	四九・二九	二一・三七	四・〇六	二・一七	二八、一六〇

矯正図書館所蔵

が多少異なる點がないとはしない。然しかくの如き數量の統計に於て、以上のべた傾向が歴然と示されてゐる事は愈々新入者の體位惡化と、拘禁中罹病者の增大を明示するものと考へられよう。此の健康狀態比較報告によつても我々の考察すべき二つの問題が與へられてゐる事を知らねばならない。卽ち一は刑務所へ新しく入つて來る收容者の身體が段々不良になつて來た事實に照らし、旣に發病した者又は發病素因を有する者が益々多く入所して來ると云ふ問題であり、他は此の疾病素因を有する者が拘禁に依り發病する機會が多くなりつつあると云ふ問題である。しかも此の二つの問題を通じて考へられる事は、いづれにあつても結局は結核の問題に還元せずにはゐないと云う深刻な意義なのである。

次に一年間死亡者の具體的檢討として昭和十六年死亡者を取上げ、之に付て種々考究して見たい。

三、昭和十六年死亡者の分析

昭和十六年に於ける全國刑務所死亡の總數は八八六名であり、一日平均收容人員四三二〇四名に對する千分比死亡率は二〇・五‰となる。前年の七二三名の死亡に比し一躍一六三名の增加を示し、近來にない高率を示した此の昭和十六年死亡者に付て具體的に論究を進めて見たい。八八六名の內譯は左の通りである。

變死 六〇（自殺二三、他殺一、刑死二三、其他の外因死一四）	
病死八二六	
結核以外の死亡	三四一
結核性死亡と考慮さるるもの	四八五
（肺結核三九九、其他の結核五八、肋膜炎二三、慢性氣管支炎五）	

但し此の材料とした資料は每月本省に提出された衞生月表及び診療報告書を基にしたものであつて、病者小票を基礎せとる行刑統計年報とは病名の分類其他に付て多少の差異がありうる事を附記しておく。尨大な報告にあつては、

例へば時に病死變死の區分に疑義を生ずる場合もあり、成る可く原報告を尊重し、場合により訂正すべき點は正したつもりであるが、尙正確を期し得なかつた點があるかもしれない。肋膜炎、慢性氣管支炎は一般統計に於ては自ら結核と別個のものと分類されるのを普通とするが、その疾患の特殊性に鑑み、又病歷發病經過等を考慮した結果、症例も少いが、全部結核性死亡と判斷して之に含めて見た。

一、變死

普通死亡の比較研究をする際、變死を含めるのは不合理であり、病死者のみに限るべきものであらうが凡ゆる死亡統計は病死、變死を包含してゐるのを常とする。刑務所變死は每年二〇名より六〇名の間を動いてゐるが此の內譯は種々混淆してゐる。

刑死に付ては省略したい。場所を示せば東京（拘） 九、大阪（拘） 四、廣島三、浦上（長崎）二、札幌三、名古屋一の計二三名である。

他殺一名は熊本刑務所に於ける事故であつて右胸部第二肋間を深さ五寸に達する刺創を受けたものであり卽死である。

自殺二三名の內縊死が最も多く一九名を占めてゐる。それらの中で特記すべきは肺結核休養中の者二名（豐多摩、和歌山）頭部惡性腫瘍患者一名（橫濱）神經衰弱一名（北區）魯鈍一名（大阪）等であつていづれも該疾病が縊死企圖の誘因をなしてゐるものと想像される。

縊死以外の自殺は四名であり、高所より飛下り腹部內出血の爲卽死せしもの（大阪拘）癡愚者にして二階より墜落頭部打撲の爲死亡せしもの（福岡）ビタミン不足症の爲休養中、發作性に精神異常をおこし喉頭部切創のため出血窒息死をとげしもの（府中）消毒用デシン十倍溶液を約三百瓦嚥下し一日を經過して遂に死亡せしもの（土手町）等である。自殺者中かく病舍に於て病人が之を企ててゐる事實は注意を要する問題である。又精神變質者の自殺企圖はし

矯正図書館所蔵

ば〳〵見られるところであるが、戒護上之が養護に付ては嚴重なる視察が望まれる所以である。近年劇藥飲用は少くなつたが未だにたま〳〵メチルアルコール中毒或は前記の如きデシン中毒が見られるのは劇物保管の建前上遺憾の點なしとしないものがある。

共他の外因死は一四名であるが近來事故による外傷死には構外作業擴大に伴ふものが多くなつたのが認められる。構外作業中の事故死としては次の如きものがあつた。

爆破作業の際木片が飛來し腸管裂創をうけしもの（大井）同じく巖石破片が飛んで頭蓋骨折をうけしもの（山口）土木作業中土砂崩壞による複雜骨折又は壓死（鹿島一、山口三）農場の崖より馬車轉落しその下敷になり窒息死をとげしもの（松江）馬の手入の際腹部を蹴られ腸管破裂による急性腹膜炎の爲死亡せしもの（盛岡）構外土工就役中トロッコ事故による頸椎骨折死（宇都宮）計十九名

之を見ると比較的爆破片の被害と土砂崩壞による被害が多い樣である。此の外にトロッコ事故としては木材運搬中下腿骨折をおこし死亡したもの（大阪）一名がある。

工場災害としては四名の死亡が見られた。腹部打撲をうけ急性腹膜炎をおこしたもの二名（府中、德島）その内の一例は製材工場に於て自動鉋の故障の爲木片が飛んだ爲の被害である。頭蓋骨折一名、是は下駄工場に於て器械にまきこまれコンクリート壁に頭部を强打せし例である（德島）。次に火傷死が一名ある（横濱）マシン油を注入中その油鑵が爆發し着衣に引火負傷した例で二日後に死亡した興味ある症例である。

以上を見ると所内の工場災害よりも構外の土工共の他の事故が多く構外作業の方がはるかに危險率が多い事が指摘される。危險作業に從事する者に對して特に注意を要すべき點が考慮せらるるものである。

二、結核以外の死亡

結核性疾患を除く他の病死の内で最も多く見られるのは腦溢血である。結核に次ぐ第二の刑務所死亡の原因をなしてゐる。獨立せる疾患で十名以上の死亡者を見たものをあげると次の樣である。

腦出血	八四	腎臟炎	三五
肺炎	一八	心臟瓣膜症	一八
癌	一四	老衰	一〇

精神病に因る死亡が比較的多いのは之亦刑務所死亡の特徴を示すものである事は云うまでもない。癈痺性癡呆二〇早發性癡呆一四、その外に拘禁性精神病三が見られる。

死亡病名の年齡別分布を見るに（第二十三表參照）若い年齡層に多いのは早發性癡呆、十二指腸潰瘍等であり、高齡者に多いのは癌、腦出血、動脈硬化、腎臟炎及びとは勿論であるが老衰死等である。各年齡層に付て個々に云へば次の通りである。

（一）二〇歲未滿に多いもの（全死亡八）

心臟瓣膜症二、腸炎二、腹膜炎二

（二）三〇歲未滿に多いもの（全死亡三七）

早發性癡呆六、肺炎六、腎臟炎六、十二指腸潰瘍三

早發性癡呆が全部で一四の内六が、十二指腸潰瘍が四の内三がこの年齡に見られるのは、是等の疾患のこの年齡層に於ける頻度を示すものと考へられよう。胃潰瘍は二〇の内二が三〇歲未滿に見られるのみである。

腦溢血の一名は注意を要する。刑務所に於て二〇代、三〇代に腦溢血死亡が見られるのは決して稀ではないが、その診斷の確かさに付ては一應檢討の必要が認められるものである。

（三）四〇歲未滿に多いもの（全死亡七二）

腦出血一五、癈痺性癡呆一〇、腎臟炎七、早發性癡呆六、胃潰瘍五、腸炎五、

腦出血や胃潰瘍がこの年代から增加し始めるのは普通と見られるが、腦出血の一五は少し多すぎ又癈痺性癡呆が二〇の内半數がここにあらはれてゐるのは少し早すぎる樣な感じがする。

癌、脊髓癆が各一名宛あらはれてゐるのも興味が深い。

（四）五〇歲未滿に多いもの（全死亡八五）

矯正図書館所蔵

第二十三表　結核以外死亡ノ病名別年齢別經過日數別調査

病名	年齢							經過日數								計
	二十歳未滿	三十歳〃	四十歳〃	五十歳〃	六十歳〃	七十歳〃	七以上	一月以内	二月〃	三月〃	六月〃	一年〃	一年半〃	二年〃	二以上	
腸チフス																
微毒																
敗血症																
マラリヤ																
ワイル氏病																
日本住血吸虫病																
癌																
壞血病																
脚氣																
バセドウ氏病																
貧血症																
脊髓癆																
腦出血																
麻痺性癡呆																
早發性癡呆																
拘禁性精神病																
脊髓炎																
顫麻痺																
震盪																
癡愚																
ヒステリー																
心臟内膜炎																
心臟瓣膜症																
心臟性喘息																
動脈硬化																
肺氣腫																
肺炎																
高血壓症																
氣管支喘息																
胃潰瘍																
十二指腸潰瘍																
胃炎																
腸炎																
蟲垂炎																
腸閉塞																
腸潰瘍																
腹膜炎																
肝硬變症																
腎臟炎																
萎縮腎																
尿毒症																
黃疸																
蜂窩織炎																
老衰																
心臟痲痺																
狹心症																
計																

矯正図書館所蔵

腦出血二二、癈痺性癡呆九、胃潰瘍八、腎臟炎六、腸炎五、肺炎五、心臟瓣膜症四、脚氣四、癌三

脚氣が八の内四、壞血病が二の内一即ちヴイタミン缺乏死の半數がこの年齡層に見られてゐるのは注目に値する。胃潰瘍はこの年代に一番多くあらはれてゐる。

(五)六〇歳未滿に多いもの(全死亡七九)

腦出血三一、癌七、心臟瓣膜症七、

この邊では腦出血が壓倒的であり、癌も全數の半分がここに見られる。早發性癡呆一名の存在は餘りに晩發性と考へられるものがある。

(六)七〇歳未滿に多いもの(全死亡四三)

腦出血一一、腎臟炎九、

(七)七〇歳以上に多いもの(全死亡一七)

老衰六、腦出血四、腎臟炎四

六〇歳を越ゆる死亡は悉く老人性疾患と認められるものである。

かくして結核以外の死亡病名には、主なものをあげても例へば精神分裂病の如く若年者に分布せる疾患と、反對に腦溢血、癌等の如く斷然老年に多いものと、更に癈痺性癡呆、胃潰瘍の如く比較的壯年に多いものと及び腎臟炎、肺炎、腸炎、心臟瓣膜症等の如く各年齡に一樣に分布さるる疾患群とが認められるわけである。

次に發病より死亡に至る經過日數の長短に付て述べれば、自らそこに急性疾患と慢性疾患との差が認められるが、先づ次の樣な事があげられる。

(一)經過日數一月以內死亡の方が多いもの(全死亡二〇四)

腦出血六七(一月以上の死亡一七) 肺炎一五(一月以上三) 腸炎一三(一月以上五) 脚氣七(一月以上一) 心臟癈痺七、狹心症四、腸閉塞四、虫垂炎三、黃疸二

いづれも急性疾患と考へられ一月以上の經過をとる事は少いものと認められるものばかりである。只腦出血には一月以上の經過を示したものが一七例あり、その內二例には一年以上の休養日數が見られてゐる。

(二)經過日數一月以上死亡の方が多いもの(全死亡一三七)

癌一二(一月以內二) 心臟瓣膜症一二(一月以內六) 早發性癡呆一〇(一月以內四) 拘禁性精神病三、硬變症三(一月以內一)バセドウ氏病二

是等は先づ慢性經過をたどるべき疾患と考へられるものである。

(三)兩者のほゞ等しいもの

腎臟炎	(一月以內一八	一月以上一七)
胃潰瘍	(一月以內一〇	一月以上一〇)
癈痺性癡呆	(一月以內 八	一月以上一二)
老衰	(一月以內 四	一月以上 六)
腹膜炎	(一月以內 五	一月以上 四)

是等の短い經過期間で死亡した場合と、長い經過をたどつた場合とがいつしよに見られる事實は、個々の症例による事で一概には云へないが、例へば診斷が早くつけられて患者の療養が充分になされた時と、色々の事情で病勢が惡化するまで拋置された或は診斷がつけられず治療が充分に施されなかつた時との差が考へられる。

一年以上の特に經過日數の長かつた死亡病名には次の樣なものがあげられる。

早發性癡呆四、癈痺性癡呆二、拘禁性精神病二、腦出血二、癌一、高血壓症一、バセドウ氏病一、老衰一、

計 一四

その內二年以上にわたつたものは次の五名である。

早發性癡呆二、癈痺性癡呆一、拘禁性精神病一、癌一

精神病が如何に死亡までの經過日數が長いかと云う事實は右によつて明らかであり、是等患者の處置に付ては相當の困難が伴つてゐる事が思はれるのである。癌一名の經過日數が餘りに長いのは診斷が誤つてゐたのか、それとも特殊な症例であつたのか決定しがたい。

經過日數僅に一日にして死亡した例としては次の四三例があげられてゐる。

矯正図書館所蔵

腦出血　三一　　心臟痲痺　五　　狹心症　二
胃潰瘍　一　　脚氣　一

いづれも突然の心臟發作か或は出血による死亡である。唯かかる發作及至出血がおこるまでに疾病死が事前に豫防することが果して不可能であつたかに付て疑問が感ぜられないでもない。然し突發的の死亡はある程度は已むを得ないものであり、殊に受診する側の收容者に自己の健康に付て無知なる者が多い時には尙更、不可避とも云へるのである。右の四三例を除き、發病後五日以內に死亡した特に短い經過日數の例としては左記の如きものがある。

腦出血二〇、胃潰瘍四、肺炎四、腸炎四、腸閉塞三、脚氣二、十二指腸潰瘍二、腎臟炎二、心臟性喘息二、心臟痲痺二、狹心症二、ヒステリー一、心臟內膜炎一、黃疸一、震顫痲痺一、　計　五一

是等の疾病の內には勿論醫學的に見て急性突發死に近い經過をたどるべきものも認められるが中には、容易に了解しがたき死亡もないではない。例へば單純なる腸炎によつてかかる短期間の死亡は普通考へられない。又男子受刑者のヒステリー患者がこの短期間に死亡すると云ふことも症例の複雜さを思はせるものがある。

疾病によつて平均何日位の經過日數で死亡するかと云ふ標準は求めがたい。從つて以上の刑務所死亡の經過日數が果して短かすぎたか、それとも普通のものであつたかに付ては容易に判定は下せない。然し豫防醫學が今後益々發達し、醫療が個々についてより徹底したものになるとするならば是等の經過日數はもつと長びくのではないかと云ふことは一應想像され得るのである。生產勞働に從事する集團生活者に對しては飽くまでもよりよき醫療を施したいと云ふのが理想であらう。

結核以外病死者の犯數別は第二十四表に示すが如く、初犯が三一%累犯が六九%となつてゐる。之を昭和十五年年末在監者に於ける初犯三七%累犯六三%に比較すると、結核以外病死者には累犯者が多い點が認められる。殊に五犯以上の累犯者にあつては明らかに多いことが見られる。卽ち在監者中五犯以上のものの割合は不明であるが、新受刑者の十年間の平均は一六・八%であり、昭和十五年度には一九・八%が五犯以上である。之に比して結核以外病死者にあつては三九%强が五犯以上となつてゐる。この差は明瞭に有意であり、かかる累犯者は年齡の關係環境の關係により身體異常なるものが多く死亡者が多い點が、想像されるのである。この樣に結核以外の病死者の四割は五犯以上のものであるがその入所時體位を同表によつて見るならば一般よりは勿論、他の病死者に比べても明らかに入所時丙以下のものが多い事がうかがへる。それは殊に初犯者の體位と比較すれば如何に五犯以上のものが劣弱であるかが看取される筈である。

病死者の入所時體位を收容者一般のそれ（第二十表參照）と比較する時、甲乙が少く丙丁戊が多いのは爭へない事實てある。病死者は入所時から體位が旣に惡いと云ふ事は當然考へられることてある。一般では甲乙の健康體が七〇なのに對し丙丁戊の弱體は三〇にすぎないが病死者には逆に四〇に對し六〇となつてゐる。兩者の率を比較すれば結核以外病死にあつては一般に比し甲は二二對八、乙は四九對三一と少く、丙は二三對三八、丁は四對一七、戊は〇・

第二十四表　結核以外病死者ノ入所時體位並ニ犯數別

	甲	乙	丙	丁	戊	計
初犯	二	一八	四〇	一三	四	一〇六
累犯 二犯	六	一三	一五	八	四	四六
累犯 三犯	四	一三	八	五	一	三二
累犯 四犯	三	九	七	三	一	三三
累犯 五犯以上	四	六	九	三	七	三五
累犯小計	一七	三六	五四	二九	一三	一三五
計	二六	四九	九九	四五	一七	二四一
	八・二%	二〇・九%	三六・七%	一七・〇%	四・九%	一〇〇・〇

矯正図書館所蔵

六對五と多くなつてゐるのである。かく病死者の入所時體位が著るしく悪い事を思へば、入所時體位が近年の如く次第に悪化する事實はとりもなほさずそれだけ死亡者を増す因果關係を持つと云ふ想像が確實になるわけである。

累犯者の體位が初犯者より悪い原因に付いては累犯犯罪者の生活環境の影響の爲か、それとも反對に體位の悪い事が逆に度々の犯罪の原因をなしてゐる爲か、簡單には決められない問題である。いづれにしても結核以外病死者に於ては累犯者は體位も悪く、死亡も多い事實が認められる。そして此の事實は必ずや累犯の原因に一つの役割をなしてゐるものと考へられるのである。

次に結核以外病死者の罪質に付いて一言する。之を收容者一般に於ける罪質の分布と比較するに特に著しい差異は認められない。竊盜が二〇〇名で最も多く五八・七%を占めてゐるが一般の五九・五%と比べ殆んど違ひはない。多少の分布の差のあるものとしては、

一般より少いもの　贓物。强盜。橫領。猥褻。
一般より多いもの　放火。詐欺。賭博。殺人。

等があげられるが誤差計算から見ていづれも是だけでは有意以上の差があるとは認められない。更に年末在監者の罪質分布率から各罪質別の一日平均收容人員を割出し別表の如く、それに對する罪質別死亡率を調べてみると、例數の餘りに少いものは除くとして、

平均死亡率より著しく高いもの　賭博。放火。殺人。詐欺。等
平均死亡率より著しく低いもの　贓物。猥褻。橫領。傷害。强盜。等

が見られる。卽ち程度の差はあるが大體次の様な事が云はれるであらう。

(一) 賭博、放火、殺人、詐欺等にあつては結核以外の病死者が比較的に多い。
賭博一五の内五は腦溢血である。他に心臟瓣膜症、胃潰瘍、腸炎、腎臟炎、萎縮腎等が見られ是等は主として壯年以後のものであることは明らかである。

放火一八の内には腦溢血(四)、心臟瓣膜症(三)、老衰(三)、腎臟炎(二)、胃潰瘍(一)等の老年性疾患と、痲痺性癡呆、早發性癡呆、脊髓炎等の神經系疾患が見られる。

殺人二四の内には同樣に腦溢血(七)、心臟瓣膜症(三)、胃潰瘍(二)、腎臟炎、老衰等の老年性疾患と早發性癡呆(三)、痲痺性癡呆、拘禁性精神病等の神經系疾患が見られてゐる。

詐欺四二の内では腦溢血(一三)、腸炎(四)、腎臟炎(三)、胃潰瘍(三)、心臟瓣膜症(二)、癌(二)、老衰(二)等が見られる。以上の罪質を通じて大體壯年以後の年齢の者が多く又一方精神缺陷者が少い。

(二) 贓物、猥褻、橫領、傷害、强盜等にあつては結核以外の病死者が少い。
是は犯罪の性質上、年齢も若く生活力も旺盛な爲病死が少いものと推測される。
强盜一五の内早發性癡呆死亡が二名ゐるのは興味のある現象である。
死亡率の少い橫領に於て、六の内腦溢血(四)、心臟痲痺、狹心症と全部が循環障碍死亡であるのは不思議な感じがする。

次に死亡病名の罪質に對する分布に付て特に注目すべき點をあげてみる。

(一) 腎臟炎三五名中二六名(七四%)が竊盜犯なのは一般の分布に比し非常に多い樣に見へるが之は誤差の範圍に屬するものと認められ特別の意義は考へられない。

(二) 痲痺性癡呆死亡二〇の内一八(九〇%)が竊盜なのは明らかに誤差の範圍を越え、兩者の間に有意の關係がみとめられる。あとの二名は殺人と放火である。病名と罪質が有機的結合を示してゐる好例である。

(三) 癌一四名中一二は竊盜二は詐欺であるが之は有意とは云へない。

(四) 早發性癡呆一四の内竊盜(七)、詐欺(一)の外、强盜(二)、殺人(二)、放火(一)が見られるのは精神病と犯罪の關係を暗示してゐるものと考へられよう。

(五) 老衰死一〇の内三が放火であり率としては三〇%となり、他に比し頗る高率を示すが勿論誤差の適用を免れず之だけでは兩者の關係は說くべくもない。

我々はかくして結核以外病死の特質を種々の角度から檢討してきた。その主なる點は、大體に於て年齢の壯年以後に偏り、疾病も壯年以後を對象としたものが多く、經過日數としては一ケ月内の短いものが斷然多い。犯數は累犯者

矯正図書館所蔵

が多く特に五犯以上のものの率が異常に高く、それらの入所時體位は一般よりも遙かに悪く又同じ病死者に於ても初犯のものより體位がわるい事が見られた。罪質としては賭博、放火等が特に關係が深く個々の病名に於ては例へば癆痺性癡呆と竊盜との有意的關係の如き興味ある現像が見られた。

第二十五表　結核以外病死ノ罪質

	腦出血	腎臟炎	癆痺性癡呆	胃潰瘍	肺炎	心臟瓣膜症	腸炎	癌	早發性癡呆	老衰	其他	計
竊盜	四六	二六	八	一三	一二	七	八	一三	七	四	四九	二〇〇
強盜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	一五
賭博富籤	五	一	一	一	一	二	一	一	一	一	六	一五
詐欺恐喝	一三	三	一	三	三	一	四	二	一	二	九	四三
橫領	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	六
通貨僞造	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
文書僞造	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
猥褻	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
傷害	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
殺人	七	一	一	二	一	三	一	一	三	三	五	一八
放火	四	二	一	一	一	三	一	一	一	三	四	一五
其他	三	一	一	一	一	一	一	一	二	一	三	七
特別法犯	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
計	八四	三五	二〇	二〇	一八	一七	一四	一四	一四	一〇	九二	三四一
												一〇〇

かくして最後に結核死亡の檢討が殘された問題となるのである。

三、結核死亡

第二十六表　結核性死亡ノ分類

病名	人員	病名	人員	病名	人員
肺結核	二八三	肺結核拘禁性精神病	二	肋膜炎	八
〃 腹膜炎	三	〃 胃炎	一	〃 肋膜炎	三
〃 腸結核	三	〃 胃擴張	一	〃 腸結核	三
〃 喉頭結核	八	〃 胃潰瘍	一	〃 肋膜炎・喉頭結核	一
〃 胃結核	六	〃 腸結核	二	〃 肋膜炎	一
〃 腎臟結核	六	〃 胃癌	一	結核性腦膜炎	二
〃 肋膜炎	六	〃 アメーバ赤痢	一	〃 肋膜炎	一
〃 膀胱結核	五	〃 動脈硬化症	一	〃 慢性氣管支炎	一
〃 痔瘻	四	淋疾	一	〃 肋膜炎	一
〃 肋膜炎	四	〃 脊髓癆	一	〃 頸腺結核	一
〃 腸・喉頭結核	四	〃 癆痺性癡呆	一	〃 肋膜炎	一
〃 腦膜炎	三	〃 腎臟病	一	〃 腎臟結核	二
〃 頸腺結核	二	〃 精神發育制止症	一	〃 腰椎カリエス	一
〃 脊椎カリエス	二	〃 肺浸潤	八	〃 骨盤カリエス	一
〃 腹膜・腸結核	二	〃 腹膜炎	二	脊椎カリエス・肋膜炎	一
〃 骨盤カリエス	一	〃 結核性盲腸周圍炎	一	結核性盲腸周圍炎	一
〃 腰椎カリエス	一	〃 肋膜炎	一九	肋膜炎	一九
〃 腹膜・喉頭結核	一	狹心症	一	〃 腎臟炎	一
〃 腹膜炎カリエス	一	〃 腎臟炎	一	〃 膽嚢炎	一
〃 腹膜炎・腦膜炎・痔瘻	一	〃 膽嚢炎	一	〃 副睾丸炎	一
〃 カリエス・痔瘻	一	〃 胃潰瘍	一	慢性氣管支炎	四
〃 心臟瓣膜症	五	〃 早發性癡呆	一	〃 腎臟炎	一
〃 脚氣	二	結核性腹膜炎	一四	計	四八五

結核性疾患に因る死亡と考へられるもの四八五例の内譯は第二十六表の通りである。

肺結核と記載されたものは三九九例でその中には肺結核のみのもの二八三、他の結核を伴つたもの九六、結核以外の疾患併發のもの二〇がある。腹膜或は腸結核を伴うものが斷然多い様である。精神病と併發のものが六例も見られてゐるのは興味が深いものがある。胃癌と肺結核の結びついた死亡例は一例しかないがこう云ふ場合もありうるものと考へられる。

肺浸潤は肺結核と見做して差支ないかもしれないが、その診斷の不確實さを考慮して其他の結核に含めて置いた。其他の結核ではやはり腹膜を犯したものが一番多いのが見られる。併發したものも一一數に入れて結核に犯さるる局所の頻度をあげれば、次の様な主なる順位があげられる。（肋膜も含めて考へる）

一、肺	四一六	七、骨カリエス	九
二、腹膜	五六	八、腦膜	八
三、肋膜	四六	九、痔	七
四、腸	三三	十、膀胱	五
五、喉頭	一四	十一、頸腺	四
六、腎臟	九	以下略	

先づ四八五と云ふ數は結核死亡の眞實の數に近い事は想像されるが（昭和十六年行刑統計には多分四二九と云ふ數字が出てる筈である）その全結核死亡者の八五・七%では肺を犯され、一一・一%では腹膜を犯されて居る事になるのである。

是等各個の症例に付て具體的に論及する事は避け、今は唯結核死亡として一括してその特徴を探ねてみたい。

(1)年　齡

結核死の年齡が一般に低く、結核以外死亡の年齡が高い事はしば〳〵指摘した通りであるが、その比較は第二十七

表を參照されたい。卽ち三〇才以下が二五七名約五三%を占め、それに對して五〇才以上は三一名僅か六%にすぎない。結核以外死亡にあつては三〇才以下は四五名卽ち一三%にすぎず、反對に五〇才以上は一三九名約四一%を占めてゐる。結核死の實に七割は三五才以下の年齡である事を見ても若年層の被害が如何に大であるかは想像されるものがある。

年齡分布を更に解りやすくする爲に結核以外死亡と一般收容者と結核死とを比較したのが第二十八表である。之を見れば、その順に年齡構成が低い方に移つてゆく事がはつきりと示されてゐる。二〇才以下、三〇才以下では結核以外死亡者よりも一般收容者の率が多く、更に結核死の方が多い。四〇才以上になるとその逆に結核死よりは一般が多く、更に結核以外の方が多くなる。卽ち年齡分布から云へば結核以外死亡者は一般よりも低い事が明瞭である。此處に兩者の死亡の本質的差異がある事を思はねばならない。簡單に云うならば年の若い受刑者は結核で死亡し、年のとつた受刑者は結核以外の疾病で死亡すると云ふ事になる。

年齡と經過日數との關係には特別な偏位は見られない。若い年齡の經過日數が少し短いかにも見へるが決定的の數字は示してゐない。七十才以上の死亡一名が六月以上一年以下の經過日數であるのが目に立つ程度である。

(2)經過日數

發病より死亡に至る經過日數が結核以外死亡では非常に短くその六割は一月以內死亡である事は前にも述べた處であるが、結核死では一月以內死亡は寧ろ少く、僅か一五%であり、多いのは一月以上六月以內の死亡で約七〇%を占めてゐるのが見られる。結核が慢性疾患であり、比較的緩漫なる經過をたどるものである事は此處にも看取されるわけである。それにしても結核死にあつても發病後六月までには、大半の八五%が死亡してしまひ、六月以上のものは僅に一五%にすぎず特に一年以上の經過日數をもつたものは五%にも足らない有樣である事が注目される。

從つて結核死亡者は結核以外死亡者に比べ、慢性の經過はとつてゐるが、それでも發病後六月以內には大半のもの

矯正図書館所蔵

第二十七表　結核死亡者ノ年齢別經過日數

經過日數 / 年齢	二〇歳以下	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳	五五歳	六〇歳	六五歳	七〇歳以上	計	結核以外ノ病死
一日	一		二									二	四三
二日												〇・四一%	二三・六〇%
三日			一									〇・二〇	四・二九
四日			二									〇・六一	一〇・五三
五日			一									三	二六
十日												一	一
二十日												三・九一	一〇・五三
一月	四	四	一									一九	二六
一月以内累計	一〇	一四	一五	一〇	九	五	二	三	一	一		一・二四	二・四三
二月	一九	一〇	二六	一三	九	八	七	五	三	一		〇・二〇	四・二九
三月	一〇	一八	一八	一五	八	一	一〇	一	一			八・一四	一八・一四
三月以内累計	二九	四三	五九	二七	二六	一三	一〇	八	五	一		五・七八	二六・一七
六月	一八	一二	一三	一二	一三	八	八	八	八	一		二・〇一	一〇・〇五
六月以内累計	五七	七三	九一	六八	二九	二八	二八	一六	一六	五		一五・〇三	七三・七四
一年	三	七	一七	九	七	四	一	一	一	二	一	八・六六	四三・二六
二年	一	二	一	一	一	一						三・九一	一〇・五三
三年		一										一・二四	二・四三
四年												〇・二〇	一・四九
五年												一・八一	九・三七
六年												二・七八	一〇・〇五
七年												一・〇一	五・一二
八年												〇・六一	三・一二
九年												〇・二〇	一・〇四
十年												〇・二〇	一・〇四
十一年													
十二年												〇・二〇	一・〇四
十三年													
十四年													
十五年													
十六年													
十七年													
十八年													
十九年													
二十年													
二十一年													
二十二年													
二十三年													
二十四年													
二十五年													
二十六年													
二十七年													
二十八年													
二十九年													
三十年													
三十一年													
三十二年													
三十三年													
三十四年													
三十五年													
三十六年													
三十七年													
三十八年													
三十九年													
四十年													
四十一年													
四十二年													
四十三年													
四十四年													
四十五年													
四十六年													
四十七年													
四十八年													
四十九年													
五十年													
五十一年													
五十二年													
五十三年													
五十四年													
五十五年													
五十六年													
五十七年													
五十八年													
五十九年													
六十年													
六十一年													
六十二年													
六十三年													
六十四年													
六十五年													
六十六年													
六十七年													
六十八年													
六十九年													
七十年													
七十一年													
七十二年													
七十三年													
七十四年													
七十五年													
七十六年													
七十七年													
七十八年													
七十九年													
八十年													
八十一年													
八十二年													
八十三年													
八十四年													
八十五年													
八十六年													
八十七年													
八十八年													
八十九年													
九十年													
九十一年													
九十二年													
九十三年													
九十四年													
九十五年													
九十六年													
九十七年													
九十八年													
九十九年													
一百年													
一百一年													
一百二年													
一百三年													
一百四年													
一百五年													
一百六年													
一百七年													
一百八年													
一百九年													
一百十年													
一百十一年													
一百十二年													
一百十三年													
一百十四年													
一百十五年													
一百十六年													
一百十七年													
一百十八年													
一百十九年													
一百二十年													
一百二十一年													
一百二十二年													
一百二十三年													
一百二十四年													
一百二十五年													
一百二十六年													
一百二十七年													
一百二十八年													
一百二十九年													
一百三十年													
一百三十一年													
一百三十二年													
一百三十三年													
一百三十四年													
一百三十五年													
一百三十六年													
一百三十七年													
一百三十八年													
一百三十九年													
一百四十年													
一百四十一年													
一百四十二年													
一百四十三年													
一百四十四年													
一百四十五年													
一百四十六年													
一百四十七年													
一百四十八年													
一百四十九年													
一百五十年													
一百五十一年													
一百五十二年													
一百五十三年													
一百五十四年													
一百五十五年													
一百五十六年													
一百五十七年													
一百五十八年													
一百五十九年													
二百年													
二百一年													
二百二年													
二百三年													
二百四年													
二百五年													
二百六年													
二百七年													
二百八年													
二百九年													
二百十年													
二百十一年													
二百十二年													
二百十三年													
二百十四年													
二百十五年													
二百十六年													
二百十七年													
二百十八年													
二百十九年													
二百二十年													
二百二十一年													
二百二十二年													
二百二十三年													
二百二十四年													
二百二十五年													
二百二十六年													
二百二十七年													
二百二十八年													
二百二十九年													
二百三十年													
二百三十一年													
二百三十二年													
二百三十三年													
二百三十四年													
二百三十五年													
二百三十六年													
二百三十七年													
二百三十八年													
二百三十九年													
二百四十年													
二百四十一年													
二百四十二年													
二百四十三年													
二百四十四年													
二百四十五年													
二百四十六年													
二百四十七年													
二百四十八年													
二百四十九年													
二百五十年													
二百五十一年													
二百五十二年													
二百五十三年													
二百五十四年													
二百五十五年													
二百五十六年													
二百五十七年													
二百五十八年													
二百五十九年													
二百六十年													
二百六十一年													
二百六十二年													
二百六十三年													
二百六十四年													
二百六十五年													
二百六十六年													
二百六十七年													
二百六十八年													
二百六十九年													
二百七十年													
二百七十一年													
二百七十二年													
二百七十三年													
二百七十四年													
二百七十五年													
二百七十六年													
二百七十七年													
二百七十八年													
二百七十九年													
二百八十年													
二百八十一年													
二百八十二年													
二百八十三年													
二百八十四年													
二百八十五年													
二百八十六年													
二百八十七年													
二百八十八年													
二百八十九年													
二百九十年													
二百九十一年													
二百九十二年													
二百九十三年													
二百九十四年													
二百九十五年													
二百九十六年													
二百九十七年													
二百九十八年													
二百九十九年													
三百年													
三百一年													
三百二年													
三百三年													
三百四年													
三百五年													
三百六年													
三百七年													
三百八年													
三百九年													
三百十年													
三百十一年													
三百十二年													
三百十三年													
三百十四年													
三百十五年													
三百十六年													
三百十七年													
三百十八年													
三百十九年													
三百二十年													
三百二十一年													
三百二十二年													
三百二十三年													
三百二十四年													
三百二十五年													
三百二十六年													
三百二十七年													
三百二十八年													
三百二十九年													
三百三十年													
三百三十一年													
三百三十二年													
三百三十三年													
三百三十四年													
三百三十五年													
三百三十六年													
三百三十七年													
三百三十八年													
三百三十九年													
三百四十年													
三百四十一年													
三百四十二年													
三百四十三年													
三百四十四年													
三百四十五年													
三百四十六年													
三百四十七年													
三百四十八年													
三百四十九年													
三百五十年													
三百五十一年													
三百五十二年													
三百五十三年													
三百五十四年													
三百五十五年													
三百五十六年													
三百五十七年													
三百五十八年													
三百五十九年													
三百六十年													
三百六十一年													
三百六十二年													
三百六十三年													
三百六十四年													
三百六十五年													
三百六十六年													
三百六十七年													
三百六十八年													
三百六十九年													
三百七十年													
三百七十一年													
三百七十二年													
三百七十三年													
三百七十四年													
三百七十五年													
三百七十六年													
三百七十七年													
三百七十八年													
三百七十九年													
三百八十年													
三百八十一年													
三百八十二年													
三百八十三年													
三百八十四年													
三百八十五年													
三百八十六年													
三百八十七年													
三百八十八年													
三百八十九年													
三百九十年													
三百九十一年													
三百九十二年													
三百九十三年													
三百九十四年													
三百九十五年													
三百九十六年													
三百九十七年													
三百九十八年													
三百九十九年													
四百年													
四百一年													
四百二年													
四百三年													
四百四年													
四百五年													
四百六年													
四百七年													
四百八年													
四百九年													
四百十年													
四百十一年													
四百十二年													
四百十三年													
四百十四年													
四百十五年													
四百十六年													
四百十七年													
四百十八年													
四百十九年													
四百二十年													
四百二十一年													
四百二十二年													
四百二十三年													
四百二十四年													
四百二十五年													
四百二十六年													
四百二十七年													
四百二十八年													
四百二十九年													
四百三十年													
四百三十一年													
四百三十二年													
四百三十三年													
四百三十四年													
四百三十五年													
四百三十六年													
四百三十七年													
四百三十八年													
四百三十九年													
四百四十年													
四百四十一年													
四百四十二年													
四百四十三年													
四百四十四年													
四百四十五年													
四百四十六年													
四百四十七年													
四百四十八年													
四百四十九年													
四百五十年													
四百五十一年													
四百五十二年													
四百五十三年													
四百五十四年													
四百五十五年													
四百五十六年													
四百五十七年													
四百五十八年													
四百五十九年													
四百六十年													
四百六十一年													
四百六十二年													
四百六十三年													
四百六十四年													
四百六十五年													
四百六十六年													
四百六十七年													
四百六十八年													
四百六十九年													
四百七十年													
四百七十一年													
四百七十二年													
四百七十三年													
四百七十四年													
四百七十五年													
四百七十六年													
四百七十七年													
四百七十八年													
四百七十九年													
四百八十年													
四百八十一年													
四百八十二年													
四百八十三年													
四百八十四年													
四百八十五年													
四百八十六年													
四百八十七年													
四百八十八年													
四百八十九年													
四百九十年													
四百九十一年													
四百九十二年													
四百九十三年													
四百九十四年													
四百九十五年													
四百九十六年													
四百九十七年													
四百九十八年													
四百九十九年													
五百年													
五百一年													
五百二年													
五百三年													
五百四年													
五百五年													
五百六年													
五百七年													
五百八年													
五百九年													
五百十年													
五百十一年													
五百十二年													
五百十三年													
五百十四年													
五百十五年													
五百十六年													
五百十七年													
五百十八年													
五百十九年													
五百二十年													
五百二十一年													
五百二十二年													
五百二十三年													
五百二十四年													
五百二十五年													
五百二十六年													
五百二十七年													
五百二十八年													
五百二十九年													
五百三十年													
五百三十一年													
五百三十二年													
五百三十三年													
五百三十四年													
五百三十五年													
五百三十六年													
五百三十七年													
五百三十八年													
五百三十九年													
五百四十年													
五百四十一年													
五百四十二年													
五百四十三年													
五百四十四年													
五百四十五年													
五百四十六年													
五百四十七年													
五百四十八年													
五百四十九年													
五百五十年													
五百五十一年													
五百五十二年													
五百五十三年													
五百五十四年													
五百五十五年													
五百五十六年													
五百五十七年													
五百五十八年													
五百五十九年													
六百年													
六百一年													
六百二年													
六百三年													
六百四年													
六百五年													
六百六年													
六百七年													
六百八年													
六百九年													
六百十年													
六百十一年													
六百十二年													
六百十三年													
六百十四年													
六百十五年													
六百十六年													
六百十七年													
六百十八年													
六百十九年													
六百二十年													
六百二十一年													
六百二十二年													
六百二十三年													
六百二十四年													
六百二十五年													
六百二十六年													
六百二十七年													
六百二十八年													
六百二十九年													
六百三十年													
六百三十一年													
六百三十二年													
六百三十三年													
六百三十四年													
六百三十五年													
六百三十六年													
六百三十七年													
六百三十八年													
六百三十九年													
六百四十年													
六百四十一年													
六百四十二年													
六百四十三年													
六百四十四年													
六百四十五年													
六百四十六年													
六百四十七年													
六百四十八年													
六百四十九年													
六百五十年													
六百五十一年													
六百五十二年													
六百五十三年													
六百五十四年													
六百五十五年													
六百五十六年													
六百五十七年													
六百五十八年													
六百五十九年													
六百六十年													
六百六十一年													
六百六十二年													
六百六十三年													
六百六十四年													
六百六十五年													
六百六十六年													
六百六十七年													
六百六十八年													
六百六十九年													
六百七十年													
六百七十一年													
六百七十二年													
六百七十三年													
六百七十四年													
六百七十五年													
六百七十六年													
六百七十七年													
六百七十八年													
六百七十九年													
六百八十年													
六百八十一年													
六百八十二年													
六百八十三年													
六百八十四年													
六百八十五年													
六百八十六年													
六百八十七年													
六百八十八年													
六百八十九年													
六百九十年													
六百九十一年													
六百九十二年													
六百九十三年													
六百九十四年													
六百九十五年													
六百九十六年													
六百九十七年													
六百九十八年													
六百九十九年													
七百年													
七百一年													
七百二年													
七百三年													
七百四年													
七百五年													
七百六年													
七百七年													
七百八年													
七百九年													
七百十年													
七百十一年													
七百十二年													
七百十三年													
七百十四年													
七百十五年													
七百十六年													
七百十七年													
七百十八年													
七百十九年													
七百二十年													
七百二十一年									

れる場合てある。

一年以上の休養日數をもつものは二二名にすぎず、その内四名は二年以上となつてゐる。二年以上も刑務所内の隔離病舍に收容されて死亡する等の例は極めて少いものである。前にも述べた様に、結核以外死亡の八九%、結核死亡の八五%は共に經過日數六月以内のものであり、先づ此の期間内に大半が死亡してゐる事が見られるのであるが同じ六月内でも、兩者の間には自ら大きな差がある。結核死では最初の一月よりも次の二月、三月の死亡の方が多い。（一月一五%、二月二〇%、三月一八%）三月以後六月迄の月平均は一〇%の割になる。然るに結核以外の死亡では發病後最初の一月内の死亡が六〇%で壓倒的であり、二月一二%、三月九%となり、三月以後六月迄の月平均は三%ですつと少くなつてゆく。

之を假に全死亡に對する各期間別の一日平均死亡の比率をとつて比較すれば第二十九表の如くになる。即ち結核以外死亡では發病最初の一日に全體の一二%が死亡してゐる。その後の一日平均死亡の比率は段々低くなり、死亡密度は斷然はじめの方に濃いのである。つまり日數が長くなればなる程減つてゆく。

然るに結核死に於てはおよそ反對に發病最初の日には僅か〇・四%であり五日目頃は〇・一%と減り、その後次第に高くなり發病診定後二十日すぎ一月頃最高の〇・八七%に達しそれから六月近くまで漸減し、六月以後はすつと減つてゐるのが見られる。この最初の三日内死亡は先づ統計としては不自然な例と見られ、實際には結核が發病診定をうけ數日で死亡するとは考へられないから標準にはならないと思はれる。今この經過日數に對する死亡の分布を細に論

第二十九表　一日平均死亡比率　（全死亡に對する一日平均死亡の比率）

經過日數	一日	三日迄	五日迄	十日迄	二十日迄	一月迄	二月迄	三月迄	六月迄	一年迄	一年半迄
結核	〇・四二%	〇・三一	〇・一〇	〇・二五	〇・二九	〇・八七	〇・六九	〇・二〇	〇・〇六	〇・〇二	
結核以外	二・二〇%	五・二七	二・二〇	二・二九	一・〇五	〇・〇三	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇九	〇・〇四	〇・〇一

及する暇を持たないのは殘念であるが、以上によつても云へる事は、即ち結核以外死亡の一日あたりの分布を見ると、經過日數が短ければ短い程濃厚となつてゐる。そして日數の經つにつれて、それと共に死亡がまばらになる事が認められる。それと反對に結核死亡の密度は明らかに發病診定休養後二十日を經て三月まで（或は六月まで）が特に多い事が認められる。即ち刑務所結核死亡の特徴として此處にあげらるべきは、結核と診斷され休養した後一月から三月（或ひは遲くも六月）にかけ死亡するものが多い、つまりその頃が最も死亡しやすいと云ふ傾向なのである。

普通結核と診定されてからどの位の期間が死亡の危險が多いかと云ふ問題は一概には定められない。先づ診定が人により處によつて異る。或は個人の抵抗力の差又は醫療の差によつてこの期間は相當に變動してくるものと考へられる。重症の入つてくる療養所では恐らく經過日數は短いものとならうし、病症の程度によつても勿論異つてくる筈である。只此處に述べたのは刑務所結核死の經過日數が大體どの程度のものであるか、に付てであつて、此の經過日數が醫學的通念によつて判斷し果して長いか短いか、若し長いとは云へず寧ろ不當に短いものが看取されるとするならばその原因は何によるものなのか又如何にすればその經過日數を長びかしひいては死亡を遷延して治癒をたかめうる事が出來るか等に付ては單に問題を提起するに止め、次に進みたいと思ふ。

(3) 犯數

結核死亡の六六・六%は累犯者でありこの率は一般の六三・七%よりは少しく高く、結核以外死亡の六八・九%より少しく低い事が見られるがその間に統計學上の有意を認むるだけの差はない。（第三十表、三十一表參照）五犯以上のものは一一九名二四・五%を占め收容者一般の一九・八%（是は昭和十五年新受刑者に於ける率であり十年間の平均は前にも述べた通り一六%にすぎない）よりは、かなり多い事がみられる。然しそれにも拘らず結核以外死亡の三九・六%よりはずつと低い。この兩者の死亡に於ける五犯以上高度累犯者の率のひらきを檢討すれば明らかに、結核以外死亡にあつては有意的に高度累犯者が多い事が證明されるのである。

矯正図書館所蔵

第三十表　結核性死亡ノ入所後發病期間及ビ犯數

犯數別 ＼ 入所後發病期間	入所前發病	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以内	一年半以内	二年以内	二年以上	計
初犯	二四	三	一五	一四	二三	三〇	一〇	九	一四	一六三
累犯 二犯	六	七	四	一三	一五	二	五	二	八	八一
累犯 三犯	三	五	一	六	一三	八	六	六	九	五六
累犯 四犯	二	四	七	三	一三	一〇	一九	一三	一〇	一七
累犯 五犯以上	一〇	七	七	一	二	一〇	一三	六	一〇	三三
累犯小計	二四	一五	一四	一五	二三	三〇	一〇	九	一四	一六三
總計	四八	二二	一八	一九	三六	四〇	一五	一五	二三	三三〇
	九・八九%	九・〇七	六・五九	九・六八	一六・七〇	一八・三四	一〇・七一	六・五六	一二・五七	四八五

第三十一表　犯數別分布比較

	初犯	累犯
一般收容者	36.3% ± 0.24	63.7% ± 0.24
結核死亡	33.40 ± 2.14	66.60 ± 2.14
結核以外病死	31.09 ± 2,50	68.91 ± 2.50

備考　一般收容者ノ初犯、累犯率ハ昭和十五年末在監者 37955 名ノ統計ニヨル

之を以て見れば結核以外死亡は一般より年齢も高く又累犯者が多い事は確定的であるが、結核死亡にあつては年齢は收容者一般より若ゞにも拘らず寧ろ初犯が少い但しこの初犯が少いと云ふ數値には有意を示す程のひらきはない事が云へるのである。又結核死亡に約二五%の高度累犯者がある事實もその年齢の關係から見て、興味深いものを覺える。卽ち簡單に斷定を下すならば累犯者の內年齢の高いものは一般よりも結核以外の病死が多く年齢の若いものは同

五犯以上
19.8% ± 0.23
24.53 ± 1.95
36.59 ± 2.64
$\left.\frac{M_1-M_2}{\sqrt{m_1^2+m_2^2}}=4,5\right\rangle 3$

様に一般に比べ結核死亡が多いと見られないでもないのである。この點に付ては尙種々の立場から檢討が加へられねばなるまい。

(4)　入所後發病期間

刑務所結核死亡の問題に於て今や最も重大なる關心はそれらの結核の發病が果して入所後どの位後のものであるかと云ふ期間の探究にある。勿論この發病には純然たる新發病の外に、一旦治癒或は輕快にあつたものが何等かの原因によつて停止狀態から再び症狀惡化を來した再發患者が相當に含まれてゐるものと想像される。殊に入所後一年以上の發病にはこの樣なものが多い事が考へられ、從來何の變化がなかつたものが所內感染により發病すると云ふ例はツベルクリン反應檢査その他の事實に鑑み餘程少いのではないかと推測されるのである。

入所前發病卽ち收容時旣に結核發病の顯著なる患者がどの位あるかと云ふに結核死亡の 九・八九%卽四八名を占めてゐる。かかる歷然たる結核患者に刑を課する事の當否に付ては又考ふべき問題があらう。兎に角結核死亡の一割は旣に入所時から結核と診定されたものである事を特記するにとどめる。入所後一月內發病が四四名卽ち九%二月以內が三二名卽ち六・六%、三月以內が四七名卽ち九・七%をしめ入所前をあはせ三月以內に發病したものを合計すれば實に結核死亡全體の 三五・二三%となる。是等は旣感染未發病者が拘禁により發病したと云ふよりは、寧ろ發病はしてゐてもそれが徐々であり症狀が明確でなかつた爲に診定が遲れたものと見るべきであらうと考へる。

斯く大體に於て入所後三月までは每月、全結核死亡の一割近くづつが發病してゐる。入所後三ケ月をすぎると每月全體の約六%づつとなり、半年をすぎると三%づつとなり、一年以後は二%弱となり、一年半經てば一%の發病の割になる。卽ち結核死亡の發病は、入所後の期間が經過すればする程、少くなつてゆく。結局發病は短期間の方に濃いと云ふ事が云へるであらう。

全體の數から云へば結核死亡の半數以上（五三%）は入所後六月內の發病者であり、七割以上は一年內の發病者で

矯正図書館所蔵

ある事がわかり従前の種々の檢討に於て示された如く、所内に於ける感染發病者と云ふよりは反つて、入所以前よりの罹病者又は既感染未發病者が拘禁により症狀の增惡を來したものと考へられるのである。又入所後一年以上の發病者が二九%をしめてゐるのは前にも逃べた通り再發患者がかなりに含まれてゐると考へられるから、結核死亡の大半は先づ入所時既に惡かつたものか然らずんば病變を見逃されたもの或は既感染のものが拘禁生活の影響をうけて發病したものと云つて差支ないであらう。その三つの分類が嚴密に云つてどの程度にわかれるかは簡單に決められないが、大體次の様な事が考へられる。

入所時既に結核症狀著明なりしもの（入所前發病者）　一〇%

入所時より病變があつたと見做さるるもの（入所後三月内發病者）　二五%

既感染として入所し拘禁の影響をうけ發病したとみらるるもの（入所後三月以上一年以内發病者）　三五%

所内感染發病か既感染入所後發病か不明のもの　三〇%

そして此處に特記すべきは發病診定は必ず發病事實よりは數日乃至數月ずれて遲れてゐる事である。その點を考慮に入れれば眞の發病は此處にあげた數字よりもつと繰上げて考へてみる必要がある。以上によつても第一に如何に入所時の健康診斷乃至鑑別が重大であるかが解る筈である。第二には既に發病してゐるものは兎も角、未發病者に對する養護と視察の重要さが了解されよう。

入所後發病期間と犯數との關係を述べれば初犯者には明らかに入所前發病及び入所後短期間發病のものが多いのが見られる。

一六月以内	一〇九名	五三
六月以上		

即ち結核死亡の初犯者にあつては累犯者よりは非常に早く發病してゐるのである。初犯者は早く發病しやすいのであらうか。之は興味のある現象であつて、一般には初犯者は累犯者より體位がすぐれてゐる筈なのであるがその一部

には、結核罹病による初犯者がある程度あるのではないかと推定される材料である。又その他には、初犯者の結核素因を有するものは環境の變化により累犯者よりも發病しやすい事も考へられよう。

それに比較して累犯者では發病が幾分緩慢なのが見られる。

一六月以内	一四三名	四五對三六
六月以上	一八〇	

即ち六月内發病者よりもその後の發病の方が多いのである。之は發病誘因である拘禁環境に對する一つの慣れの現象ではないかと考へさせるものがある。累犯者が初犯者よりも刑務所生活に對して抵抗力の强いのは當然であるからである。試みに二犯者を見ると初犯と同じく六月以内發病の方が多く（四五對三六）やうやく三犯者になると同數を越え六月以後の發病者が多くなつてゐる（三二對三五）犯數が增すにつれて、發病が遲れてゐる。之は確に結核素因者に對する拘禁の及ぼす影響が初犯者には早くあらはれ、犯數の多いものにはそれだけ遲くあらはれてゐる事實を裏書するものでなければならない。

次に入所後發病期間と發病より死亡までの經過日數との關係を考察してみると（第三十二表）入所前發病或は一月内發病者にあつては他のものより經過日數が著しく短い事がうかがはれる。

(一) 入所前發病者の二九%は經過日數一月内に死亡してゐる。しかも入つて來たその日に死亡してゐるものさへ見られる。結核死全體の經過日數一月内死亡の率は一五%にすぎないからこの入所前發病者の一月内死亡の率は殆んど倍に近く高いわけである。又一方に於て結核患者として入所しながら一年以上も經過してから死亡した例が二名もゐる事も興味の深いものがある。

(二) 入所後一月内發病者も死亡までの經過日數が同樣に短い。

(三) 入所後二年後發病者にあつては最も經過日數が長いのが認められる。即ち短期間死亡が少いのである。尤も例外として發病一日にして死亡したものが一名見られるが之は結核檢診の當日突然大喀血をおこして死亡した特異な症例であり、勿論その

矯正図書館所蔵

以前から權患してゐた事は確實であるが、それが診斷されなかつたものである。（本人の主訴受診がなければ診定の機會もない事は已むを得ない。）

第三十二表　結核死亡ノ入所後發病期間及ビ經過日數

入所後發病期間 / 經過日數	入所前發病	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以内	一年半以内	二年以内	二年以上	計
一日	一									一
三日	一									一
五日	七	五								一二
十日		三	一							四
二十日		一	二	一						四
一月			二	二	一					五
二月				二	二	一				五
三月	九			一	二	一				一三
六月	一				一	一	一			四
一年	一					一	一			三
一年半	一						一			二
二年以内	一									一
二年以上										一
一月以内累計	一四	九	四	五	二	一				三六
該期間發病者ニ對スル百分比	二九・一七%	二〇・四五	一二・五〇	一〇・六四	一八・五一	二・七〇				
三月以内累計	三一	二八	一六	一五	五	三	一			七九
	六四・七九%	六三・六四	五〇・〇〇	五三・四〇	六五・四三	四・〇五	二・五〇			
六月以内累計	三二	二八	一三	一四	六	三	一			八二
	六五・三一%	六三・六四	四〇・六二	五〇・〇〇	七五・〇〇	六・〇八	二・五〇			
一年以内累計	三三	二八	一六	一五	六	三	一			八三
	六七・三五%	六三・六四	五〇・〇〇	五三・五七	七五・〇〇	六・〇八	二・五〇			
一年半以内累計	三三	二八	一六	一五	六	三	一			八三
	六七・三五%	六三・六四	五〇・〇〇	五三・五七	七五・〇〇	六・〇八	二・五〇			
二年以内累計	三四	二八	一六	一五	六	三	一			八四
	六九・三九%	六三・六四	五〇・〇〇	五三・五七	七五・〇〇	六・〇八	二・五〇			
二年以上	四三	二八	一六	一五	六	三	一			八四
	八七・五二%	八六・三六	八七・五〇	八七・二三	八五・一九	八三・一五	九〇・三八	八七・一〇	七三・七七	
總計	四三	二八	一六	一五	六	三	一			八四
	八七・五二%	八六・三六	八七・五〇	八七・二三	八五・一九	八三・一五	九〇・三八	八七・一〇	七三・七七	

以上によつて、入所前より惡い樣な患者は早く死亡しやすく、入所後二年もたつてから發病する樣なものは自然經過日數も長い事が了解された。卽ち少し粗雜な云ひ方をすれば結核に早く罹り、早く發病しやすいものは經過日數も早く死亡し、反對に罹りにくく發病しにくくそして遲れて發病するものは經過日數も長いと云ふ事になりはしないかと思ふのである。少くも入所後一月内の發病者は既に入所時より事實に於て惡かつたものと考へられるがかかる患者の死亡までの經過日數は他のその後の發病者のそれに比較して、顯著に短い事は事實なのである。

(5)　入所時體位

結核死亡者の入所時健康狀態はどうであつたかを示したのが第三十三表である。一見して先づ目につくのは入所時體位の戊が著るしく多い事であり七一名、全體の一五%をしめてゐる。しかも戊の多いのは其他の結核ではなくして主に肺結核である。肺結核死亡の二割近く（一七・五%）は入所時體位戊のものである。卽ち入つて來た時から休養狀態にあつたわけである。只この内には肺結核と他の疾患合併のものが五名あり、そのとき何れの爲に戊であつたのか判然としない嫌ひがあるが、兎に角戊の多いのは事實である。

一般に結核以外病死者の研究に於て、病死すべきものは收容者一般に比べ既に入所時からして體位が劣弱であり、甲乙の健康者が少く丙丁戊の虛弱者の多い事を指摘したが結核死亡者に於ても全く同樣の事が見られるのである。收容者一般にあつては第三十四表の比較に俟つまでもなく、甲と丙がほぼ等しく、甲は丁の五倍あり、乙は甲や丙の二倍

一年	一									一
一年半	一	一								二
二年以内	一	一	一							三
二年以上	一	一	一	一						四
總計	四八	四四	三三	四七	八二	八九	五三	六一	四五	四八四

矯正図書館所蔵

あつたのであるが、病死者にあつては乙と丙は同じ位になり、乙や丙は甲の四倍となり、丁は甲より多くなつてゐる狀態である。

結核以外病死の入所時戒なりしものは五%で一般の〇·六%より四%以上多く、之は將に誤差の範圍を越え、明らかに有意なる關係に立つものである事が認められた。結核死亡にあつては更に多く一五%を占め、結核以外死亡の五%と比較しても有意的の差を有するのである。卽ち（一）結核以外の疾病で死亡する者は入所時からして戒の身體病弱なるものが收容者一般のものより有意的に多い。（二）結核死亡者にあつてはその結核以外死亡者よりも戒が更に有意的に多い事が立證されるのである。しかもその原因は肺結核死亡に於て、入所時戒の

第三十四表　死亡者ノ入所時體位比較

	人員	甲（%）	乙 〃	丙 〃	丁 〃	戊 〃
一般收容者（昭和16年釋放者ノ入所時體位報告ニヨル	29704	22,66±0,24	48,52±0,28	23,56±0,24	4,19±0,11	0,65±0,04
結核以外ノ病死者	341	8,21±1,48	31,09±2,50	38,71±2,63	17,01±2,03	4,99±1,17
結核死亡者	485	8,65±1,27	34,84±2,16	32,57±2,12	9,27±1,31	14,63±1,60

$$\frac{M_1-M_2}{\sqrt{m_1^2+m_2^2}}=3,7>3$$

$$\frac{M_1-M_2}{\sqrt{m_1^2+m_2^2}}=4,8>3$$

第三十三表　結核死亡ト入所時體位

		甲	乙	丙	丁	戊	計
肺結核		三一	一三一	三六	六九	三九九	
		七·八五%	三三·四三	九·一二	一七·四七	一〇〇%	
肺結核＋その他の結核＋肺結核＋その他の疾患		一	六	三	五	二〇	
		五·〇%	三〇·〇%	一五·〇%	二五·〇%	一〇〇%	
其の他		一二	三七	二七	九	八六	
		一三·九五%	四三·〇三	三一·三九	一〇·四六	一〇〇%	
其他の結核		八	二八	一四	七	五八	
肋膜炎		二	八	一〇	二	二三	
慢性氣管支炎		一	二	三	一	五	
計		四三	一六九	一五八	四五	七二	四八五
		八·六五%	三四·八四	三二·五七	九·二七	一四·六三	一〇〇%

ものが飛躍的に多いが爲である。此の事實は前項の入所前發病の考察と照し刑務所結核死亡の本質を物語るものでなければならない。卽ちそれだけ重い患者が入所し死亡する事を意味する。

我々はかくして結核と云はず其以外の普通疾患と云はず刑務所死亡者の約六〇%は入所の時より虛弱以下と見られる丙以下のものであつた事を確めえたわけである。收容者一般にあつては七〇%强が入所時甲乙の健康者であり、丙以下は三〇%弱にすぎない事實と對照するならば、この關係は尙更はつきりするであらう。

而して問題は更に轉回して、入所時より虛弱病身のものが病魔に倒るるは理解出來得るとしても他の四〇%の入所時健康と認められたものが如何にして疾病に蝕ばまれるに至つたかの追求が必要視されるわけである。

(6) 既往歷

結核死亡者が以前の既往歷に於て如何なる病歷を持つてゐるかは興味の深い問題でなければならない。その爲に診療報告書の記載事項より拔萃してまとめたのが第三十五表である。勿論この中には調査の不完全又は記載の不充分なるものも相當に含まれてゐる。しかるが故に本表の示す既往歷は最小限度のものと見るべきであつて事實に於ては、より多かるべき事が當然豫想されるのである。例へば既往歷を單に無しとするものが一八〇卽ち三七%見られるが、若し之を詳しく調査したならば何等かの形で結核性疾患の病歷が把めたかも知れないと思はれるものがあるのである。顯著なる既往歷としては次の如きものがあげられる。

肺結核の病歷あるもの		七六（一五·六七%）
其他の結核	〃	三二（六·六%）
肋膜炎	〃	五七（一一·七五%）
慢性氣管支炎	〃	一九（三·九二%）
喘息	〃	六（一·二四%）
計		一九一（三九·一八%）

矯正図書館所蔵

第三十五表　結核死亡ト既往歴

	何等ノ既往歴ナキモノ	虚弱者	喘息	慢性氣管支炎	肋膜炎	肺結核	其他結核	肺炎	性病	其他の疾患	計
肺結核	一四六	五二	一三	四三	一八	七五	二七	二	三〇	八	三九九
	三六・九六%	一三・九二	三・〇四	一〇・六三	四・六九	一八・九九	六・八四	〇・五二	七・五九	二・〇三	一〇〇%
肺結核十其他結核	九九	四二	九	三一	一	六三	一八	一	一八	一	二八三
肺結核十其他疾患	四四	一九	一二	九		七五	九		二	一	九六
其他	三四	八	七	一五	一	一	五	四	八	四	八六
	三九・五三%	九・三〇	八・一四	一七・四四	一・一六	一・一六	五・八二	四・六五	九・三〇	四・六五	一〇〇%
其他の結核	二										三
肋膜炎	九	六	四	九		一	五	一	七		五五
慢性氣管支炎	四	二	一	六				三	一		一八
計	一八〇	五九	一九	五七	一五	七六	三二	六	三八	一三	四八五
	三七・二%	一二・二六	三・九三	一一・七五	三・〇九	一五・六七	六・六〇	一・二四	七・八四	二・四七	一〇〇%

即ち是等のものは失づ結核類似の症狀を以前に於て有してゐたものと考へられる。之に更に生來虚弱或は入所時病弱としてある五九名（一二・一六%）を加へた計二五〇名（五一・三四%）は結核感染症狀を何等かの形で持つてゐたものと見て差支ないであらうと考へる。肺炎の既往歴は結核と關係たきものとして除外した。性病の既往歴は參考の爲にあげたのであるが實際は七・八%程度のものとは考へられない。この數字は他の病歴のものを差引いた後のものであるだけに低率にすぎる。恐らくこの數倍はあるものと見て誤りはないものと信ずる。

結核死亡の半數以上は以前に於て何等かの感染症狀を持つてゐたと認められる點は今述べた通りであるが、特に肺結核死亡者に於てはその約二割が入所前の肺結核病歴の所有者であり（七五名）又其他の結核死亡ではやはり二割近くが肋膜炎病歴の所有者である事は（一五名）興味が深い現象である。其他の結核の既往歴をもち肺結核で死亡したものは二七名あるが反對に、肺結核の既往歴をもち其他の結核で死亡したものは一名しか見られない。

肺結核死亡三九九名の內一六二名即ち四一%強に於ては肺結核、其他結核、肋膜炎、慢性氣管支炎、喘息等先づ此の場合結核性疾患と斷定して差支ない既往歴が見られる事は刑務所結核の對策に多大の暗示を與へるものと見られる。虚弱或は病弱として一括されるものも廣い意味の結核素因者と考へられるが故に、死亡者の大半は結核素因を相當に濃厚に有してゐたものと認定する事は決して云ひすぎではないのである。問題は寧ろかかる濃厚な結核素因者が症狀を增惡するにいたる過程にあると云ふべきであらう。

(7) 罪　質

結核死亡には如何なる罪質が多く見られるか。又如何なる罪質のものが結核に倒れやすいか等の犯罪と結核に關する特殊の研究の一端として種々比較檢討する爲に第三十六表以下の調査に付て論を進める。

先づこの表によつて見られる年齡と犯數との關係に付て以前の論考に補足的追加をするならば、二十歲未滿に於ては初犯が壓倒的に多い事が示されてゐる。若い年齡層に於て初犯が多く、高齡者に於て累犯が多いのは當然であるが特に二〇歲未滿の結核死亡の內罪質が竊盜であるものは初犯四〇に對し累犯が僅か五名である事は注目に値するであらう。

罪質と犯數に付ては次の樣な事實がみられる。

(イ)著しく累犯の多いもの

竊　盜（初犯九〇に對し累犯二五四）

矯正図書館所蔵

賭博は例數が少いが四例とも累犯である。

(ロ)著しく初犯の多いもの

殺　人（初犯一九、累犯四）
強　盗（初犯一一、累犯七）
特別法犯（初犯八、累犯二）
横　領（初犯七、累犯三）
放　火（初犯六、累犯二）

竊盜、賭博に累犯が多い事は犯罪統計の常識であり又、（ロ）の犯罪群に初犯の多いのはおそらく罪質のしからしむる處であつて、新受刑者の累年統計を見ても是等の犯罪では何れも初犯が累犯より多い事が見られるのである。罪質と年齢に付ては特別の變化はこの表からだけでは握む事が出來ない。比較的、放火横領等の罪質に於て年齢の若い方への分布が見られる程度である。

扨結核死亡に於ては如何なる罪質が如何なる分布をしめてゐるかの最後の問題に答へるならば四八五の内三四四即

第三十六表　結核死亡ノ年齢別、犯罪別

	二十歳未滿	三十歳〃	四十歳〃	五十歳〃	六十歳〃	七十歳〃以上	計
竊盜 初累計	四〇 四五 五	一三五 一四一 一〇六	一二五 一八八 七五	二一 四五 一四	一二 一六 一五	七 七	三四四 二五四 七〇・九三%
竊盜 初犯	〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃
竊盜 累犯	〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃	一 〃
強盜	一 二	八 二	三 四	一 一	一 一	一 一	一八 一四 三・七一
賭博富籤	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一 〇・八二

	初犯	累犯	計
詐欺恐喝 初累計	三一	五	三六
横領 〃	一三	四	一七
通貨僞造 〃	一	一	二
文書印章有價證券僞造 〃	一	一	二
傷害 〃	一	一	二
殺人 〃	一	一	二
放火 〃	三	二	五
其ノ他 〃	一	一	二
特別法犯 〃	一	一	二
計	五三	一九	六二
竊盜	七三	一二四	一九六
強盜	三〇	一〇三	一三三
賭博富籤	六四	一五八	二二四
詐欺恐喝	二四	一三	三七
通貨僞造	七	一	八
文書印章有價證券僞造	一	一	二
傷害	一六三	一三三	二九六
殺人	一〇	八	一八
放火	七	一〇	一七
其ノ他	八	一二	二〇
特別法犯	一〇	二	一二
計	四八五	一〇〇	五八五
	八三・〇四	一七・〇九	一〇〇%

矯正図書館所蔵

ち七一%は竊盜が占めてゐる事實に直面するのである。而して其他の罪質は殆んど云ふに足りないものと見られる。この罪質分布が一般收容者のそれに比べ正常なるものであるか、又結核以外死亡に比べ如何なる差異があるかは第三十七表に於て對照されるであらう。

(一)收容者一般に比し罪質分布の著るしく多いもの

竊　盜　一般の五九·五%に比し七〇·九%の高率を持しその差一一·四%のひらきがある。このひらきは第三十八表に俟つまでもなく偶然の誤差ではなく明らかに有意のものである。卽ち結核死亡者には統計學的に竊盜の分布が多いのである。

(二)その反對に一般より少いもの

强　盜　一般の六·七%に比し三·七%であり三%のひらきがある。

賭　博　一般の二·二%に比し〇·八%で一·四%の差が見られる。

猥　褻　贓物罪等が全然ない。

しからば結核以外病死者と結核死亡との間には如何なる罪質分布の差が認められるか、に付ては次の事項が云はれるであらう。

(一)結核以外病死に比し罪質分布の特に多いもの

竊　盜　五八·六%に比し一二·三%のひらきを示してゐる。之亦明らかに偶然には非ずして有意の差を認めらるるものである。卽ち結核以外死亡にあつては、竊盜の分布は何等收容者一般と異る處がない。獨り結核死亡に於てのみ竊盜がかくも多い事實を我々は何と解釋すべきであらうか。

(二)その反對に少いもの

賭　博　四·四%に比し〇·八%で三·六%のひらきが見られる。此の差も誤差の範圍を越へたものである事が認められる。

其他には詐欺、放火、殺人等に多少の差は見られるが第三十七表の示すところによるのみでは誤差以上のものとは斷定する事が出來ない。

以上によつて見れば結核死亡に竊盜罪のものが多いと云ふ事は初犯累犯共に覆うべからざる事實である。その竊盜三四四名に付て仔細に檢討するならば累犯が壓倒的に多いと云ふ事實（累犯者には平均六八%の竊盜が見られるが、結核死亡のそれに於ては七八%以上が見られる）又、初犯にあつては殊に若い年齢にあるものが著るしく多い事實が見られる。（初犯者には平均四三%の竊盜が見られるが結核死亡の初犯者に於ては五五%以上の竊盜がある）竊盜初犯は九〇を數へ、竊盜以外の初犯は七二であるがその年齡對比を示せば左の通りである。

	竊盜初犯	竊盜以外の初犯
二〇歲未滿	四〇	一二
三〇歲未滿	三五	三七
四〇歲未滿	一三	一七
四〇歲以上	二	六

第三十七表　罪質別百分比

罪質別	收容者（昭和十五年末在監者男）	結核以外死亡	結核死亡
	%		
竊盜	59,51±0,25	58,65±2,66	70,93±2,06
强盜	6,73±0,12	4,40±1,11	3,71±0·85
賭博	2,23±0,07	4,40±1,11	0,82±0,40
詐欺	10,25±0,15	12,32±1,77	8,04±1,23
橫領	3,34±0·09	1,76±0,71	2,06±0,64
贓物	0,76±0,04		
通貨僞造	0,11±0,01	0,29±0,29	0,21±0,20
文書僞造	0,83±0,04	0,29±0,29	1,03±0,45
猥褻	1,82±0,06	0,29±0,29	
傷害	2,34±0,07	1,47±0,65	1,24±0,50
殺人	5,11±0,11	7,04±1,38	4,74±0,96
放火	2,87±0,08	5,28±1,21	1,65±0,57
其他	1,63±0,06	2,05±0,76	3,51±0,83
特別法犯	2,43±0,07	1,76±0,71	2,06±0,64
n	38042	341	485

矯正図書館所蔵

卽ち結核死亡者中の竊盜が多い點から我々は二つの事を考へるのである。

(イ)累犯が最に述べた樣に非常に多い點から見て、累犯竊盜者は他の犯罪者に比べ結核に侵されてゐるものが多いのではないか。

(ロ)初犯竊盜の結核死亡者にあつては特に年齢分布が他の罪質の結核死亡より若い點より見るならば、少くも是等初犯竊盜者に於ては特に結核と親和力が強く、結核が初犯竊盜の主因をなしたのではないか。青年の初犯竊盜の原因として結核をあげる事は決して以上の論據より見て空論ではないと信ずるものである。殊に貧困、結核、竊盜この一聯の系列は何等かの意味で社會の實相を裏書せずにはおかないものがある。

結核が累犯窃盜の一つの遠因をなしたのではないか。それとも原因ではなくして單なる結果なのであらうか。

第三十六表　竊盜罪分布比較

	人員	竊盜 M±m	
在監者（昭和15年年末）	38042	22637	59,51%±0,25
結核死亡者	485	344	70,93%±2,06
結核以外病死者	341	200	58,65%±2,66
昭和16年新受刑者	26467	14556	55,00%±0,30
新受刑者中初犯者	13660	5706	41,80%±0,42
結核死亡中初犯者	162	90	55,50%±3,90
新受刑者中累犯者	12807	8850	69,10%±0,40
結核死亡中累犯者	323	254	78,60%±2,28

$\frac{M_1-M_2}{\sqrt{m_1^2+m_2^2}}$ =5,4 ＞3

〃 =3,6 ＞3

〃 =3,4 ＞3

〃 =4,1 ＞3

卽ち初犯に於ても、累犯に於ても竊盜の分布が結核死亡にあつては多い。

近時あらゆる現象を結核と結びつけて考へる人が多い。結核があらゆる社會層に浸潤してゐる事は悲しい事實ではあるが然しことさらに、凡てを之に結びつけて考へる當否に付ては疑問なきを得ない。そこには飽くまでも科學的な洞察と批判が必要だからである。例へば工場災害の原因として肺結核の初期症狀が不勘認められると云ふ。それだけでは結核が工場災害をおこすと云ふ確證にはならない。それと同樣に犯罪の原因には種々雜多なる社會現象が入り亂れてゐると考へられるが故に、以上の事實によつただけでは結核がすべての犯罪をおこすと云ふ樣な飛躍的な結論にはならないのである。只少くも以上の事實があると云ふ事を强調してこの至難なる犯罪學研究の一助に資せんとする微意に外ならないのである。

斯く結核死亡には竊盜が多いと云ふ事實は證明されたが、罪質として明らかに少いものには賭博或は强盜がある。之亦誤差の範圍をこへて立證されるのである。其他には贓物、猥褻、橫領、傷害等が少いと見られるが是等は例數が少い爲に、結論を下すにはいたらない。一應以上の罪質にあつては、環境等を考慮し結核死亡の少いのも理由があると推測されるものがある。

次に一日平均收容人員の各罪質別人口を求め（年末在監者に於ける罪質百分比をあてはめて）それに對する罪質別死亡率を比較したのが第三十九表である。如何なる罪質のものは死亡率が多いかと云ふに平均收容人員の全疾病の死亡率は一九‰であるが死亡率の順にあげると次の樣である。

全死亡率が平均より高いもの

1、通貨僞造	四一・七‰	7、詐欺	一八・三‰
2、其他	三四・一	8、文書僞造	一六・七
3、殺人	二一・三	9、特別法犯	一五・二
4、竊盜	二一・二	10、强盜	一一・四
5、放火	二一・〇	11、橫領	一一・一

平均より低いもの

矯正図書館所蔵

6、賭博　一九・七

之は罪質別全死亡率の比較であるが、しからば死亡の種類により如何なる差異があらはれるかを次に見よう。結核以外死亡率の平均は七・九‰であるがその罪質別の順位は左の通りである。

結核以外死亡率が平均より高いもの

1、通貨僞造	二〇・八‰	12、傷害	一〇・九
2、賭博	一五・六	13、猥褻	一〇・三
3、放火	一四・五	14、臟物	〇
4、殺人	一〇・九		
5、其他	九・九		
6、詐欺	九・五		

平均より低いもの

7、竊盜	七・八‰	10、傷害	四・二
8、特別法犯	五・七	11、横領	二・八
9、强盜	五・二	12、文書僞造	一・三
10、傷害	五・〇	13、猥褻	〇
11、横領	四・二	14、臟物	〇
12、文書僞造	二・八		
13、猥褻	一・三		
14、臟物	〇		

最後に問題の焦點であるべき結核死亡率は全收容者平均に於て一一・二‰の高率を示してゐるが、その罪質別の順位は次の如くである。

結核死亡率が平均より高いもの

1、其他	二四・二‰	5、殺人	一〇・四‰
2、通貨僞造	二〇・八	6、特別法犯	九・五
3、文書僞造	一三・九	7、詐欺	八・八
4、竊盜	一三・四	8、横領	六・九
		9、放火	六・五

以上より見て、いづれの場合にも高率を示してゐるのは通貨僞造と其他の犯罪であるが前者は例數が餘りに少く後者は記載以外のあらゆる雜多なる犯罪を包含したものであるが故に此處には深く論究するのを避けたい。

結核以外死亡率が高いものとしてあげられた賭博、放火、殺人、詐欺については興味の深い事實が見られる。即ち是等の罪質にあつてはいづれも結核死亡率が低いのである。殊に賭博、放火の如く著しく結核以外の疾病による死亡率の高いものでは、それだけ對蹠的に結核死亡率が低い事が見られる。是等罪質のものは明らかに諸種の要因を通じて結核以外の病死が一般のものより特に多く、結核による死亡が一般のものより特に少いのである。

結核以外の死亡率が少く、反對に結核死亡率の多いものとしては竊盜が壓倒的であり、例數は少いが文書僞造罪に於てもその傾向が强く看取される。少しく論理を飛躍させるならば結核性犯罪とも云ふべき是等の傾向は特記しなければならない事である。この問題を更に檢討するには結核死亡者のみではなく、結核全患者に付て、罪質の分布或は罪質別罹患率をしらべる必要があるがそれは次の機會に讓りたいと思ふ。

いづれの死亡率に於ても低率を示してゐるものは特別法案、强盜、横領、傷害、猥褻、臟物等の罪質である。是等の犯罪者にあつては少くも死亡が少いと云ふ事實が認められるが、是だけでは疾病も亦少いかと云ふ決論は下せない。唯死亡が少い事實により又、罪質上、身體病弱者が少くおそらく身體的には健康者が多い爲なのであらうと類推するだけである。

かくして我々は以上の考察によつて罪質を次の如くに分類しうると思考するものである。

矯正図書館所蔵

(一)特に結核死亡の多い罪質
竊盜。文書僞造。（但し文書僞造罪にあつては例數の少い點を考慮せねばならない）
(二)特に結核以外の病死の多い罪質
賭博。放火。
殺人罪と詐欺罪は右の二者よりは著しくはないが之についでゐる。
(三)如何なる死亡も少いとみらるる罪質
强盜。橫領。傷害。猥褻。贓物等。

(8) 總　括

結核死亡に關する以上の考察を總括すれば次の如くである。
(一) 結核死亡の七〇%は肺結核であり三〇%が其他の結核である。又如何なる結核にせよ單獨であらはれたものは七〇%を占め、他の結核或は他の疾患と合併してあらはれたものが少くも三〇%を占めてゐる。
結核の部位としては肺結核が最も多く全結核死亡者の八五%を占め、之につづくものは一一%の腹膜の結核である。
(二) 結核死亡の五三%は三〇歳以下のものであり、五〇歳を越ゆるものは僅に六%にすぎない。
(三) 結核以外の病死では發病後一月內に過半數の六〇%が死亡してゐるが、結核死亡にあつては發病或は診定後一月內に死亡してゐるのは全體の一五%にすぎない。死亡の密度は診定後二十日後から濃くなりそれが三月目までつづき、六月目までに大半のものが死亡してゐる。結核の診定後死亡に至るまでの經過日數としては極めて短いものと考へられる。
(四) 結核死亡者は收容者一般より年齡は若いにも拘らず累犯率が多いのが見られる。然し結核以外の病死者にを

ける程累犯率は多くはない。
(五) 結核死亡の一〇%は入所前發病であり收容時既に病狀顯著なりしものである。
入所後三月內に結核と診定されたものは全結核死の三五%に及び、之を一年內發病者に擴げれば實に全體の七二%を占めてゐる。

第三十九表　罪質別死亡率

	一日平均收容人員	結核以外病死者	千分比死亡率	結核死亡者	千分比死亡率	全病死計	千分比死亡率
竊盜	二五、七二二	二〇〇	七、七八‰	三四四	一三、三八‰	五四四	二一、一六‰
强盜	二、九〇八	一五	五、一六〃	一八	六、一九〃	三三	一一、三五〃
賭博	九六三	一五	一五、五八〃	四	四、一五〃	一九	一九、七三〃
詐欺	四、四三八	四三	九、四九〃	三九	八、八一〃	八二	一八、三〇〃
橫領	一、四四三	六	四、一六〃	一〇	六、九三〃	一六	一一、〇九〃
贓物	三二八	〇	〇〃	〇	〇〃	〇	〇〃
通貨僞造	四八	一	二〇、八三〃	一	二〇、八三〃	二	四一、六六〃
文書僞造	三五九	一	二、七九〃	五	一三、九三〃	六	一六、七三〃
猥褻	九六六	一	一、一七〃	〇	〇〃	一	一、一七〃
傷害	一、〇一二	五	四、九五〃	六	五、九三〃	一一	一〇、八八〃
殺人	三、二〇八	二四	一〇、八七〃	一三	一〇、四三〃	四七	二一、二九〃
放火	一、二四〇	一八	一四、五三〃	八	六、四五〃	二六	二〇、九七〃
其他	七〇四	七	九、九四〃	一七	二四、一五〃	二四	三四、〇九〃
特別法犯	一、〇五〇	六	五、七一〃	一〇	九、五二〃	一六	一五、二三〃
計	四二、二〇四	三四二	七、八九‰	四八五	一一、二‰	八二六	一九、二‰

矯正図書館所蔵

（六） 結核死亡の内、初犯者には六月内の短期間發病のものが非常に多く累犯者には寧ろ入所して來てから六月後の發病者の方が多い。

（七） 入所後短期間内にをける結核發病者の死亡までの經過日數は著しく短い。それに比し入所後一年或は二年後の發病者に於ては死亡までの經過日數が反つて長い事が見られる。

（八） 結核死亡者の入所時體位は收容者一般に比べ頗る劣弱である。一般では健康者の甲乙が七〇%を占めてゐるが結核に於ても結核以外の死亡者に於ても、その入所時體位は丙丁戊の虚弱者が全體の六〇%を占めてゐる。結核以外病死者にあつてはその五%が入所時戊であり一般の〇・六%より有意的に多かつたが、結核死亡者にあつては更に戊は一五%となり、一段と有意的に增加してゐるのが見られる。

（九） 結核死亡の約四割乃至五割のものには以前に於て何等かの結核性疾患或は感染症狀の既往歷が見られる。肺結核死亡の約二割は入所時より戊であつた。

（一〇） 結核死亡者の七一%は竊盜犯罪者でありこの比率は收容者一般或は結核以外病死者にをける五八乃至五九%に比べ有意の差を示してゐる。

（一一） 結核死亡者には竊盜が多く、强盜、賭博、猥褻、贓物の罪質が少い。

（一二） 結核死亡者中の竊盜には累犯が特に多い。累犯竊盜と結核死亡の間に何等かの關係が考へられる。

（一三） 罪質人口別の死亡率の比較により竊盜及び文書僞造のものは特に結核死亡率が高い事がみられる。賭博、放火にあつては特に結核死亡率は低く、對蹠的に結核以外病死の率が高い。殺人、詐欺もこの傾向が見られるが賭博、放火罪程顯著ではない。

强盜、橫領、傷害、猥褻、贓物等にあつてはいづれの死亡率も甚だ少いのが見られる。

以上を更に縮めて云ふならば結核死亡には竊盜罪が多く從來結核性疾患の既往歷を有するものが多く、入所時より體位の劣弱なものが多く、夫等は概ね入所後三月内乃至六月内に於て大半が死亡してゐるのである。

四 結 論

且つて統計學の始祖とも云ふべきアドルフ・ケトレーはその著「人間とその諸能力の發達とに就いて若くは社會物理學論」（一八三五年）に於てベルギーの主なる監獄の一つヴイルヴオルド監獄に見られた信じ難い程の死亡率を示し（一八〇二年平均人員一・二七に付死亡囚人一と記錄された）次の如き見解をのべた。

『最も恐るべきペストの中にある人間も、最も破壞的な戰爭に臨める兵卒も、決して今世紀初頭のヴイルヴオルドの囚人ほど高い死亡率にさらされはしなかつた。』

そして更にこの監獄死亡率は監獄の惡い施設、悲慘な實狀、被拘禁者の窮迫、入監前に耐へて來た窮乏及び苦痛に正比例する事を述べ、死亡率の研究には死亡數と被拘禁者の總數の比較ではなく、死亡數と一年の平均人員との比較によつてなすべき旨を記し次の如き結論をのべた。

『實に監獄管理者が怠慢であるか熱心であるかに從つて、同一施設中の死亡率が或は社會の平常狀態の死亡率を超えないことともなり又最も破壞的な災禍期間よりもより恐るべきものともなり得ることは吾々の既に見たところである。受刑者の運命に免るべからざる自由の剝奪と汚辱とは既に甚だしい苦痛であるが故に、吾々人類の當面する總ての災厄中に於ける無類の死亡率

矯正図書館所蔵

を以てなほこれを重くする必要はないのである。世人が囚人の運命に就いて一層多く考へるやうになつて以來、その死亡率が殆んど總ての施設に於て例外なく減じたのは喜ばしい現象でありこれは智識普及の殊に統計學進歩の一つの新しい恩惠でもある。』

事實彼の述べた如く、十九世紀後半より二十世紀初頭にかけ各國刑務所死亡率の低下はまことに見るべきものがあつた。我國のそれも明治以後顯著なる減少を示し大正末期昭和のはじめに於ては未だ各國のそれには及ばぬとしてもほぼそれに近い稍滿足するにたる死亡現象を呈した。然るに昭和十年後、次第に上昇し來つた刑務所死亡率は昭和十六年に於て相當の高率を示すに至つた事は注意を要する現象と云はねばならない。その死亡增加の原因として我々は主に結核死亡の增大を立證し、刑務所死亡卽ち結核と云はるる所以を說き來つたのである。而して結核死亡が何故に近年增大したかに付ては外部的原因としては（一）社會に於ける結核の蔓延從つて犯罪者に於ても高度の結核の侵害が見られる點、特に竊盜犯にその傾向が著るしいと思はるる點（二）その爲彼等犯罪者の入所時に於て旣に結核患者或は病弱者の多い點、等があげられ、又內部的原因としては（一）以上の結核素因を有する者が拘禁影響によつて發病且增惡しやすい點（二）戰時下、收容者に給與すべき糧食特に副食或は滋養品、衞生材料等がある程度の制限をうけ彼等の抵抗力減弱に不勘ひびいてゐると考へられる點（三）それも副食に於ける僅かのカロリーの低下（昭和九年にを基準とする全國刑務所平均一人一日副食榮養價は四七〇カロリーであり、現在は約三五〇カロリー前後と見られ、その間に約一〇〇乃至一二〇カロリーの差が認められる）の如きが收容者の健康に對しては相當の影響を持つと考へられる點（四）保健技師等醫務職員の缺員及び應召により收容者衞生狀態が不可避的にある程度後退したと見らるる點、等々が考察された。社會人の生活にあつてはかなりの彈力性が備へられてゐるが故に衣食住のある程度の切下げもたとへ不自由であつても直接その健康その生命を脅威するには至らないのを常とする。然しながら收容者の生活にあつては僅かの已むを得ざる低下も直ちに健康にひびき生命を脅すものとなるのである。近年に於ける結核發病の增加、致死率

の增大はその原因の半ば以上は外部に歸せられても尙收容後に於ける拘禁作用の影響を盡く否定するわけにはゆかない。卽ち收容者生活は最低生活なるが故に、戰時下に於ける凡ゆる人と物との不足は最も端的に、社會にをけるより、より明瞭に急速に影響を發現する事は前に述べた通りである。この收容者の最低生活を守り、その健康を保證し死亡を減少せしむるのみならず、更に健康を增進し戰力增强の一翼として彼等の勞働力をより伸長せしむる爲には先づ次の如き對策が考へられねばならないと思ふのである。

（一）入所時健康診斷の徹底

之によつて結核患者、結核發病の危險のあるものを早期に診斷分類をする。

その爲には間接撮影の利用（現在府中大阪の二個所に設備してある）レントゲン寫眞及び透視の活用（全國約三〇個所の刑務所に設備）血沈マントウ氏反應其他の檢査の勵行がなされねばならない。

それに伴つて現在の保健技師以下醫務職員の再敎育或は錬成の意味に於て適當なる講習會開催が必要となつてくる。又結核の豫防撲滅の第一線に立つべき有能なる保健技師を補充する爲にはその精神的物質的の待遇改善の問題が生じてくる。刑務療養所の必要に付ては云ふまでもない。

結核診定の病者に對する處置としては近年の患者致死率の增大又刑務所結核の經過日數が餘りにも短い點等に鑑み

（一）總ゆる積極的治療法の實施（人工氣胸其他）（二）適當なる患者榮養の補給（三）治療看護の熱意によつて自發的治癒への精神的希望をたかめる等の方法が眞劍に講じられねばならない。結核の如き慢性疾患の治癒は一に醫師の熱意と患者の精神に據るものである事は論を俟たない。

結核發病の危險ありとして養護を要すべきものは保健技師の熱心なる監督の下に適當なる輕作業につけ、徐々に身體を修練する事により發病を極力防止するの方策を建てる。又入所後三月乃至六月內の卽ち拘禁環境への順應期間

矯正図書館所蔵

內の發病が壓倒的に多いのに鑑み、この期間內の養護に特に意を用ひる。又社會にをける健民修練所、健民道場と似たものが刑務所內にも當然必要となつてくる。この中には勿論一般虛弱者も入れるべきである。

健康者に對しては徹底的に鍊成鍛鍊を加へる。マントウ氏陰性者に對してはBCGを用ひる。

(二) 收容者生活の合理化

最も根本的の問題として取上げられるのは食生活の合理化であり、主食を適宜節減しその代りに充分なる副食を給するのを以て理想とする。問題は定額內に於て如何なる副食を給するやの具體的方法にあるものと思はれる。現在收容者の主食は事實に於て多いがそれは副食が餘りに過少なるが爲である。軍刑務所收容の工員に於てすらその副食榮養價は八〇〇カロリーを越ゆるものと認められ我刑務所の平均三五〇カロリーに比較し二倍以上となつてゐる。榮養の大半を主食に仰がねばならぬ處に刑務所食の致命的缺陷があり、是を正すには副食費の增額を以てする外に方法はない。三五〇カロリーと云ふのは全國刑務所の平均であつて、二〇〇カロリー前後の刑務所も少くはない實狀でありかかる副食過少（しかも動物性蛋白質は五瓦以下の處が多い）にあつては主食が六等食（米約二合四勺麥三合六勺計六合二二〇〇カロリー）乃至二等食（約八合强三一〇〇カロリー）の作業に從事してゐる收容者は勿論、食等の低い卽ち七等食（米二合二勺麥三合二勺計五合四勺二〇〇〇カロリー）以下十等食（米一合四勺麥二合二勺計三合六勺一三〇〇カロリー）に至る輕作業就役者或は不就業者に於ては榮養障碍惹起の虞れなしとしないものがあるのである。

從つて理想としては過大なる上級の主食を制限し全般の副食を是正し、又出來得べくんば從來の豫算定額主義より現に海軍に於て實施せる如き現品給與主義の採用が望まれる次第である。現在の收容者一人一日五錢乃至五錢五厘の副食費を以てしては刑務所用度擔當者の非常なる努力によらずんば滿足すべき榮養の支持は今後益々困難となつてくるであらふ。

之を要するに收容者の健康に影響する最も大なる要因は拘禁による精神の抑壓と刑務所食の不自然の兩者につきると考へられ、洋の東西を問はず食の改善によつて死亡率の減少を得た例は餘りにも多いのである。

副食費の增額或は榮養士の採用による獻立及び調理の改善が此際何よりも先づ望まれるのであつて、最低榮養の確保なしに健康の道はひらけない事を思ふべきである。

(三) 健康增强の方策

現代醫學の動向は當然單なる疾病治療よりは寧ろその豫防へと進みつつある。豫防に於ては積極的身體鍛鍊が必要である。如何なるものに如何なる程度の鍛鍊を施すべきかは醫師の指導のもとに行はれねばならない。その際醫師は消極的の事勿れ無策主義を棄てて眞の協力を爲す必要がある。

體操、運動、農耕或は工場勞働を通じて體力を增强するには職員と收容者がばら〳〵ではなしに一體となつて實踐して行く外に方法はないと思はれる。

戰時下行刑が健康增强、勞働力伸張を要望すればする程、收容者の生活並に勞働は戶內の陰鬱なる拘禁より、もつと明るい戶外の大氣の下、日光にあたりつつする生活乃至勞働に切換へらるべきものと考へられる。拘禁影響の惡い面を除く爲には先つそれよりの精神的解放が必要となる。彼等に自主の精神と希望を與へる事によつて始めて健康增强の道がひらくのである。

扨以上により戰爭による已むを得ざる影響とは云へ、刑務所收容者の死亡率があらゆる點に於て社會のそれより高率を示していいと云ふ道理は勿論ないのである。刑罰はあくまでも自由の剝奪に止るべきものであつて決して生命に對する課刑ではなかつた。もとより現下國をあげての戰ひにあつては我々自由人と雖も勇躍生命を捧ぐるの時に直面してゐるものであり、彼等犯罪者が生命を賭して國の爲に盡すべきは又當然の事でもある。然しながら我日本の道義は常にそれを萬民をして自發的になさしむるのを以て本義となして來た。收容者をして莞爾として國家の危急に赴か

矯正図書館所蔵

しむるには又自らその方策があるべきである。

況んや不幸被拘禁の身にあつて疾病に倒れ、此の國に報づるの絶好の機會を無にさせるのは日本行刑の傳統に背くものであり本意でもない事は云ふまでもない。我々の力の及ぶ限り當面の死亡增加を阻止し、ひいては疾病を減じ收容者をして安んじて後顧の憂なく邦家に盡すの道をひらいてやる事こそ我々の義務であり責任である事を痛感するものである。近年益々增加の傾向をたどりつゝある收容時病弱者、體位劣弱者の適當なる處置がとりもなほさず行刑が國家から受持つた一つの大きな課題となつたのである。繰返して云ふが今は强健なるものは强健なりに、虚弱なるものは虚弱なりに國に酬ゆるの道を見出すべきの時である。日本行刑の道義の確立は如何なる事態にあつてもゆるがせになしゐないと信ずるが故に、この收容者の最低生活を精神的に身體的に護り且彼等の身心を汚辱と混濁より救出する事こそ行刑本來の意義に全き所以のものと考へる。彼等をして身心共に健全なるものに錬成し、こぞつて護國の大道に邁進せしめうるの日こそ、日本の文化と道義が、そうゝ〳〵として宇内に輝きいづる時である事を確信してやまない次第である。

——昭和一八、三、八——

資料

刑務所結核に關する若干の文献

1. Bär : Ueber das Vorkommen von Phthisis in Gefängnissen (Zeitschrift für klinische Medizin 1883, Band 6)
2. Schäfer : Die Tuberkulose im Zuchthaus zu Kaisheim (Archiv für Hygiene 1890, Band 10, S. 445)
3. Cornet : Zeitschrift für Hygiene 1891, Band 10, Seite 455
4. Kolb : Beobachtungen über Tuberkulose in Gefängnissen (Zeitschrift für Hygiene und Infektionskrankheiten 1895)
5. Drossbach : Die Tuberkulose in den bayerischen Strafanstalten 1863-1902. (Blätter für Gefängniskunde 1907. Bd. 41, S. 74)
6. Kalmus : Soziale Fürsorge als Mittel zur Verbrechensverhütung (D. Z. f. d. gesamte Gerichtl. Medizin II. Heft 2 S. 131)
7. Colella : Sui rapporti fra tubercolosi, neurapsicopatic e delinquenza. Nota riassunt. (Riv. di. patol nerv. e. ment 1922 Vol. 27. No. 1/8 p. 8)
8. Lazzeroni : Arch. di. antropol. crim. psichiatr. e. med. leg. 1923. Vol. 43 No. 3 p. 269
9. Putto : Nederlandsch tijdschr. v. geneesk 1924. Vol. 68,2. No. 7. p. 935
10. HansThiele : Tuberkulose und Gefängniswesen (Tbc und die Hygiene in unseren Strafanstalten) (Zeitschrift f. Tuberkulose 1924 Bd. 40, Heft 4, p. 264 ; Bd. 41, Heft 3, p. 197)
11. Erwin P. Hellstern : Tuberkulose und Strafvollzug (Z. Tbk. 1925 Bd. 43, Heft 4. P. 300)
12. F. Pietrusky : Tuberkulose und Gefängniswesen (Z. Tbk. 1927. Bd. 47, Heft 4, p. 309)
13. Martin Hotop : Die Tuberkuloseabteilung in Sonnenburg i. d. M. (Z. Tbk. Bd. 47, Heft 4, p. 314)
14. M. Kallweit : Tuberkulose im Strafanstalten (Z. Tbk. 1929, Bd. 53, Heft 6, p. 543)
15. Boris H. Vassileff : L'alto grado di movimento immunitario antitubercolare nell' uomo delinquente (Der hohe Grad der Immunität gegen Tuberkulose bei Strafgefangenen) Arch. di. Antrop. crimin. 50. s. 1626 (1930)

矯正図書館所蔵

刑政年報

（自昭和十八年一月至同年二月）

一月

一日 刑務共濟組合員ノ扶養家族ニ對スル醫療共濟制度確立――昭和十七年省令八六、刑務共濟組合規則中改正ノ件實施

司法保護事業法臺灣ニ施行セラル（昭和十七年勅令七〇四、七〇五）

八日 司法部內臨時職員設置制中改正（勅令四）――內地及樺太在住朝鮮人男子ノ戸籍及寄留ノ調査整備ニ關スル事務ニ從事セシムル爲職員增置

九日 昭和十七年度第二豫備金支出勅裁――司法省所管ハ臨時軍需構外作業ノ分量增加ニ伴フ經費（一二二、三二五圓）應召看守ノ休職俸給（三七六、六七〇圓）災害復舊費並戰時勤勉手當等

中華民國國民政府ハ米英ニ宣戰ヲ布告、戰爭完遂協力ニ關スル共同宣言ヲ發シ、帝國政府ハ租界還付並治外法權撤廢等ニ關スル協定ヲ締結ス

十二日 昭和十七年勅令第七八二號ニ依ル司法省關係戰時勤勉手當支給規程制定（訓令會甲一二〇）――昭和十七年十一月分ヨリ適用

十四日 第三〇〇奉公隊、名古屋刑務所ニ設置セラル（司法次官依命通牒行甲五四）

十六日 第八回看守長高級練習所、職務上必要ナル事項ヲ修習セシムル爲恒例ニ依リ刑務協會ニ開設――期間一ケ月、練習生二十八名

全國地方裁判所長會同、內地及樺太在住朝鮮人男子ノ戸籍及寄留整備實施ノ爲司法省ニ開催セラル

十九日 制度實施一ケ年間ノ實績並決戰下諸般ノ狀況ニ鑑ミ衣料品ノ點數平均二割五分方ノ引上實施（商工省告示二八）

二十日 少年受刑者中改悛ノ情著シク假釋放ノ見込アル者ヲ選拔シテ〇〇作業ニ參加セシムルコトトシ其ノ實施要綱定メラル（行刑局長通牒行甲八〇）

二十一日 裁判所職員定員令中改正（勅令三一）中等學校令、高等學校令中改正、專門學校令中改正並大學校令中改正等學制改革關係勅令（三六乃至四〇）公布――改正ノ重點ハ學校教育ノ目的ヲ「皇道ニ則リ」國民ヲ錬成スルコトニ一貫シ其ノ內容ヲ整備充實セシメテ修業年限ヲ短縮（中學校四年、高等學校大學豫科二年）シタルコト等

二月

一日 第一、第二少年〇〇奉公隊、川越少年刑務所ニ結成セラル

三日 第四〇〇奉公隊、函館刑務所ニ設置（司法次官依命通牒行甲一四七）

陸軍監獄看守長特別任用考試規程中改正實施（陸軍達四）

十日 少年〇〇奉公隊、小田原刑務所ニ移管

十一日 紀元ノ佳節ニ當リ優良司法保護團體ニ御內帑金下賜ノ御沙汰アリ拜受團體ハ聯合會五二、少年保護七一、思想保護一〇、猶豫者及釋放者保護一三三、合計二六六

假釋放ノ恩典ニ浴シタル受刑者ハ全國ヲ通ジ二〇八名

十六日 作業統制刑務所長會同、緊急特殊作業施行ニ關シ協議ヲ遂グル爲司法省ニ開催セラル

十八日 關東監獄官制中改正（勅令七九）

二十日 朝鮮總督府監獄官制中改正（勅令八五）

二十四日 裁判所構成法戰時特例並戰時刑事特別法臺灣ニ施行（勅令八七、八九）

二十七日 戰時下緊急特殊作業施行ニ伴ヒ必要ナル智識ヲ修得セシムルト共ニ其ノ心身錬成ニ資セシムル爲作業技術者實務練習所刑務協會ニ開設セラル――期間ハ一週間、練習生ハ技師五名技手二四名

刑事關係文献

（自昭和十八年一月至同年二月）

◎刑法、刑事訴訟法

國家、法律、人間、
……齊藤金作（刑政、 三五、一、）

刑法の常識
……牧野英一（單、有斐閣、四、三〇）

刑法の常識
……江家義男（單、千倉書房、二〇〇）

刑罰の本質と目的
……木村龜二（法曹雜誌、 一〇、一）

責任における心理的要素と倫理的要素
……瀧川幸辰（公法、 九、一）

トマス・アクィナスの刑罰思想
……村崎滿（司法協會雜誌 三、一、三）

共犯と身分
……畠山成坤（國家試驗 一五、二）

經濟統制法と刑法
……牧野英一（國家、 五七、一）

統制偶感
……磯部靖（警研、 一四、三）

統制經濟事犯に關する違法の認識
……岸達也（法新、 六七、）

經濟統制法令違反に對する量刑
……泉二新熊（法曹雜誌 九、一、三合併）

統制違反判決と量刑不當
……猪俣浩三（ダイヤモンド三一、六）

經濟事件の審判に牽連する二三の希望
……齋藤悠輔（警研、 一四、二）

經濟事犯の檢察並裁判に現はれたる最近の動向
……內田松太（臺報、 三六）

時局犯罪と其の手續法
――岸達也（法新、 六七四―六七七）

司法制度の基調
……村崎滿（司法協會雜誌 三、一、三）

矯正図書館所蔵

刑事司法の諸問題
……飯塚敏夫（同　上）
徳川時代の滞法に就て
……細川龜市（志林、　四五、三）
滿洲國司法政策十個年の動向
……北村久直（法曹雜誌　九、二、三合併）
關印の司法制度を中心として
……村松俊夫（法時）　一五、三）
法律手鑑、（昭和十七年度版）……末弘巖太郎編（單、日本評論社　三、五〇）
刑事政策の基礎理論
……木村龜二（單、岩波書店、四五〇）
法醫解剖から見た犯罪の統計
……古畑種基（刑政、　三六、一）
◎行刑、司法保護
長期戰と行刑の新方針
……正木　亮（月刊、　三六、一）
新流刑への展望
……中尾文策（刑政、　三六、一）
生産戰に於ける勤勞倫理と行刑の在り方
……永野　直（臺灣刑務月報　九、二、三）
「監獄費國庫支辨」問題の頃
……島　正雄（月刊、　三六、三）
上海進出刑務官に就て
……鷲津愛十郎（月刊　三六、三）
比島特殊監獄及州監獄管理規定
……田邊　清（臺灣刑務月報　九、二、三）
我が國の豫防拘禁制度に就いて
……正木　亮（刑政、　三六、一、
滿浦伯と行刑
……大石　武（月刊、　三六、三）
ヌサ・カムバンガン島視察記
……東　邦彦（月刊、　三六、三）
七・五事件公判記錄
……影山正治編（單、大東塾出版部　一、三〇）
◎其の他
司法省と文部省
……常盤敏太（月刊、　三六、三）
檢事帶刀論
……戶毛亮藏（新聞、　四八、三八）
豫防拘禁所素描
……中村義郎（月刊、　六、一）
隨想、少年刑務所
……石光　葆（同　上）

（三）受刑者に對しては施設の平靜を紊さぬ限り樂器を奏することを許すことが能きる。

（四）受刑者に對しては外部への發信につき自己の用箋を用ふることを許すことを得る。

（五）受刑者に對しては、日曜日及び一般の休日の午後に於て、二時間以內戶外又は體操室に於て同一事情の同囚と共に體操を爲し、又は常時の看視（第百七十一條）なしに同一事情の同囚と小作業協同體を形成して特定の仕事を追求し或は戶外運動に從ふことを許すことを得る。

第三　拘　留

第百六十二條　單純拘留

（一）作業時間は一日通例勘くとも八時間とする。構外作業は當該受刑者の同意ある場合に限り之に課する。第百六十條は準用される。

（二）保安、紀律及秩序を害せぬ限り、拘留受刑者には、教化資料を自辨し、糧食を自辨し、自辨の衣類及び肌着を着用し且つ自辨の敷布及び寢具を使用することが許される。

（三）糧食の自辨を許された拘留受刑者が其の糧食を自辨しようとする時は、施設の長の認めた飮食業者以外には其より糧食を受くることを得ない。受刑者は必要なる金額を之を管掌する司法金庫 Justizkasse に豫納せねばならぬ。糧食を自辨する受刑者は如何なる場合に於ても食事時間中は他の受刑者と之を分離するものとする。

（四）訪問の間隔（第百二十一條第一項）は一月とし、發信の間隔（第百三十一條第一項）は一週日とする。

第百六十三條　週末執行　Wochenendvollzug

一九四〇年ドイツ統一行刑規程

矯正図書館所蔵

二週日以下の單純拘留受刑者は刑罰執行法 Strafvollstreckungsordnung 第十五a條の規定に依り本人が土曜日午後より月曜日朝に至る期間のみ時々執行施設に收容せらるるといふ方法で之を執行することを得る。

第百六十四條　加重拘留

刑法第三百六十一條第三號乃至第八號に依り處斷された拘留の執行については輕懲役刑の普通執行に關する規定を準用する。

第三款　少年行刑

第百六十五條

（一）少年行刑竝びに執行期間の短期なることのためにのみ少年行刑から排除された若年者の輕懲役及び拘留刑の執行は、特に一九三七年一月二十二日（Deutsche Justiz S. 97）一九三八年五月二日（Deutsche Justiz S. 359）一九三九年四月十一日（Deutsche Justiz S. 659）及び一九三九年七月一日（Deutsche Justiz S. 1139）の司法大臣の一般命令に從ふものとする。

（二）少年行刑はドイツ民族又は同種族の若年受刑者に限られる。輕懲役刑に於ける短期執行及び初期執行の加重に關する規定は少年行刑及び若年受刑者の短期執行には之を適用しない。

第三章　保安、紀律及秩序の維持

第一　一般的保安處分

第百六十六條　規制及び監督

（一）施設の長は、施設内に安全、紀律及び秩序が保持せられるやうに事務の遂行を規制する。施設の長は絶えず事務を監督することに依つて、官吏が安全、紀律及び秩序の保持につき自己に課せられた義務を良心的に遵守することを配慮する。施設の長は施設の建築物及び設備の安全について常に愼重なる注意を拂はねばならぬ。

（二）施設の安全に關し危險ありと認めた施設の官吏は遲滯なく之を施設の長に報告する義務をもつ。

第百六十七條　保　安

（一）内庭、建物及び居房の出入口竝に内規に依つて別段の規定が爲されてない限り施設の其の他の居室の出入口は常に閉鎖して置かねばならぬ。

（二）交付されてゐない鍵及び兵器、使用中でない服制品は確實に錠をかけて保管する。官吏は交付せられた鍵及び兵器竝に服制品は之を愼重に扱ひ、亡失の際は直ちに報告せねばならぬ。

（三）逃亡を容易ならしむるに適する作業器具、素品其の他の物品は之を受刑者に必要以外に亙り貸與することを許さず、且つ其の他之を確實に保管せねばならぬ。

（四）内庭に於ては展望が妨げられてはならず且つ外塀の飛越を容易ならしむる程に外塀に近く物品を置いてはならぬ。

（五）大きい施設に於ては其の構内の官舍をも含めて警報設備がつくられる。

第百六十八條　門衞勤務

（一）施設の官吏、雇傭人及び其の他常に施設に出入する者に限り直ちに施設に出入することが能きる。其の他の者は入門の目的を說明せねばならず、未知の者なるときは其の際同時に身許を證明せねばならず、且つ施設の長又は施設の長より指名された官吏に之を報告し、入門せしむべき場合に於ては案内する官吏に之を委ねるものと

矯正図書館所蔵

する。

（二）受刑者は官吏の同伴を得て專ら事務上の目的若は事務上認められた目的の爲又は自由社會への假の若は終局的の釋放の爲に限り施設から出門することを許される。

（三）夜間に於ける施設への入門は原則として施設の長及び當直官吏に限られる。

（四）車の出入については、施設内より私に持出し、又は施設内に私に持入れを爲すものなきかを取調ぶるものとする。

第百六十九條　夜　勤

夜間に於ける施設の監視については、各大施設及び其の他の必要ある施設に於て常設の夜勤が編成される。

第百七十條　火災暴風の危險

（一）各施設に於ては火災を鎭壓する爲に必要な消火機械及び備品を整備して置かねばならぬ。大施設に於ては其の長は地方消防隊と協議して消火規則を定める。

（二）暴風よりの危險に對し防衛する爲に、準據すべき規定なき場合に於ては、上級執行官廳は特別な指令を爲すものとする。

第百七十一條　受刑者の看視

（一）受刑者は其の全行狀及び員數に對して行はれる緊張した看視に服す。大きな雜居室に受刑者が雜居してゐる場合には、本則に別段の定ある場合を除き、看視は不斷且つ直接でなければならぬ。內庭其の他戶外に在る場合に於ても亦、本則に別段の規定ある場合又は行政上緊急の必要に因り上級執行官廳が例外を許した場合を除き、受刑者の看視は不斷且つ直接なるものとする。

（二）看視官吏は、分離せられた受刑者が相互に交通せぬやう、且つ受刑者が外部と許されざる交通を爲さぬやう、又同樣に、受刑者が施設內に滯留する自由人と交通せぬやうに、愼重に看視するものとする。

（三）雜居して就業してゐる場合又は自由時間に於て雜居してゐる場合に於て、受刑者の交談に依り靜謐及び秩序が紊されたときは、看視官吏は當該日の特定時間內一般の沈默を命ずる權限を有する。

（四）危險なる受刑者、逃走の虞ある受刑者竝に自傷又は自殺を圖る虞ある受刑者に對しては特別に注意する。逃走の虞ある受刑者は特別に安全にされた居房又は特別看視の居房に收容し、能ふ限り頻繁に轉房せしむるものとする。危險な受刑者又は自傷若は自殺の虞ある受刑者には危險な器具を入手する如き作業を課してはならぬ。

第百七十二條　搜　檢

（一）受刑者、携有品及び其の居房は何時にても之を搜檢することを得る、但し婦女は婦女に依り且つ男子の立會なき場合に限る。

（二）看視官吏は、不意の搜檢に依つて、拘禁室及び其の備品が損ぜられてないこと、秩序及び安全を害する虞ある物は存在せぬこと、就中、攻擊又は逃走の準備に充つるものの存せぬことを其の當座確信する。獨居房は短き間隔內に於て、危險な且つ逃走の虞ある受刑者の場合は每日、徹底的に搜檢する。

（三）必要ある場合に於ては施設の長は受刑者の身體にまで及ぶ一般搜檢又は個別的特別搜檢を命ずる。搜檢に當りては禮儀が保たるべきである。一名の受刑者が全裸となる場合には二名の職員が立會はすことを要する。施設の長の命令なくして、卽時搜檢を必要とする場合に於ては此の方法に依り一人の受刑者を搜檢することを得る。

第百七十三條　逃　走

（一）逃走受刑者あるときは直ちに强く之を追跡せねばならぬ。施設の有する方法で充分でないときには、速に警

矯正図書館所蔵

察署の應援又は他人若は他の團體の任意の應援を求むるものとする。

(二) 追跡の結果の如何を待つことなく、關係警察官廳には遲滯なく電話又は文書を以て通知し逃走の逮捕方を依頼するものとする。附近の地域、逃走者の立ち廻つた地方——卽ち鄕里、最近の滯在地、親近なる者の居住する地方等——及び國境を突破すると推測される地方の國境附近の警察官廳が關係警察官廳である。通知には犯行及び判決に關する身分帳からの拔萃事項の外に其の他の適切なる事項を備へねばならぬし、文書に依る通知には受刑者の特徴、成る可く寫眞を、添えることを必要とする。

(三) 逃走及び逃走者の逮捕に對し採りたる處置は、施設の長に於て直ちに之を執行指揮官廳に報告するものとする。施設の直接な追跡又は施設に依つて促がされた警察の追跡が直ちに逮捕に至らぬ場合に於ては、其の後の處置は執行指揮官廳に之を委ねるものとする。

(四) 施設の長は逃走か如何にして起つたかを確定する。此の場合、施設の長は逃走者が幇助者をもつてゐたか、竝に逃走が成功したのは官吏の職務違反の行動又は施設の設備の缺陷に歸せしめることが能きるかについて調査に力めるものとする。施設の長は上級執行官廳に逃走につき報告し且つ——必要ある場合事後に於て——調査の結果につき報告する。其の報告には此の事件の發生に基いて採つた處置及び之に促がされた提案を掲ぐるものとする。

第百七十四條　看視事務規則

看視事務に關する詳細は看視事務規則の定むる所に據る。

第二　特別な保安的處置

第百七十五條　總　則

(一) 逃走、自傷若は自殺を圖る虞ある受刑者、官吏に反抗する受刑者又は其の他秩序若は安全を害する受刑者に對しては、特別な保安的處置を講ずることを得。

(二) 特別な保安的處置は施設の長之を命ずる。危險の切迫した場合に於ては、其の他の官吏も亦此の處置、嚴正獨居收容又は他受刑者との雜居を假に命ずることを得、此の場合施設の長の決定は遲滯なく之を受くるものとする。

(三) 醫療中又は診査中の受刑者に對する保安的處置は施設醫師の同意を要する。

第百七十六條　許さるべき處置

(一) 特別なる保安的處置として許さるべきもの次の如し。

備品若は衣類にして濫用の虞あるもの又は逃走若は自殺の企圖を促進すると認められるものの剝奪。

夜間に於ける屢次の視察、必要あるときは終夜點燈を併せ行ふ。

鎭靜房收容。

戒具。

(二) 保安的處置は其の輕きものに依りて效なき場合に限り重きものに着手することを要する。

第百七十七條　鎭靜房收容

(一) 鎭靜房には、とりわけ發狂して叫聲を發し、暴行を働き又は物件を破壞する受刑者を收容することを得。鎭靜房は破壞し難き窓と平滑なる壁とを有する堅牢な獨居房から成り、受刑者が自傷其の他の損傷を加ふるに用ふる物件は總て之を取去るものとする。

刑政（季刊）　第56巻第2号

矯正図書館所蔵

(二) 鎭靜房に收容された受刑者は施設醫師に於て直ちに之を訪問し且つ爾後毎日一回訪問するものとする。訪問及び所見は之を記錄するものとする。

第百七十八條　戒具

(一) 戒具は、受刑者が逃走若は自殺を企て又は人又は物件に暴行を爲した場合に於て、本人を鎭靜せしめ又は再度の逃走企圖、自殺企圖若は再度の暴行を防止する爲本人に對し其の處分が必要不可缺なるときに之を施用することを得るものとする。

(二) 戒具は兩手又は兩脚に之を施すものとする。特別の場合に於ては施設の長は施設の醫師の同意を得て他の方法に依り戒具を施すことを命ずることを得。房壁に制縛して施用すること及び身體を拗曲せしめて施用することは之を禁ずる。食事時間に於ける攝食のためには必要ある場合に於ては脚の戒具を取りはづし又は本人の攝食の可能なる樣に之を緩めるものとする。

(三) 戒具施用中の受刑者は戶外運動の際は之を他の受刑者から分離する。

(四) 施設の醫師は戒具施用中の受刑者を施用の直後及び其後少くとも二日目に一回訪問する。訪問及び所見は記錄せられる。

(五) 出廷、外出及び移送 Überführung の際の戒具に關する規定に付ては言及しない。

第百七十九條　處置の期間

特別なる保安的處置は其の命令の原因となつた危險が必要とする範圍及び期間に於て續けられるものとする。鎭靜房收容及び戒具施用の際には其の都度醫師の意見が聽取せられる。

編輯後記

△大東亞戰爭は船腹の競爭でもあるとせられる。勝ち拔くに必要なだけの船舶を、それも急速に增强擴充することこそ戰局推進上喫緊第一のものである。われわれも亦この國家の要請をつよくはつきりと自覺する。——この造船の急務に參加する新行刑の精神とせられるものを、特に講ぜられたのが卷頭を飾る行刑局長正木亮博士の勞作である。

進發！喇叭はここに奏せられてある。その成果は一に現場人諸君の手の中にある。

△「刑務所死亡」といふ言葉は耳新らしい。司法省衞生官大津正雄氏は

この問題をとりあげて縱橫に論攻せられた。三百枚を越える大作である。本誌は一擧にこれを揭げて大方の批判を俟つ。同氏の希望でもある。

△資料はそれぞれ大津正雄氏・小川太郎氏の勞に俟つものである。

△用紙配給削減に伴ふ減頁の結果は概ね八十頁といふことになつた。このため、對策の一つとして、每頁の印刷行數を多くしてみた。執筆者にも、讀者にも、御迷惑の事と思はれるのであるが、御辛抱願ひたい。

△本號は、前號における約束を守つて、大體定期日に近く發行することが出來た。次號はずつと早く出したいと考へてゐる。

（てらみつ）

定價表		廣告	
一冊(稅共)	金五十錢	一等一頁	金五十圓
四冊(稅共)	金二圓	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

注文規定

●●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

昭和十八年三月二十八日印刷納本
昭和十八年四月一日發行

編輯兼發行人　大原虎夫　東京市神田區淡路町二丁目九番地
兼印刷人
配給元　日本出版配給株式會社
印刷所　刑務協會印刷所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會　電話銀座二三四四・三八二五　振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館所蔵

昭和十八年三月二十八日印刷
昭和十八年四月一日發行
（一・四・七・十月各一日發行）
季刊
第五十六輯
第三號

矯正図書館所蔵